

第五十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長代理 理事 三池

理事 原田 憲君

理事 毛利 松平君

理事 平林 剛君

理事 春日 一幸君

足立 篤郎君

小峯 柳多君

河野 洋平君

砂田 重民君

西岡 武夫君

村山 達雄君

山中 貞則君

阿部 助哉君

野口 忠夫君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

横山 利秋君

永末 英一君

出席政府委員

内閣法制局第一部長

外務省経済局長

事務代理 大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

事務代理 農林省園芸局長

農林省畜産局長

食糧庁長官

通商産業省通商局長事務代理

自治省財政局長

細郷 道一君

原田 明君

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

自治省税務局長 松島 五郎君

大蔵省主計局主計官 秋吉 良雄君

農林省農林経済局参事官 内村 良英君

自治大臣官房参事官 鎌田 要人君

専門員 坂井 光三君

五月九日

印紙税法案(内閣提出第三四号)

登録免許税法案(内閣提出第七四号)

通関業法案(内閣提出第一一三三号(予))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

〇三池委員長代理 これより会議を開きます。

本日は、委員長が所用のため出席できませんので、私が委員長の職務を行います。

小委員会設置の件についておはかりいたします。

昨日、理事会で御協議いただきましたとおり、税制及び税の執行に関する調査、金融及び証券に

関する調査並びに財政制度に関する調査のため、それぞれ小委員会を設置するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇三池委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、各小委員の員数は、それぞれ十四名とし、小委員及び小委員長の選任並びにその辞任、補欠選任等につきましては、委員長に御一任願いたいと思惟しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇三池委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

では、後刻、委員長において小委員及び小委員長を指名し、公報をもって御通知いたします。

〇三池委員長代理 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇三池委員長代理 政府より提案理由の説明を聴取いたします。小沢政務次官。

〇小沢政務次官 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、本年二月税制調査会から提出された昭和四十二年度の税制改正に関する答申を中心に、

らに検討を重ねた結果、昭和四十二年におきましては、最近における国民負担の状況及び経済情勢の推移を勘案し、国民生活の安定と企業の体質の強化等をはかることを目的として、所得税の減税を中心とし、これに加えて相続税の減税、企業減税、印紙税、登録税の全面改正、税制の簡素化その他当面要請される諸施策に対応する税制改正を行なうこととし、国税において平年度一千五百五十億円にのぼる減税を行なうこととしたのであります。

今回は、これらの税制改正のための諸法案のうち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることとあります。

すなわち、基礎控除及び扶養控除をそれぞれ一万円引き上げるほか、配偶者控除を二万円引き上げるとともに、給与所得控除について、定額控除及び最高限度額をそれぞれ四万円引き上げ、また、これらの控除の引き上げと関連して、最低税率を八・五％から九％に引き上げることとしております。なお、これらの諸控除の引き上げにより、所得税の課税最低限は、夫婦と子供三人の給与所得者を例にとりますと、現在の約六十三万円が約七十四万円となるのであります。

さらに、永年勤続者の退職所得の課税最低限を五百万円程度に引き上げることを目途として、現在勤続年数一年につき一律五万円となつてゐる退職所得の特別控除をその年数が長くなるに及びて五万円ないし三十万円に引き上げることとしていたしております。

第二は、中小企業の体質の強化に資するため、

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

昭和四十二年五月十日

大蔵委員会議録第十号

専従者控除制度の改正を行なっていることであり
ます。

すなわち、青色事業専従者給与の必要経費算入
制度について、昭和四十三年分からの限度の法
定を廃止し、専従者の受けるべき給与の実態に即
するよう制度を整備いたしております。

第三は、税額控除制度の改正を行なっているこ
とであります。

すなわち、私学の振興に資する等の見地から、
寄付金控除について、現行の税額控除を所得控除
に改めるとともに、控除足切り限度額を現在の三
十万円から二十万円に引き上げるほか、障害者控
除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除につ
いて、これらを税額控除から所得控除に改め、そ
の額を扶養控除と同額とすることとしておりま
す。

第四は、少額貯蓄非課税制度の適用要件の緩和
をはかっていることでもあります。

すなわち、少額貯蓄非課税制度について、現行
の一種類一店舗の要件を緩和し、貯蓄の種類が一
種類でなくとも、また、店舗が一店舗でなくて
も、元本の合計額が百万円をこえない限り、その
利子所得を非課税とすることとしております。

以上のほか、配偶者控除及び扶養控除の適用条
件である所得限度を給与所得等については現行の
五万円から十万円に引き上げること、小規模企業
共済制度のうち事業廃止に備えるものの掛け金の
全額について所得控除を認めること、山林所得、
譲渡所得及び一時所得の特別控除を一律三十万円
に引き上げること、資産所得の合算課税を行なう
所得限度を現行の二百万円から三百万円に引き上
げること、源泉徴収を行なう報酬等の範囲を拡大
すること、小規模な事業を営む青色申告者につい
て現金主義による所得計算方法を導入すること
等、所要の規定の整備合理化をはかることとして
おります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につい
て、その大要を御説明申し上げます。

第一は、法人の解散、合併に際して行なわれる

清算所得に対する法人税課税の仕組みの合理化を
はかっていることでもあります。

すなわち、解散、合併の場合には、清算に伴っ
て生ずる法人所得についての法人税を課税する
こととし、清算分配金は、これを受け取る株主の
段階において配当所得として課税することとして
おります。これに伴い、清算所得に対する法人税
率を普通法人については四一・〇％から三〇・〇％に、協
同組合については三五・〇％から二二・〇％に引き下げる
こととしたしました。

第二は、主として中小法人に対する税務申告の
手続の簡素化等所要の規定の整備合理化を行なう
こととしております。

すなわち、一年決算の法人について中間申告と
これに伴う納税を要しないこととされている限度
を現行の二万五千円から三万円に引き上げ、ま
た、被合併法人について控除できることとなつて
いた外国税額等を合併法人においても控除できる
こととするほか、法人税の課税所得に関する会計
慣行の尊重等、所要の規定の整備合理化を行なう
こととしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案につい
て、その大要を御説明申し上げます。

第一は、被相続人の配偶者である相続人に対す
る相続税の減税であります。

すなわち、配偶者に対する相続税につきまして
は、現在遺産額三千万円までの相続分については
半額課税の制度を設けておりますが、夫婦間にお
ける財産形成及び相続の実情等を考慮して、この
半額課税を全額免税にすることとしております。
これにより、夫婦間の相続は、ごく限られた高額
財産階層を除いて非課税となります。

第二は、生命保険金及び死亡退職金の非課税限
度の改正であります。

すなわち、生命保険金は、現在、各相続人が受
け取った保険金で、一人当たり百万円を限度とし
て非課税としておりますが、この限度額を各相続
人の受け取り金額のいかんにかかわらず、百万円
に相続人数を乗じた金額とするものであります。

また、死亡退職金につきましては、現在、五十
万円に相続人数を乗じた金額のうち、受遺者が取
得した死亡退職金に相当する部分を除いた金額を
非課税限度としておりますが、これを受遺者によ
る取得の有無にかかわらず、五十万円に相続人数
を乗じた金額まで非課税としようとするものであ
ります。

その他、相続税の総額を各相続人に案分する際
の計算の簡素化をはかることとしております。
以上、三法律案につきまして、その提案の理由
と内容の概要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○三池委員長代理 これにて提案理由の説明は終
わりました。
各案に対する質疑は、後日に譲ります。

○三池委員長代理 関税法の一部を改正す
る法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の通告がありますので、これを許します。

堀昌雄君 本日は、関税法の法律に関する質
問といたしまして、三点お伺いすることにいた
します。

最初に、実は、昨日の朝日新聞にも出ておりま
したけれども、最近北ベトナムでのいろいろな爆
撃、これは南ベトナムにおける問題も含めてであ
りますけれども、このベトナム戦争に関するいろ
いろな資料について、東京税関がこれについて、
関税法第二十一条を発動して、そのパンフレッ
トなり写真を差しとめるという問題が昨年及び最
近と引き続いて二回ございまして、ちょっと最初
にこの問題を取り上げたいと思っております。
内閣法制局にお伺いいたしますが、関税法第二
十一条一項の三号「公安又は風俗を害すべき書
籍、図画、彫刻物その他の物品」と、こうありま
すが、国内法との関連で——これはやはり一つの

法律の体系である以上、国内の法律と見合つて問
題が処理をされなければならぬ。そこで、この前
段のほうの「公安」という部分ですね。これは国内
法ではどの部分とどの部分とに該当するの。そ
れから「風俗」というのは、国内法ではどれとど
れに該当するの。これをちょっとお答えいただきた
い。

○関政府委員 初めに、この三号の趣旨から御説
明をしたほうがいいと思いますが、三号の趣旨
は、先生の仰せのごとく、国内の一般の出版物と
か文書、図画その他と非常に異なつた取り扱い
のものであるはずがないわけでありまして、こ
れはおのずから国内法との見合いにおいて判断を
されるべきものと思ひます。ただし、何しろ外国
から入ってくる貨物に関するものでございまして
から、びつたり国内法に定めてあるものと具体的に
一々該当するかどうかといふと、その点は予断がで
きない、そのために、「公安又は風俗を害すべき」と
いうきわめてはく然たる、いわば、あまり正確で
ない書き方がいたしてあるわけでございます。し
たがって、その範囲は、明確に国内法で現に禁
止している文書、図画と正確に一致するといふわけ
にはまいりませんが、これに準ずるような程度ま
では含まれるにしても、それ以上にいろいろなも
のがここに入ってくるということはないといふ
うに考えます。

そこで、まず「公安」につきましては、破防法
において禁止されておりますところの文書、図画
が当たるといふことは、まず言えると思ひます。
次に「風俗」につきましては、御承知のごと
く、刑法においていせつ物についての禁止がご
ざいます。それがまず正確に当たると思ひます。
それから、先ほど私が申し上げましたような趣
旨によりまして、これに準ずるようなもの、つま
り、それがわが国内において多発的に流布される
ようになりなれば、わが国法として当然にこれ
を禁止しなければならぬというような、これに対
して罰則をかけるのか、そういうような必要が出
てくるであらうと思はれるに足ります、そういうも
のがこれに準ずるものとして入るのではないかと

こういふふうに考えるわけでございます。

○堀委員 刑法は百七十五条で「わいせつ文書頒布等」という目的で、これはわいせつの問題だけここに取り上げられておりますね。だから「公安」はもうはつきりしていますから、この問題は一応ここで除外しますが、「風俗」の中で国内法の対象になるものはわいせつであつて、まあわいせつをある程度拡大解釈するということはあり得ると思ひますが、わいせつでないものは、そうすると関税定率法第二十一条で拘束するのは行き過ぎじゃないですか。この百七十五条、ちよつとあなただ読んで、この百七十五条の解釈をしてください。

○関政府委員 百七十五条は、御承知のごとく、「猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金若クハ料二処ヌ販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ」こういうふうには書いてございませう。わいせつの意味につきましても、累次の判例もございまして、羞恥嫌悪の情を催させるようなもの、そのようなものであるという事になっております。性的なる刺激によりまして、一般の神経において羞恥嫌悪の情を催させる、こういうものであるというふうに考えます。

そこで、いま先生のお尋ねの問題は、たとえば、いまの問題に引きつけて考えますれば、非常に残虐なることを示した写真であるとか、そういったものがどうかということがあります。(「そんなことはまだ聞いていない」と呼ぶ者あり)いまの問題は、わいせつの問題は、いまのような趣旨である、百七十五条の趣旨はそういうものであるというふうに考えます。

○堀委員 聞いてから正確に答えてください。実は、昨日問題になったものは、「アメリカン・クライムズ・イン・ベトナム」という冊子の問題です。これは国内に数千冊は発売されておつて、これを私は、一部は知っている人から、それからこれはききょう本屋で二部買ってきたわけですが、市内で公然と販売されておる。すでにこれは数カ月にわたつて各大学その他が購入して、大学ではテキスト

トに使つておるところもある、こういう実情にあるわけですが、この中にいろいろな写真がありま

す。いま私、横におられる吉田委員にもちよつとお目にかけてみたのです。私は、実はこの前の戦争のときに海軍の軍医として作戦に参加をしました。ちよつとセネター軍港が落ちて、昭和十七年の二月の中旬にこの軍港に入つて、御承知のシンガポール華僑の大虐殺といふのを、船の中から双眼鏡で、対岸でやつておるのをかなりつぶさに見ました。われわれ日本人が、何の罪もないあの華僑をおそろしい手段と方法によつて大虐殺をしたといふのをまああたり見た経験があるわけですが、われわれはこの問題について、当時世界各国に南京事件等は非常に広く報道されておつたけれども、国内におつた者については、実は御承知の検閲によつて、日本人がそのような残虐非道な行為をしておるといふことは伏せられておつた。しかし、その伏せられておつたことが世界の目でどういふふうに見られておつたかといふことが、私は、現在の憲法第二十一条が検閲をしてはならないといふ問題に關係があると思ふわけです。

現在ベトナムにおいてアメリカが行なつておることは、まさに、かつて日本軍が中国の大陸で行なつたと同じことを現実に行つておるわけです。これらの事実を広く、すべての人が知ることによつて、嫌悪の情の問題ではないのです。そういう残虐な行為をやめさせなければならぬという正当な思想の表現の自由を、単に税関が現在の関税定率法第二十一条によつてこれをともかく差しとめるなどということは、大体、ものの性質からしても問題があるし、第一、あなたはいせつ

の定義をべんべんに飛躍をして、残虐なものまでわいせつだと言ひけれども、そんなものをわいせつだなどということは、これは一般的な通念として——この写真にあるこれをあなたはいせつだといふわけですか。私もこれはこれを見て、おそく委員の諸君もごらんになるとわかると思ひが、こんなものはわいせつでも何でもなくて、まこと

にひどいことをやつておると思ひにすぎないことであつて……。(「そこまでは答へていないよ」と呼ぶ者あり)いや、言ひかけた。言ひかけたから言つてゐる。だから、私も言ひたいことは、これまでも私は昭和三十五年、実は輸入審議会の問題をこゝで取り上げました。三十七年には参考人をこゝへ呼んで、この問題についてもつまびらかに問題を明らかにしてきておるわけです。

ただ、一般的な問題として、映画の問題は、これは非常に多数の公衆に一度に観覧に供するため、やや私は影響については広い範囲の影響を持つと思ひけれども、こんなパンフレットを一つ国内に持つて入ることについて、これまで没収して取り上げることが、はたして現在の関税定率法第二十一条の趣旨にそのまゝ沿つておるかどうにかについては、前回の婦人団体が北ベトナムから奇襲されたものについての問題があつたときも、私は取り上げたいと思つたけれども、国会情勢がそういうふうな時期になつていなくなつたから、そのまゝになつてきたわけですが、今回は、われわれの手に十分入るものがどういふ対象になつておるといふようなことは、これは私としては、相当考へてもらわなければならぬ問題だ、こゝろ思つておるわけです。

だから、法制局に伺ひたいのは、この「風俗」の問題は、やはり原則的には狭義に解釈をして、刑法百七十五条に適合するものについては望ましくないと、これなら私も理解ができるけれども、法制局が幾らでもそんなことを拡大解釈をするようでは、法律の適用といふものは適正に行なわれるわけにいかぬので、ちよつと法制局側の見解をもう一回伺つて、大蔵省側にお伺ひをいたします。

○関政府委員 先ほどお尋ねにないことまで申し上げかけたのでございしますが、これは、必ずしもその場合残虐なものも百七十五条のわいせつに当たるといふことを申し上げようと思つておつたわけではございませんので、一言釈明いたしておきます。

仰せのごとく、先ほど申し上げましたように、関税定率法の規定は、公安または風俗といふことでもかなり広く読めますことですが、もちろん、先ほども最初に私が申し上げましたような趣旨によりまして、国内において現実に行為されておる法制との厳格なる比較においてもの考へていくべきだといふふうに私も考へております。

○堀委員 いまの見解で、私もそれならば同意をいたしたいと思ひます。

それでは大蔵省にお伺ひをいたします。皆さんのほうでは、税関のあの窓口でおそらくこれをチェックをしたのだと思ひけれども、私はいま羽田税関の実情はよく承知しておりますけれども、羽田税関の一番前に出ている人たちが、これは、必ずしも年齢的にそんなに経験者でなしに、比較的若い人があつてその前に出ている。私はこれは反対なんだ。できるだけ古い経験者をあつてこの前に出してもらいたいと言つてゐるんだが、必ずしも制度的にそうならないという問題があります。あるけれども、ともかくも私どもは与える問題の影響の範囲なり、いま法制局が答へたように、国内法との関連において問題の基準が考へられるような指導がもう少し行なわれるべきではないのか。もちろんこれは輸入映画等審議会等にかけるというふうな問題にしたところで、たつた一冊のパンフレットを、輸入映画等審議会を開いてそれにかけるわけにはいかないほどのものであるのかどうかという判断は、私は当然税関長なりそ

ういうところでは多少そういうことがあるといふことになつても、やはりそれは直ちにそういう処置をして、その程度のものならば、事実上国内法等の関連から見ても、別に著しく風俗を害することにならぬという判断が行なわれるべきではないのかという感じがしてならないわけです。

これが二回続きましたから私、ききょう特にこの問題を取り上げておるわけですが、このことはこのこととして、今後の取り扱いについて、現在の関税定率法第二十一条は、拡大解釈をするほうではなくて、やはり問題は、憲法との関連で、検

聞をしてはならないという前段があるのですから——ここでもその議論をすれば時間がかかるから私もしませんが、やはりその点を考慮に入れた中で、正確にこの関税定率法二十一条の処置を行なうという形であるべきだと思ふのだけれども、大蔵省側としての答弁をしていただきたい。

○細見政府委員 御指摘の点、一々ごもつともございまして、三十六年にこの定率法が改正になりましたときに、こういう言論の自由につながるような非常にむずかしい問題を行政官庁が取り扱うだけでは適当でないというので、輸入映画等審議会というのを特に設けてまして、第一義的には、多数の旅客なりあるいは荷物が来るところをチェックするのが税関であります、そこで一応の決定をいたしましたものをその行政官が最終的に判断するというのは適当でないから、そうした識者をもつて構成いたします輸入映画等審議会です十分再検討をしてもうような組織を考へるということでもございまして、委員の人選にあたりまして、極力、広い意味の常識をお持ちの、健全な御判断のできる方々にお集まり願ひまして、従来とも慎重に運営してまいつたわけです。

それから、先ほど先生のおっしゃったことでただ一つだけ違ふ点は、第一線の税関官吏がいきなりこうしたむずかしい判断をいたすというのは適当でない、こういうことに関する専門官をそれぞれ税関あるいは支署に置きまして、その者が統一的に見まして、従来の例あるいは輸入映画等審議会等において行なわれました議論等を参酌いたして統一的に判断をいたすということだけはいたしておきます。しかし、にもかかわりませずこうした問題は非常にむずかしい問題でございまして、いやが上にも慎重を期せなければならぬと思ひます。そういう意味におきまして、従来もできるだけ慎重にいたしてまいつたつもりではございますが、御趣旨を体しまして、さらに一そう慎重にやつてまいりたい、かように思つております。

○堀委員 事は、たとえば興行的なもので、特に残虐なものを見せることによって利益を得ようというような目的があるものについては、それは残虐という問題についても私はまた別途の判断があるかと思ひます。しかし、問題はそうじゃないのです。昨年の北ベトナムの写真といふこれといひ、何も嫌悪感を人に与えることを主たる目的としておるわけじゃないです。ともかく、戦争をやめてもらいたい、平和にしてもらいたい、こんな残虐なことは繰り返してほしくないという訴えなのですから、これは基本的に考え方が違ふわけですから、この点を度外視して、ただ単純にその写真なら写真だけを引き出して、ここに書いてあることをおそろく読んでないと思ふのだ。私は、ほんとうを言えば、いまのあなたの言う統一判断をする専門検査官にちよつとこへ来てもらつて、あなた、このパンフレットを読んだのかどうかと聞きたいのだが、読んでないと思ふのだ。私、これは写真だけを見て問題にしていると思ふ。そういうことが私は事の本質を誤る最大の原因になると思ふ。そういう意味では、まさに私は、思想に対する、言論に対する不当なる検閲行為の象徴的な一つの問題としてこの問題は出ていふと思ふ。いま、事務当局のほうで今後慎重にやるといふ答弁がありましたから、特にこういふ、問題の性格が残虐を売りものにして利益を得ようというものでない、ほんとうに純粋に思想的、特に平和を願ふという基本的な流れにある問題については、今後そういうことのないような措置を十分考へてもらいたい。

ひとつ小沢政務次官、政府を代表して御答弁願ひたい。

○小沢政府委員 私どもは、憲法の条章に従ひまして、自由を守り、人権を尊重し、言論、出版の自由といふものをあくまでも守つていかなければならぬと思つておりますので、御意見に従ひまして慎重に今後取り扱いを進めてまいりたいと思ひます。

○堀委員 法制局、けつこうです。

何か、参議院のほうでケネディラウンドをやるからということのようですので、先にケネディラウンドを伺つて、最後に食糧庁のほうにこの前の懸案の問題を伺うことにいたします。

けさのラジオ放送を聞いておりました、昨日来行なわれておるところの八者会議でありましたか、主要国会議は依然として結論が出なかつた、こういうことのようにあります。この間、宮澤企画庁長官が主要国閣僚会議ということでジュネーブへ行かれたようでありましたが、私が三月二十九日でありましたが、この委員会ではいろいろと議論をしました中の穀物協定の問題については、やはり筋を通していきいたいというところをはつきり言つて行かれたことは、私は、少なくともわれわれの考へ方が正しく政府のもので、私がこの中で、この前特に強調いたしました非関税障壁の問題ですね。特に関税法四百二条のa項でしたか、そのほか新関で承知しておるところでは、アメリカン・セリング・ブライスはどうか少し引つ込めるというふうな傾向もあるようです。この前いろいろな角度から実はこのアメリカの非関税障壁の問題を取り上げたのですが、今日時点でこの非関税障壁で前進をしたものは何かあるのですか。ちよつと先にこれを答えていただきたい。

○細見政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、三月の当委員会の際に私のほうから、政府といたしましては関税の引き下げのみでなく、非関税障壁についてもこれを撤廃あるいは削減するという方向で努力をいたしておるということを申し上げたわけでありましたが、ただいま御指摘のとおり、非関税障壁といふものは、大きくあげられるものといひましたし、御指摘のアメリカン・セリング・ブライスは、いわゆるASP、化学製品についての問題、それから関税評価の問題に関連いたしました四百二条a項の問題、これは日本の場合、真実管が問題になっているわけでありまして、このほかアンチダンピングの問題、それからさらにはバイアメリカンの問題、ヨーロッパの諸国にいたしますと対日差別の問題、大きく分けましますこの五つくらいのもののが非関税障壁となりまして、われわれが従来二国間交渉あるいはケネディラウンドにおきます多角的な交渉におきましては追及してまいつた点でございまして。

そこで、ASP—アメリカン・セリング・ブライスはつきまして、これが関連するところ、アメリカとEECとの間には非常に大きな問題になっておりまして、先ほど御指摘のとおり、この問題につきましてもアメリカとEECとでけさの三時半ごろまでやつたようございまして、まだ話がつかない。しかしながら、これは非常に関連するところ大きくございまして、アメリカの場合にいたしましては約五億ドルというふうな関税の問題もございまして、私自身の観測をいたしましては、これは十一月、EEC閣僚理事会がございまして、そのあと十二月からまた再び猛烈な、夜を徹したような交渉があると思ひますけれども、その際にASP問題はアメリカとイギリス間に何らかの妥協が出てくるという感じがいたしております。そうしますと、ASPにひつかかつておるから、そういう点につきましても、したがって、何といひますか、ブライスの面が出てくるというふうな考へておる次第でございまして。

四百二条a項につきましても、これはこの前先生すでに御指摘のとおり、内容については御存じのとおりでございまして、やはりケネディラウンド交渉に関連いたしましたアメリカ側と折衝いたしておりました、そのファイナルリストというものはやめるようにということ、これも日本側が希望するはつきりした形で、この段階で生まれるとは必ずしも申し上げられませんが、相当見込みが濃くなつてきているということだけは申し上げられると思ひます。

それから、アンチダンピングにつきましては、現在ケネディラウンドの中に取り上げておりまして、一種のアンチダンピングに関するコードというものをにつくることにはほとんど成功いたしましたし

て、日本の主張もかなり繰り込まれる、もちろん全面的ではございません。かなり繰り込まれた形が出ております。そういうことではこれも進歩だと考えております。

バイアメリカンにつきましては、別途、たとえばOEC D等におきまして、いわゆる政府調達物資の調達の際におきまして、ひとつ一般的なコードをつくつたらどうかという動きがございます。ケネディラウンドの場合におきましては、そういったコードをつくらうという動きは、まのころ出てまいっております。これはケネディラウンド以外におきましても常々日本が、われわれがアメリカに対しまして主張いたしておる次第でございます。

それから、ヨーロッパ諸国の対日差別でございますが、これは先生もすでに御存じのとおり、一番日本に対して差別が……。全然わからぬです、委員長と呼ぶ者ありイタリヤでございます。イタリヤ、それからあとフランス、ドイツ、それからベネルクスというところがございますが、いま一番集中的に努力をいたしておりますのはフランスでございます。これにつきましては、近い将来相当な差別的品目の削減が実現するのではないかと考えておる次第でございます。

○堀委員 実は、この前の委員会では通産省の通商局の次長の答弁の中に、たとえば四百二条aのようなのを取り扱われないような場合には対抗措置も考えざるを得ないという答弁が実は速記録にあるわけですが、私もどうも、この前から申し上げておるのですけれども、わが国の貿易構造自体は無税品及びこれに類したもの、原料品を輸入して、加工品を輸出するという傾向のためまえに国がなつておつて、それで今度ケネディラウンドをやることには、なけなしの有税品を提供して二国間交渉をやるというところにておるときに、やはり向こう側が依然としてこのような非関税障壁、いままのお話もありましたが、まだ私は実は釈然としていないわけです。

具体的にいまのような、たとえばアンチダンピングのコードができた。それでは自主規制品目のようなものが少しゆるくなるのかといったら、それはそれ、これはこれだというふうなことで、必ずしも実効がどういふ形で出てくるかを確実に測定することはなかなか困難な現状ではないのか。だからわれわれは、なけなしの関税品を下げようというふうなところで問題の処置をしておるのかかわらず、依然として、この間からのアメリカの状態はオフアールしていたものを次々と引つ込めるというのが現状ですから、私は何も縮小均衡することがいいというわけではありませぬけれども、なぜアメリカがオフアールしたものをどんどん引つ込めてくるのかといえば、アメリカのナショナルインタレストを守るために引つ込めているということにならざるを得ない。ということは、それでも依然としてこの間の二千二百万ドルですか、ハードコアの品目だけは譲れないというけれども、どつちかというところ、すぐ手放しで譲るほうに傾くという交渉態度が見えてしかたがない。だから、ここでひとつ、向こうも向こうならこつちもこつちだという考え方が多少あつてもいいのではないか。アメリカが日本の大きな市場であることに間違いありません。しかしまた、日本もアメリカの市場であることに間違いのないわけですから、その点はやはり私はもう少し対抗的な措置を、とるべきではないかと、とるだけの用意が十分整えられてしかるべきじゃないか、こう思うのですが、この点、通産省どうですか。

○原田政府委員 まさに、いま先生御指摘になりましたような点を、私もジュネーブにおきましてアメリカ側に対しまして主張して、できるだけ譲歩をアメリカからかち取りたいということをやつておる、一番重要なことであると考えております。

確かに、日本の国は貿易構造上無税品目がたくさんございます。教條的にのぼつております。したがって、この無税品目をこれから関税を上げないという約束をするということ自体にかな

り意味があるとわれわれは考えておるわけでございますが、アメリカのほうの側では、それはもとも日本がほしい原材料その他を無税で輸入しているのであつて、それが上がらないからといって、ケネディラウンドが目的とする貿易の拡大効果というものはほとんどないように思われる。関税がある程度高いものを下げればそれだけ貿易がふえる、しかし、関税がかかっているものを別

に上げないから——上げればもちろん非常に障害が生ずるわけでございますが、上げないからといって貿易は拡大しないわけだから、ケネディラウンドの目的とする貿易の拡大効果から見たら、われわれはこれを評価できない、したがつて、そういうことからは、アメリカのほうのケネディラウンドにおける譲歩が非常に大きくて日本は非常に小さい、こういうのが向こうの主張であります。これに対しまして私どもは、それでは、もと

もと関税を下げ、非常に行儀がいいという国がどうしようもないということになるわけ、わが国は貿易構造上そういう特性を持つているのであるから、したがつて、そういう日本の貿易構造の特性を考慮に入れた上での交渉をやつてもらいたいというところで目下交渉をしております。これが日米間の最大の論点でございます。この論点に基づきまして、ほとんど徹夜で向こうで交渉をいたしております。その中に、先生御指摘のような各種の関税でない貿易障害を排し、改善をやつてもらわなければならないという貿易障害と関税引き下げというものを、全体を含めたバランスでわれわれはやはりこれに対抗しまして、もちろん拡大均衡という精神は維持しながら、しかも、見合ふ線が落ちつけないというために、いまだ代表が鋭意努力をしております。

○堀委員 鋭意努力はしていらっしゃるのです。鋭意努力はしていらっしゃると思つても、やはり努力するたためには多少てが要るわけですよ。切り札も要るし、ても要るのだけれども、見てみると、日本の場合、切り札もなし、てもない、こ

うかつこうで努力をしている感じがしてしかたがない。だから私は、何も必ずしも対抗措置というものをやりますというふうなことではないが、最悪の場合にはやらざるを得ないですよというものを保持していない。切り札なしにゲームをやつていうことにはならなければ、ゲームにならないわけですよ、これはどつちから見ても。やはりゲームをやるならやるように、かまへがきちんとしていなければならぬのではない。

だから、この問題は通産省だけの問題ではありません。大蔵省としても、大蔵省側として考えられる、要するに、日本なりの非関税障壁といひますか、対抗措置というものを、少しこつちで真剣に考えてみる必要がある。日本は、そういう関税交渉の場合には、構造的に不利な立場に初めから立っているという問題の認識がこれまであまりなかつたのではない。いま次長が答弁されたように、ガットでは、無税品を置きといたことは、これはやはりメリットなんだということを明らかにしておるが、この前もちつと触れましたけれども、アメリカは、あたりまえだという言い方です。この前、私がアメリカへ行つておつたときも、綿製品協定の問題でも、日本がかつてに自発的に規制しているの、アメリカは別に何もしてないんだという言い方ですからね。この言い方の中で、常に日本は、はあそうですかと言つてきているのじゃないかという感じがしてしかたがない。それならばというものが一つあるべきだと私は思う。

だからこれは、事務当局だけの問題ではありませんが、政府として当然考えなければならぬ問題だと思つて、小沢政務次官、あなたひとつ政府を代表して、日本のナショナルインタレストをいかにして守るか、特にこの貿易は、日本の発展のために欠くべからざる大きな要素でありますから、その点を踏まえて、ひとつ前向きな発言をしてもらいたい。

○小沢政府委員 御承知のように、私も、日本

の経済発展といひますか、日本という国の存立のために、無差別で自由な貿易の拡大というものが不可欠な要件でございませう。ケネディラウンドは保護貿易主義と地域化の排除を目的とするものでございませうから、やはり私どもの、日本の置かれてある立場、方針とは、私は方向において合致するものだと思うのでございまして、したがって、この交渉には積極的に私どもも非常な熱意を持って進めていくわけでございませう。

しかし、その場合に、特定国に追随いたしまし、あるいはまた、その力といひますか、そういうものに、気持ちの上でもあるいは実質上の交渉でも、あまり強くこちらの立場を主張しないという態度はよくないと思ひます。やはり、あくまでも自国の利益というものを中心にしなから進めていかねばいけないことは当然でございませうので、いままでの御意見を聞いておりますと、ほんとうに日本の立場、貿易の発展、経済の発展というものに真剣に思ひをいたされた御発言、私、まことに傾聴いたしておたわけでございます。御趣旨に沿うように、私もできるだけそういう方向で善処するように努力をいたしたいと思ひます。

○堀委員 事務当局に特別にお願いをしておきませうけれども、やはり作業なんというものはしていいのですよ。私は、常に最悪の事態に備えるというのが人生訓だと思つております。最悪の事態に備えておいて、それを使わなければいへんけつこうなんです。やはり、常に備えあれば憂いなしです。ところが、どうもいまの関税問題なんかを見ておると、文句を言われたら、すぐ「たといば、この前の租税特別措置法の輸出の取り扱いのようなのは、向こうから文句を言われたらすぐは、何となく、常に裸で戦場に臨むというやうな感じがわれわれにしてならぬのです。もう少し日本なりの武装をして——相手も武装をしておるのだから、こつちも武装をしてやるという作業をとつてもらつて、事務段階ではそういう作業をひとつ進めてもらいたい。これはやるかやらないかは別ですよ。あるとないのでは、こつち側だつて心理的に、武器なく戦場に臨むのと、よいのかぶとに身を固めて臨むのでは臨む態度が違つてくる。いつも、さあ殺せ殺せだけでは現在の近代的社会では通用しないのですから、その点を特に要望しておきませう。

特に、もう一つ申し上げておきたいことは、あなた方にいまここで言つたからどうなるわけではないけれども、あまりケネディラウンドに固執する必要はないやうな気がしてしかたがない、こゝまでくると。その点は、政府、大臣に来てもらわないと意味がないけれども、あまりこたわつて、失うものも多く、得るもの少ないやうな交渉なら、何もドゴールじゃないけれども、日本の榮光をもう少し考へてもいいのではないか、こう思ひますから、その点はつきりしておいてもらいたいというこゝとをひとつ要望しておいて、時間がありませんからちよつと穀物協定関係に入ることになつてしまふ。

穀物協定の問題は依然としてだいたひ難航しておるやうであります。日本としては、この前私が申し上げておつたやうな線で、特に後進国援助の問題については、宮澤長官もこれだけは筋が違ふ、どうしてもがらばる、こういう話のやうであります。いまの問題はオール・オア・ナッシングの問題でありますけれども、この前からこゝで私が議論しておつたその他の二つの問題、要するに、自給量の決定とそれから価格帯の問題、これはその後の経過はどうなつておるか、ちよつと伺ひたい。

○鶴見政府委員 ただいま御指摘の穀物協定の三つの要素の最後の食糧援助につきましては、おつしやるとおりだと思ひます。最初のほうの自給率といふものにつきましては、日本の場合は自給率といふものをきめるといふことには応じられないといふことは、従来ともはつきりしております。それぞれ関係国もそれには賛成いたしております。日本の場合には、そのかわりにいわゆるアクセスの保証といふことで

もつて関係国に対して説明しております。大体それは認められてきておるといふ状況でございませう。

第二の要素の、いわゆる価格帯の問題でございませうが、これにつきましては、この前たしかこちらで御報告申し上げたかと存じますが、輸出の最低価格のところをブッシュル当たりハードウインター・ドル八十セントといふことを言つておるわけではございませう。日本の場合におきましては、当初からそれはドル六十セントであるといふことで、若干の引き上げはやむを得ないけれども、あまり恣意的な、人為的な引き上げはいかぬといふことでございませう。日本がドル六十九セントくらいまで——若干上げてドル六十九セントでございませうが、歩み寄りをいたしておりますけれども、まだ輸出側が下げてくるという段階に必ずしもなつておりません。ただ、御承知のやうにEEC諸国はドル七十二セントないし七十四セントといふ線を出しておりますし、アメリカはドル七十セントないし七十五セントといふ線を出しておりますので、これは先ほどちよつと御指摘がございましたが、穀物協定に關しましては、アメリカとEECとの間で自給率と食糧援助のからみ合ひでもつて、やはりいろいろと難渋、困難が続けておるやうでございませう。したがひまして、最終的に価格帯をどうするかといふところまでは進んでいないといふ状況でございませう。

○堀委員 この穀物協定の問題は、EEC、ケネディラウンドにひつかかつてはおるけれども、本来的には別の協定ですよ。だからこれは、たしか、あれではないですか、穀物協定そのものは今月で一応継続か何かになるので、向こう側としては、ともかく価格問題については触れないで、行政的部分の協定だけはひとつ延長したい、こういうことになつておるといふやうに承知をしておるのだが、そこらの関係を、穀物協定の側だけから見て、ケネディラウンドに關係ある部分でない部

分とあるのだけれども、その点がどうなつておるかといふことをちよつと伺ひたい。

○内村説明員 ただいまお話のございました点は、小麦協定、すなわち一九六二年にできました小麦協定に關する御質問だと思ひます。小麦協定は期間が三年間といふことでございまして、六五年に一応期限が来たわけではございませうが、加盟国が同意いたしまして期限を延長してまたつたわけではございませう。その結果、今年の七月末まで期限が延長になつていたわけではございませうが、今度のケネディラウンドの穀物協定の問題と關連して、これをどうするかといふことが、四月の國際小麦理事會で問題になつたのでございませう。その際、日本はなお延長すべきであると主張したのでございませうが、輸出国のほうから、いや、ケネディラウンドで話が進んでゐるのだから、もう延ばす必要はないといふ立場をとりまして、最後に、輸入国であるイギリス等も同調いたしましたために、現在の一九六二年の小麦協定は、理事會その他行政規定と申しますか、理事會がいろいろ小委員の統計資料を集めたり、そういうことをしてありますから、そういう機能だけを残しまして、いわゆる経済事項といふ最低価格、最高価格の規定は今年の八月以降になつて、こういう状況になるわけではございませう。

○堀委員 そうすると、結局ケネディラウンドで話がつけば、おそらくその部分が小麦協定の中にまた織り込まれるといふことになるのではないのかと私は思ひますが、ケネディラウンドはあと十四日くらいでおしまひになるのでしやうが、こゝで話がつかなくなつたら、それじゃどうなるのですか、これは。

○内村説明員 その場合のことは、まだどうなるかといふことはつきり申し上げることはできないわけではございませう。と申しますのは、小麦協定には四十何カ国入つておりますので、それらの国が集まりましてどうするかといふことを相談することになるのではないかと思ひます。

○堀委員 そうすると、四十何カ国が集まつて、

ケネディラウンドは御破算になって、この七月で一応小麦協定が終る、次の小麦協定を新たに結ぶという事になると、過去の沿革からして、正式に価格帯その他についての協定は、小麦協定として拘束力のあるものができるのは、時間的に見ていつごろになったらできますか。

○内村説明員 その点も交渉事項の問題になってくるわけですが、かりにケネディラウンドで穀物協定ができて、そこで小麦の貿易を自由に放置しておくことが小麦の貿易上非常に悪いという事になりますれば、何とかしなければならぬという事で、また国際的な相談が始まるわけですが、その相談がいつまとまるかとか、あるいは、それがいつから発効するかという事につまましては、この段階では予測が全くつかぬという状況だと思えます。

○堀委員 そうすると、ケネディラウンドでまとまるかまとまらないかわからない仮定の問題について質問ですから、私も深く迫る意思はありませんけれども、しかし、ますますとまらない場合について、どっちにしてもわれわれとしては小麦を買わなければならぬわけでしょう。

ともかく、これは、この前もちょっとここで議論をしましたように、三百六十万トン余りを買い付けることにしているわけですね。だから、これはやはりいまの問題として、そういうことになった場合には、現状では買い手市場なんですか、売り手市場なんですか。

○大口政府委員 小麦が買い手市場か売り手市場かという事を端的にきめることは非常にむずかしいと思えますが、数年前と申しますと、十一年くらい前には、非常に小麦が過剰時代でありましたときには、常識的にこれは買い手市場であるという事は言えたと思うのです。最近の国際的な小麦の需給事情は、ソ連、中共の作柄並びにソ連、中共の世界市場における買い付けの状況等によつて非常に違つておるのは御承知のとおりでございまして、最近ではむしろ小麦全体の需給事情はややタイトであるというのが一般通念ではないかと思

いまするので、昔ほど買い手市場ではないということが言い得るかと思えます。

しかしながら、日本が買つておられます小麦の輸出国は、御承知のように、アメリカ、カナダ、豪州でございまして、品質的にもいろいろ違った小麦がございまして同時に、相競合する小麦も輸出しておりますので、私どもとしては、相手国がお互いに競争の立場から日本に売り込むというような事情をできるだけ買い付け面に生かしたいと思つておりますので、純然たる売り手市場であるというふうにも思つておりませんが、ちょっと端的なお答えはむずかしいかと思えます。

○堀委員 それでは、そこまでにいたしました、この前ペンディングにしておりましたことをちょっととお伺いしておきたいと思えます。

私、資料を見ておまして、輸入のときには小麦を買つて、国内に売り渡すときには小麦粉を売り渡しておるという事が予算書に出ておるわけですね。そこで、一体小麦粉にした場合の小麦換算量というのはどういふことになっておるのか。四十二年、四十一年、四十年について輸入小麦を小麦粉で売り渡した数量ですね。四十二年十八万八千トン、四十一年十八万七千トン、四十年十七万二千トンですか、これを小麦換算にしたら幾らになるか、ちょっと答えていただきたい。

○大口政府委員 いまの小麦換算にした数字を調べてすぐ申し上げますが、この数字は、実は学校給食用の小麦で、学校給食会に委託加工をして売り渡す数量に限定をしております。

原麦の数量は、いままぐ計算いたしました、申し上げます。

○堀委員 そこで、私ずつとこまかく調べておると、なぜ私がいまそのことに触れておるかという事、輸入小麦の買い入れと売り渡しには毎年数量の差があるのです。この差は一体——キャリーオーバーになっておるのだらうと思ひますが、どういふふうになっておるのでしょうか。

○大口政府委員 小麦の輸入量を決定をいたしました場合には、もちろん内外麦を通じましての需

給計画を策定をいたしました、まず需要の推定をし、それから内麦の供給可能量を押えまして、さらに年度の初めの持ち越し量というものを押えまして計算をいたしました結果、さらに年度末にどれだけの持ち越しを持つ必要があるかということを押えまして上で最終的に要輸入量というものを押え、こゝろいふ方式をとつておるわけでございます。

出たので、実際に輸入したものを売ります数量と輸入いたします数量には、持ち越しの差とか、そういうことで必ずしも一致をしない。買つたものを全部その年度内に売るといふことになっておりませんが、需給計画の策定の順序は、ただいま申し上げたような順序でございます。

○堀委員 さっきの小麦換算は出ましたか。

○大口政府委員 四十年度が小麦で二十五万二千トン、それから四十一年が二十八万一千トン、四十二年はすぐ出します。

○堀委員 それなら、いまのお話でちょっと伺いたいのは、要するに、四十年度の期初の輸入小麦と国内小麦の在庫からずつと一ぺん言つてもいいのです。その次、期中の払い出し、四十年度の期末在庫、これは四十一年の期初の在庫ですが、それから四十一年の期中の払い出し、四十一年の期末在庫というように、期初と期末の在庫、年間の払い出しを輸入小麦と国内小麦でずつと言つてください。四十年からでけっこうです。

○大口政府委員 ちょっと、いま四十年から用意しておりますが、四十一年から先に申し上げさせていただきます。

四十一年度の期初の持ち越し——四十一會計年度の予算に提出をいたしました基礎になる数量で申し上げますが、期初の持ち越し量が、内麦で三十三万四千トン、外麦で四十七万三千トン、両方合わせまして八十万七千トン、これが期初の持ち越し数量でございます。それから買い入れ量、これは内麦で七十二万トン、それから外麦で二百六十六万三千トン、それから売り渡し数量——売り渡し数量というのはつまり需要といふことでございまして、内麦が七十五万九千トン、それから外麦が二

百六十三万二千トン、その結果、年度末の持ち越しが内麦で二十九万五千トン、外麦で五十四万四千トン、これが四十一會計年度の基礎数字でございます。

それから、現在御審議願つております四十二會計年度の数字を、統いていまして同じ要領で申し上げます。内麦の期初持ち越し二十四万七千トン、それから外麦が五十四万八千トン、それから買い入れ数量が内麦で六十四万トン、それから外麦で三百十六万四千トン、それから需要として、内麦六十一万六千トン、外麦三百一十一万五千トン、この結果、期末持ち越しの見込みが内麦で二十七万一千トン、外麦で五十九万七千トン、それから四十年はすぐ調べて申し上げます。

○堀委員 じゃ、とりあへずいまの問題だけであつて何うのですが、ちょっとここでわからな

いのは、いまのお話では、四十一年の期末在庫の内麦が二十九万五千トンでしよう。それから外麦が五十四万四千トンですね。四十二年の期初が内麦二十四万七千トンで、外麦が五十四万八千トンと、こうなるというのは、期初と期末はくつつかないのですか、今年度では。

○大口政府委員 御説明を途中を若干省略した感じがございしますが、実は四十一會計年度の予算を編成をいたしますときに、ただいま申しました計画でもって発足をいたしておるわけでございますが、私ども、その後予算が国会に提出され、さらに実行いたしました結果、当初の計画と実行見込みとが若干狂つた、いわゆる実行見込みといふものを四十二會計年度予算編成をするときに立てまして、その実行見込みに基づいて期末の持ち越し数量を修正をいたしました、それを四十二會計年度予算編成の際の需給計画の期初に持つてきておりますので、その間のつながりを申し上げるために、四十一會計年度の先ほどの当初予算計画と比較をする意味で実行見込み計画といふものをつ

くつておきますので、それをちょっと念のため

に読み上げさせていただきますと思ひます。先ほどの順序で申し上げますが、内麦の期初持

ち越しも、当初予算を組んだときと、また実際に会計年度末と違っておりまゝです。これも食い違っておりまゝですが、内麦が三十四万九千トン、それから外麦が三十五万三千トン、それから買入れ数量は内麦が六十一万七千トン、外麦が三百六十一万一千トン、それから売り渡し数量が内麦が七十一万九千トン、外麦が二百八十六万六千トン、その結果、期末の持ち越し見込みが、内麦で二十四万七千トン、外麦で五十四万八千トン、こういう実行見込み計画を立てました上でこの期末持ち越し量を期首に持ってきて、現在の予算の基礎になつてゐる需給計画を立ててゐる、こういうことでございます。

○堀委員 わかりました。それは、いま私計算しているのは予算ベースだけで計算しているから、決算書を見て金額しか出ていないから中身がよくわからない。だから、いまのあなたの方の実行のあれでよくわかつたのですが、それにしても狂い方が大きいのです。

いまの数で見ると、四十一年の期首の在庫が、外麦は当初の見積もりが四十七万三千トンという見積もりがしてあつたものが三十五万三千トンと、十二万トンもここで違つておるわけですね。これは四十一年中の消費が大きかつたということであるかもしれないけれども、ここに非常に大きな誤差があるのがあるいろいろな関係で出てくるのだと思ふのですが、この前あなたの方で、予算委員会で武藤君の質問に対して、私がこの前指摘をした五十万一千トンの内訳としては、三十四万トンが需要の増加である、こういう答弁をしておるわけですね。ひとつ、四十一年、四十一年のあなたのほうの当初の需要増加見込みは幾らだったのか、ちよつと答えてもらいたい。

○大口政府委員 四十一年度の当初予算と、それから先ほど中間的に申し上げました実行見込みを比較いたしますと、需要の増は十九万四千トンというふうに私どもは計算いたしております。それから、その実行見込み計画と、現在の四十二会計年度の予算の需要量、これが十四万六千トン増、

それで合わせて三十四万トン、したがって、当初予算とそれから四十二会計年度の予算とを直に比較いたしましたので三十四万トンというきわめて大きな数字が出たのでございまして、簡単に実行見込みと比較をいたしますと、いま申しましたような数字の関連になつてまいるわけでございます。

○堀委員 実は私、三十四万トンというのは、皆さんのほうの、要するに輸入小麦と国内小麦の売り渡しの総計が小麦の需要だということ、予算上あなたのほうは出してゐるはずだから、これを比較をしてみると、三十九年―四十一年の間では予算上では十四万四千トン、それから四十一年―四十二年の間は予算上では十七万四千トンというの、当初予算における内外小麦の売り渡し総量の年度別比較ですからね。これをみな予算ベースだけの比較をしてゐるから、いまの実行見込みとは差があるにしても、ちよつとこのトレンドを見ると十四万トン、十七万トンぐらゐになつてゐるの、いきなりことし、四十二年に三十四万トンの消費というのは、これはわれわれから見ると、一ぺんに倍以上になつてゐるという感じがするものだから、これが、この前私が指摘をしたように、こまかくこの統計を調べてみると、これまであまりふえてゐなかつたのがいきなり五十万トンふえるという問題になつてくる。この五十万トンふえるという一番問題の大きいのは、あなたのほうの需要測定が一ぺんに三十四万トンになつたというところが一番大きな原因ではないか、こう思つてゐるので、はたしてそれだけふえる理由が一体何にあるのか。これまで予算上の見積りをあなたの方が見たときに、去年の当初とおとしの当初との差が、私がいま言つたように十七万四千トンですからね。三十九年と四十一年の間が十四万四千トンという程度の需要の増加をしてゐるといふのが二年続いておつて、三年目にはそれより倍ふえるんだというの、ちよつと私も意味がよくわからないんだが、その点はどうなんですか。

○大口政府委員 前回の委員会の際に、小麦の需

要の最近の動向についてお答えをいたしたところでございますが、繰り返して申し上げたいと思ひます。

小麦は、もちろん戦後非常に粉食の普及その他で、戦前と比べて問題にならないくらい需要がふえたことは御案内のとおりであります。四、五年前まではやはり小麦というものの消費は米の代替である、したがつて、米の作柄が非常に豊作である場合には小麦の売れ行きはそれほど伸びない、しかしながら米が凶作になると小麦が伸びるという、やや米の豊凶とらへは関係を持つておつたのであります。つい最近の三、四年間の傾向からいいますと、おそらく、経済の高度成長等で国民の所得水準が上がりまして、国民の食生活全体の構造が非常に高度化をしたということに伴つて、都市、農村を通じて、小麦の消費、つまりパン食あるいはめん食の消費が、それ自体の食形態としてやや固定をしたのではないかと、いふふうに思われる節があるものであります。

最近、現に昨年産米のごときは作柄は平年作でございますが、政府に集まる米の数量も相当順調にいってございまして、むしろ米が非常に豊作という形になつてございまして、従来の傾向からすれば、むしろ小麦の需要の伸びは頭打ちになるというところが見られるはずであります。にもかかわらず、毎月の売れ行きはきわめて順調でございまして、その意味から、先ほどの四十一会計年度の当初計画を実行見込みですでに相当量の需要増を見込まなければならぬという事情になりました。その後さらに依然として売れ行きが好調でありますので、四十一会計年度の実行見込み計画と四十二会計年度の計画とは、さらにふやすというところで、去年とことしの予算ベースで直に比較をいたしますと、三十四万トンというきわめて高い需要の伸びが見込まれる結果になつておるのであります。私ども、小麦の需要がかくも伸びておりまする事情は、いま申しましたような事情が最近あるのではないかと、いふふうに見ております。

○堀委員 まあ、需要があつて、消費があるのならいいのですけれども、結局問題は、この前のケネディラウンドの問題に関連があるのではないかと、問題については、こまかい検討をしてみた結果、それほど大きなアローアンスがそこにとつてあるのではないことは、大体私も承知をいたしました。

ただ、今後の問題としては、これは食糧需給の問題はいろいろありましようけれども、やはり外貨の面ではいまわが国が食糧に對して払つておる外貨というものはきわめて大きなものがありますから、この点については、先ほどの小麦協定なり穀物協定の問題もありませんけれども、やはり日本の国際収支のバランスの上からいつても、いろいろな面で努力をして、できるだけ外貨が節約できるような方向で、政府としては、いまのケネディラウンドを含め、今後の小麦協定を含めて、ひとつ十分ナショナルインタレストを前へ出して努力をしてもらふことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○三池委員長代理 阿部助哉君。

○阿部(助)委員 交付税法の問題について御質問をいたしますが、その前段として、大臣がおられませんか、大蔵省を代表して次官にお伺ひしたいのであります。いま大蔵省は予算のたびにいろいろな査定で非常な苦心をされておると私は思ひます。各省からいろいろな要求が出てまいります。しかも、そのいろいろな要求が重複をしないように、そうして、つまるところ、最少の経費で最大の効果を發揮しようということで査定をされることであらうとは思ひますが、それにしても、その査定の場合には、この政府の基本的な考え方、政策、そういうものを勘案しつつやられることだろうと私は思ふのであります。それはそのとおりやつておられますか。

○小沢政府委員 御質問の御趣旨は、四十二年度予算編成にあつて、いろいろ各方面からの要望がたくさんあるが、それを四兆九千億円の予算の範囲内に縮めるためにいろいろと査定をする、その査定の方針いかん、こういうふうな御趣旨だろ

うと思うのですが、特にその場合に、予算の効率的な使用という問題を重点に考えるんじゃないか、こういう御意見といたしますか、お尋ねではないかと、そういうふうに承ったのでございますが、私どもは、各省の要求につきましても、できるだけ主管官庁の重点的な考え方、優先的な考え方を中心にして予算査定をいたします。もちろん、一定の税収見込みというものがございまして、しかも相当硬直した経費というものがたくさんございまして、そういうものを除きまして、新規の財源というものが、自然増収の範囲内で、しかもそれを公債の償還に充てるといふことを考えまして一定のワケがそこでき上がつていふものでありますから、当然そのワケというものをめどにいたしまして査定を進めてまいりたいでございます。

その際に、必ずしもただ単に予算の効率的な使用だけを主として査定の基準にいたしませんで、やはり地域開発の問題、先行投資の問題等もございまして、それぞれ各般の各省の要求というものを中心にいたしまして同時に、国民生活全体のバランスを考えながら、効率ある運営と同時に、やはり地域開発の面から、将来に向かっての先行投資も考えつつ、まあ、あれやこれや万般を満たすわけにはいきませんけれども、そうした考え方で予算を編成しているわけでございます。

なお、御質問があればまた……。

○阿部(助)委員 いまの御答弁ではさっぱりわからないのですが、この査定をされるには査定をされる理由がある。各省から非常に大きな要求が出ておるのですから、それを査定されるには、ただ大なたをふるわれるのじゃなしに、何らかのやはり基準があると思う。特にいまそれをお伺いしても出てこないようでありますから、次に移ります。

地方自治の場合、地方財政の場合、これは日本の民主主義の基礎だといわれ、憲法でも規定をされておる。しかし、今日の地方自治は、一般に三割自治とか何とかいうけれども、予算面からすると、むしろもうそれ以下のところに落ちておる

のではないかと。小沢次官御承知のように、新潟県の予算一つ見ましても、一千億円という大きな予算であるにもかかわらず、県知事がほんとうに独自で裁量し得るものは五十億円前後じゃないかというところになってくる。予算面からすると非常に窮乏なものになってくる。あとは中央からの仕事に関連した経費ということになってくるわけでありまして。昔でありますれば、内務省が任命した県知事をみな掌握してやっておるのだが、今日では財政面から制約をされておるということになってまいりますと、大蔵省がむしろ昔の内務省的な役割も果たしつつ、何か地方自治というものが狭められてきておるような感じもするわけでありまして。

そういう点で、財政面からいろいろな制約もあるが、何としても地方自治を育成する、伸展するということだけはお考えであらうと思うのであります。その辺はどうでございますでしょうか。

○小沢政府委員 おっしゃる通りに、地方自治の育成強化ということは当然私も考えてまいらなければいけません。したがって、御承知のとおり、毎年自主財源の強化という点と、特に地方の超過負担の問題等につきましても十分配慮をいたしてまいっておるわけでございます。

なお、その点の詳しいことは、事務当局もおりますので、問題によりましてお答えさせていただきます。

○阿部(助)委員 逐次その問題をお伺いしたいと思いますが、自治省のほうにお伺いしたいのであります。今年度は、昨年度非常に不調でありました事業債、これが廃止になったというふうないろいろな関係もあり、また一面では自然増が非常にふえてきたというふうな面もありましたが、本年は大蔵省に対して千四百二十億円というものを特に強く要請されたというのであります。が、いかがでございますか。

○細野政府委員 昨年、本年度の地方財政見通しをつくりました当時、千四百億円の収入不足ということが見通されましたので、それに対する措

置を要求いたしました。しかし、その後経済情勢その他が非常に伸展をしまして、歳入の面におきましては、地方税あるいは地方交付税等の増収が見込まれるようになりました。その結果、約七百億円くらい収支の不足というふうに見込まれるに至りましたので、それに対する措置をそれぞれ明年度の地方財政の見通しをつくらせていただきました。

○阿部(助)委員 あなたのほうが先に言いわけをされるわけですが、私の聞いたのは、当初要求したのは千四百二十億円じゃなかったか、こういうことを聞いておるわけですが、いかがですか。

○細野政府委員 先ほど申し上げたとおり、最初

の要求としてはそういうことでございます。○阿部(助)委員 それがこの査定の段階の一月か

かそらで七百四十九億円程度で十分でございます。○細野政府委員 先ほど申し上げましたように、

昨年から今年にかけましての経済情勢の動きが非常に予想外に急速でございました。その後におき

まして、国税におきましても地方税におきましても相当の収入増が見込まれるに至ったわけであり

まして、そういった面からは是正も必要でございました。また、歳入の面におきましても、国の公

共事業費の要求に対しまして、最初は各省の要求を基礎としてこれを要求をいたしておったわけで

あります。○阿部(助)委員 そうしますと、いろいろな過程で経済が急速に変わってきたとか、いろいろおっ

十五億円なんというもので地方の市町村道が直ると思えない。そういう問題はあとでお伺いしますけれども、そういう問題が多々ある。ただそれを、不足だけれども国の予算がなかったのがまんするといふなら私もわかるのですが、自治省自体、地方の財政を見てやろう、また、これを健全化しようという立場にある人たちの答弁としては、私にはどうしても理解ができないのであります。

しかし、要求は強固しておるのだけれども、国のほうで金がないのだ、それで、がまんして、これ何とかがやりくりをつけようということなら、それなりで、私は不満ではあっても理解せざるを得ないわけですが、何かあなたの話を聞いておると、もうその間に事情が違ってきた。その間というのとはごくわずかな期間でありまして。一月か二カ月の間で事情が違ってきたということになる

と、自治省の計算はまことにずさんだ、こういうことにならざるを得ないと思うのですが、その辺どうなんですか。

○細野政府委員 確かに御指摘の点があるわけでございますが、経済回復に伴います税収の移動につきましても、これは地方税のみに限らず、国税につきましても、去年からことしにかけては非常に異常なものがあつたわけでございます。その点、私どもの見通しが十分でなかったということになります。いろいろ御批判もあろうかと思

います。○阿部(助)委員 いろいろ御批判もあろうかと思はれますが、そのときそのときの情勢がいわば日に日に変わるというふうな実情は情勢であつたという点、御理解をいただきたいと思います。

ただ、いま私どもが手元に持っております昭和四十年におきます地方財政全体の決算というものを御覧いただけますと、四十年におきましては、御承知の税収の年度途中におきます減に対して、地方債というふうな臨時の措置をとつたような関係もございまして、そういった点を考慮に入れますと、地方財政の中で赤字の団体の赤字額は約五百数十億円にのぼっております。こういうような収支の状況を示しております。かつ、歳入の面

におきまして、国庫補助金あるいは地方債といったようなものが、わずかではあります。ウエートをだんだんに増してきておるといふ点で、歳入の構成の面においていまだ健全性を確保しなければいけません。この問題も決算上出ておられます。反面、歳入の面におきましては、公共事業につきましても、国に協力をいたしまして、地方団体もそれぞれその完全消化をはかっておりますが、そのために、住民福祉に直接つながる単独事業につきまして、十分な措置が行なわれていない。四十年決算におきましては、前年度に比べて単独事業についての伸びがほとんど見られなかった。この問題もあつたわけでございます。

昭和四十二年のたぐいにつけておられます。財政計画におきましては、本年度の見直しとして、まずまずこれで国の公共事業も消化し、単独事業も去年よりは多少の伸びを示すことができる。これは考えておられますけれども、なお、住民の要望その他を見ても、実態においては不足する面が多々ある。そこで、そういう面につきましては、私どもやはり今後さらに努力をして改善をしなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 将来はこういうふうにしたというお話はそれなりにわかるのですが、何か、自治省では今年度の予算で非常に満足しておられる。お話をすると、話が違ふのではないかと。要求した額の大体半分ぐらいしか予算はついていない。満足しておるといふことになる。当初の計画がずさんであるか、あるいはまた、希望とは全然違つた方向で未解決の問題をばい残しておるといふことにならざるを得ないのではないかと。たとえば、昨日も総理は、答申を忠実にこなす、こう答弁しておられるわけですが、この「地方

税財政に関する当面の措置についての答申」という当面的問題の答申を見ても、まだ残された問題が非常に多いんじゃないか。

私は大蔵政務次官にお伺いしますが、やはりこれは大蔵省といへども、金の問題だからといって、法律を守るといふ義務はありだと思つて、もしどうしてもそれができないとなれば、やはり法律を改正して、法律はつくつたらやっぱり守るといふことが大切だと思つて、それはどうなんですか。財政の面からは、もう法律はしやうがないのだ、守らなくてもいいのだという。こゝには私はならぬと思つて、どうでございますか。

○小沢政府委員 阿部先生がおっしゃいますように、最初千四百二十億円の要求があつた、それが七百億圓ちよつとでござつた、それは計画がずさんであるのか、あるいはまた、それだけ地方にいわせをしたのか、大蔵省のわからず屋の査定によつてそういうふうになつたのかどちらかだといふお話でございますが、御承知のとおり今年度の予算は、石炭特別会計を除きまして一四・八%の増でございます。ところが、各省の要求、八月に出したのは、各省ともそれぞれ一応三増割以内の予算を出してくれ、こう言つておられます。したがつて、当初自治省の歳入歳出のいろいろ地方財政の計画、見込みというものを持つておいて、大蔵省は大蔵省で、それぞれいろいろな経済の趨勢というものをからこれをお互いに議論いたしました。落ちつくところに着つておるわけでございますが、ただいまおっしゃつた法律違反の問題、おそろくその御趣旨は超過負担の問題だと思つてございます。

たとえば、国民年金あるいは国民健康保険の事務費、実際にかかつておるものよりももう少し少ないようなやつじゃないか、これは地方の超過負担になつておるんじゃないかという点、その他、たとえば、予算準備が低いために、学校の建築等について地方の負担があるんじゃないかというふうなことでおっしゃるんじゃないかと思つ

のでございすが、この年金の事務費にいたしましても、国保の事務費にいたしましても、それぞれ私どもが考える基準というものと地方の実態が合わない面もございすが、また、地方によりましては、非常に少なくやつておるところと、意外に一件当たりの費用をかけたところもございします。こういうふうな意味で、一体どこまで超過負担であり、どこまでが適正であるのかという点について、なおやはり自治省、大蔵省、厚生省、それぞれの立場でよく検討し、調査をして、正しい基準というものをのり上げておることもやはり必要でございます。地方のほうで使つたもの、そのものを国のほうで認めていくというわけにもこれはまいりません。あるいはまた、いまの単価の問題にいたしまして、確かに、現実には合わない面がある、それはそれぞれの地方で考えてみますとあると思つておられます。これはやはり、御承知のとおり建設省が専門的な役所でございますので、建設省の標準単価というもので、国の財政となつて、一定の統一した単価で組んでいかなければいけません。

しかし、そういう言いわけばかり申し上げておりました。現実にはそういうふうな超過負担があつて、地方財政にその負担がかかつてくる、こういう面を私どもとしても当然重視しなければいけません。毎年、超過負担の解消につきましては、御承知のように、相当私どもも協力を申し上げて解消してきておるところでございます。今後とも、一そのひとつ努力をいたしたいと考えております。

○阿部(助)委員 次官は頭がいいので、私の聞きたいことをみんな大體言ひわけをされたみたいですが、それだけおわかりになつておるならば、やはり各県において多少のアンバランスがあつたら、それは皆さんのほうで指導されるのが当然であつて、やはり法律があるならば、法律を守るといふことは必要なんじゃないですか。どうしてもそれがだめならば、やはり法律を変えていく以外にない。そうでないと、金の面からというこ

とで、大蔵省、政府みずからがこうやつて法律を破つていくということになつては、議会の權威もなくなりまして、法律の權威もなくなつてくる。これは執行機關の独断的な姿に入つていくという危険すらあるわけですね。そういう点で、やはり国民年金事務の問題であるとか、健康保険であるとか、いまも次官はそれを十分承知しておられる。その承知しておられるものは、やはりすみやかにやれとこの答申にも出ておるわけですね。それならば、これはもう長い間陳情やいろいろな政府のほうに要請しておる問題なんだから、もうこの辺できまつた体制をとるべきじゃないか。ただ希望だけ聞いておつて、何とかやりたいと思つたところでは地方のほうでは困るので、いつになつたらこれはやるというふうな線を明確にすべきだと思つておられますが、いかがですか。

○小沢政府委員 阿部先生のおことではございすが、私どもは法律違反をしてゐると思つていないのでございします。御承知のとおり、必要な事務に要する費用、これを負担する、あるいはまた補助率にいたしまして、必要な経費の三分の一、二分の一あるいは三分の二というもので法定をいたしておるわけでございますが、その必要経費の認定という点については、これはやはり私どもの行政のほうで必要な経費の基準というものをきめておるわけでございます。私は法律違反ではないと思つておるわけでございます。ただ、法律違反ではないが、地方の実態というものを照らして考えてみますと、なお地方の要望に沿うように、予算の範囲内ではございすが、できただけ毎年努力をして、この超過負担の解消というものをはかつていかなければいけません。そういう意味におきましては、御承知のとおり、毎年毎年、年金の事務費あるいは国保の事務費あるいは単価の問題についても改善をいたしている私どもの誠意といひますか、努力のあつては認めていた

だきたいと思つておるわけでございます。

○阿部(助)委員 まあ、補助単価の問題は多少あれでありましようが、年金事務の取り扱いだとか、国民健康保険の補助費の負担というものは、これは当然国が負担すべきである。ただ、その県や何かでむだに使っているとか、そういうものは指導することが正しいでしょうけれども、これは原則として国が負担するというものであると私は考えるのですが、それは違うのでございますか。

○小沢政府委員 必要な年金の事務費というものは、あるいは国保の事務費というもののについて負担をする考えで、いま私どもは予算編成をしているわけでございます。ただ、その必要な事務費というものが一体どれくらいかかるかということについては判断は、これは地方の個々の要求そのものを全部とるわけにはいきませんので、中央で一定の基準を設けているわけでございます。しかし、毎年人件費その他いろいろな増加要因というものもありまうので、その点を十分調査もし、検討もいたしまして、毎年事務費の引き上げをはかっている、こういうことでございます。

○阿部(助)委員 毎年ある程度はかかっておる、こうおっしゃるけれども、これはもう長い間の問題でして、去年おとし始まった問題じゃないので、この辺でもうけじめをつけなければならぬ、きちんとしなければならぬ問題だろうと思うのです。この答申書でも、「当面」とは書いておるけれども、それを強くなりたておるわけです。当面でもこれくらいのことにはしなければならぬ。長期に至っては、地方財政の根本から建て直すという問題が出ようかと思ひますけれども、この答申にもちゃんとそれくらいのことにはうたててある。そうすれば、この四十二年度にはもうそれくらいのものを解決するというのが当然であつて、何か、いまのお話だと、逐次努力はしておるから認めてくれというだけでは困るのじゃないかと思ひます。

次に、ことしから道路の五カ年計画がまた始まります。それで、全体としては六兆六千億円と聞いております。そうしますと、それに基づいて第一

一年目の予算がきめられておるわけでございますが、この計画というものは、第一年目は少なくともでき上がつておるわけですか。でき上がつたから予算をつけたわけなんですか。

○小沢政府委員 簡単に言えばそういうことでございまして、なお、御質問の御趣旨がちょっとよくつかめませんので、六兆六千億円の五カ年計画に沿つて市町村道の整備の費用というものを計上したのかという御趣旨であれば、もちろんその五カ年計画を頭に置いた、私どもはそういうお考えをせざるを得ないわけでございます。

○阿部(助)委員 そうしますと、昨日も大蔵大臣は、これを具体化したときにこの市町村道の二十五億円の不足だろうから、これに対して検討する、こういうお話だったと私聞いておるわけですが、ところが、この具体化というものは、一体いつなのか。具体化しないと予算がつけれないのかという五カ年計画自体も問題であるし、それに基つて建設省の予算を査定されたと思う。そうすれば、当然これも具体化しておつたはずなんじゃないか。当初の自治省との折衝、藤枝さんと水田さんと自民党の西村政調会長との話し合いで、自主財源については新道路五カ年計画の内容の際に検討するといふ申し合わせがあつた、こう聞いておるわけでありまう。きのう大臣も、関係大臣との話をしておられるといううなことがあつたわけでありまして、もうそれは検討をされておるべき段階だと思ひますが、どうですか。

○小沢政府委員 五カ年計画、六兆六千億円というのは、御承知のように、予算編成のときに私どもも建設省と決定をいたしたわけでございまして、なお地方の単独事業等、こまかい点につきましては六兆六千億円の計画はまだコンクリートにはなつておりませんので、そういう点が固まりましてから、当然、五カ年間の所要の地方に対する財源その他についてさらに来年度の予算編成等の際に十分検討してまいる、こういうことにならうと思ひますが、当面、四十二年度の予算編成にあたりましては総額六兆六千億円ということ、その

大要といひますか、それについては、建設省からいろいろな要求、打ち合わせによりまして、大蔵省との間ではほぼ見当をつけておりますので、そういう観点から、私どもは、地方道その他についても、いまの市町村道につきましても検討した上で、自治省当局と協議の上で二十五億円ということに決定をいたしておるわけでございまして。

しかし、昨日大蔵大臣が答弁をいたしました御趣旨は、ちょうど質問の中にもありましたように、一体、地方の市町村道路の自主財源というものをもう少しはつきりした形で認めるべきじゃないかという御趣旨の御質問等もございまして、たので、それらについては、将来、これからどういふような形で考えていくか。御承知のとおり、予算編成のときには、一定の自主財源を地方に与えるべきだという主張と、総合的な道路計画に対する建設省の御意見というものがまだはつきり政府内部において統一見解ができるまでに至つておりません。そういう事情もございまして、これは御承知のとおりでございます。今後それらが政府内部においてははつきりしてまいりますと御趣旨のような線に向かつていくのではないかと思ひますが、ございまして、そういう趣旨の答弁を、含みをもつて大臣がされたものと御了解いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 どうも、その辺になるとおかし

いんじゃないですか。大体、国のほうの道路の関係は、何か当初七兆三千億円と聞いておる。それが六兆六千億円に査定をされた。しかもその場合に、一般道、有料道のはうは、それなりの割合で大体減つておつた。ところが、この地方単独事業のはうは、むしろ当初の計画よりも百億円ばかりふえておる。これは国のほうの予算があまり関係がないから、道路整備といふこととつじつまを合わせるためにやられたのかどうかはわかりませんが、国の負担でないほうだけが少しふえておると聞いておる。そうしますと、もうすでに二十五億円というのが今度の予算に出ておるわけであり

ますが、いつ、具体的な査定によつて検討する、検討したら、今年度補正予算という形でつけるのかどうかというものが、やはりいまの市町村にとつては大きな関心であらうと思ひます。

そういう点からいって、一体、いつやるのか。これではいつやるかわからない。今年度はとにかく二十五億円がまんせいと、こういうことになれば、それなりに、あきらめるところはあきらめ、計画をやらないうところは計画を立てないでしようけれども、いまのお話のように、何か、やるような、やらないうなことをやつておつては市町村の計画は立たないじゃないですか。そういう点で、それならば、いつ検討し、場合によつたらいつこれを補正する、こういうことなのか、その辺をはつきりすべきだと思ひますが、いかがですか。

○小沢政府委員 市町村道の整備についての交付金の二十五億円につきましては、これは四十二年度は確定をいたしておりますので、これをさらに補正でどうこうということは私どもも考えておりません。したがって、計画はその線で自治省のほうでも進められるわけでございます。

なお、先生御質問の先ほどの詳細な点につきまして、担当の主計官がおりますので、私ちよつと不十分な点がございまして、主計官をして答弁をさせたいと思ひます。

○秋吉説明員 こまかな点の説明をという政務次官の御要望でございますが、いまの政務次官の御答弁で尽きておるかと思ひます。

○阿部(助)委員 この二十五億円をきめる段階で、市町村ではもつと大きな、百三十三億円というものを財源としてくれ、これはキロリットル当たり千円程度のものを出してくれ、自主財源にガソリン税、軽油引取税を回してくれ、こういう要求があつた。それで二十五億円にそれを圧縮したわけでありまう。その圧縮をしたときに、自治大臣との話し合ひで、これは計画の内容の検討の際に考慮する、こうなつておると聞いておるのであります。それがどうかは私にはわかりませんが、きのうの答弁にも、具体化した場合に何とか

考慮する。——その具体化するというのは、これは将来、四十三年以降のことなのか、それとも今年度のことなのか。私は、当然これは、予算編成のときの話し合いからすれば、今年度のものとして検討をする、こういうふうに理解をするわけですが、いまのあなたの話でいくと、もう二十五億円ときめたんだから、今年これでやつてくれ、あとはもう増額しないんだ、こういうことのように聞こえるわけですが、どうなんですか。

○小沢政府委員 先ほど申し上げましたように、今年度は交付金の二十五億円をやつていただくわけですが、その予算折衝の際に、自治省側の御要求に、ガソリン税の一部を市町村道の自主財源として分けろと、こういう御要求でございました。その点につきましては、まだ政府部内で意見の一致を見るに至らなかったわけでございます。したがって、四十三年以降の予算編成に際しての問題ということになるわけでございます。また、六兆六千億円の五カ年計画の財源につきましても、私も、国の全体の今後の税収の伸び、経済のいろいろの動き、成長率というのに対していろいろの判断からいたしまして、昭和四十二年度はとりあえず、御承知の予算書にありますような計画で進めておりますけれども、今後、財源のことにつきましてどういふふうにするか、それが新たな考えが出てくるのかどうかは、四十三年以降の予算編成に待つ、その際に当然いまの市町村道の財源の問題についても、政府部内で意見の一致を見ました際にそれが決定を見ていく、こういうことでございまして、結論として申し上げれば、四十二年度はこれで変更はございません。四十三年以降の問題として、なお、政府部内でよく協議を進めていく、こういうことになろうかと思ひます。

○阿部(助)委員 そうしますと、昨日の本会議における大臣の答弁は、私、速記録を調べていますけれども、何か、そういうふうには私とていない。いまの次官の話がほとんどだとすれば、大臣のきのうの答弁は何か食言のような気がしてな

らぬわけですが、どうも私には理解ができない。来年度以降、五カ年計画だから、四十三年度の五カ年計画第二年度は二年目なりに考慮をされるくらいのこととはわかるわけでありまして。しかも、この二十五億円は今年度だけということでは出されておる百二十億円の一部分でございましょう。そうしますと、これは本会議の速記録を調べてみますけれども、どうも大臣答弁は食言だというふうに私は理解せざるを得ないんですが、そこはだいいじょうぶですか。

○小沢政府委員 決して大臣と私の考えは違つておりませんので、私もなおよく検討いたしてみたいと思ひますが、私が申し上げたような趣旨で私も大蔵省では考えております。

○阿部(助)委員 そうすると、この問題は、いまあなたとこれ以上議論をしても結論が出ないようでありまして、私は、いままでの予算要求の経過並びに自治大臣との話し合い、そしてまた、昨日の本会議における大臣の答弁、こういう経過をずっと見てまいりますと、二十五億円ではどうにもならない。小さな市町村になると、二十万円やそこらの金をもらつて地方村道が直るという期待も持てないわけでありまして。道路費はいろいろ大きく組んである。組んであるけれども、住民が一番使ひのはやはり地方道であります。そういうところで住民の問題というものが無視されながら、大きな産業道路その他だけがよくなつていくといういまの姿から見ても、地方財政、地方行政また地方自治というものが、何か大蔵省の考えの中から抜けておるんじゃないかという感じがしてならないわけでありまして。

いまいろいろ申し上げましたように、財政の収入の面は、確かに四十二年度は四十一年に比べますれば税の自然増——自然増といふのはいろいろの解釈があるようでありまして、ほんとうは金の価値がなくなつて、税金をよけい取られるんだから、それだけまけるべしという意見もあるやうです。私もそう思ふんですが、自然増なんというところで税収がふえておる。しかし、ふえて

おるけれども、やはり地方財政は依然として硬直化したものようである。しかも、この自然増がいつまでも、来年もまた期待できるのかどうかということになる、まことに不安定であつて、地方財政はそれなりに危機を脱してはいない。これはこの答申の中でも認めておるわけでありまして。ところが、政府はますます——ますますと言つておかしいが、これからはまた引き続いて国債を発行していきこうとする。国債を発行していけばいくほど事業量はふえてきて、それに見合う地方の金はかかつてくるということになってくるわけでありまして、もう少し根本的に、政府が国債を発行しておる段階で、地方財源というものを何らか配分をしなければ、地方財政は今年度のような自然増収が多いときにはいいけれども、そうでないときには困つてくるんじゃないかという感じがするわけなんです。これに対して、この答申にあるような形で、大蔵省としては何らかもう少しめんどう見よう、何らかこの辺を考へようということとは、具体的に何か考へておられないのですか。

それから、そういった国債収入、国債収入に対する二・三割を交付税、譲与税だけの面であらえるのは片手落ちじゃないか。やはり、先ほど御指摘のございましたように、地方税収入とか、国その他の収入といった、そういった歳入面をあわせ考慮して、全体の形をとらえていかなければならぬ、そういったいろいろな問題がございまして、二・三割についてはどうしても納得いたしかねるというところがございます。試算をいたしますと、二・五割くらいの数字になつておるかと思ひます。そういう趣旨でございます。

○秋吉説明員 政務次官の御答弁の前に事務的な答弁をさせていただきます。

○阿部(助)委員 今度は少しうらはらになるようなことになるかも知れませんが、ここで、所得税の減税の場合に標準世帯で百万円までというのがずいぶん議論されました。しかし、地方税になつてみますと、課税最低限はるかに低い。地方税と国税とは同一でないんだとか、あるいは応能主義とか応益主義とかいふふうな議論もあらうかと思ひますけれども、取られる本人になつてみれば、税金として取られるということは同じであります。しかも、自分の生活費にすら税金が割り込んでくるということになると、これは全く悪代官のようなもので、取り上げられてしまふということになつてくる。やはり最低限といふものは、生活のできるというところを基準にしなければ、これはおかしいのではないかと。それは国税であらうと地方税であらうと、いろいろな高級な議論はとにかくとして、取られる住民にとってみれば苦痛には違ひないのだから、そうすれば、所得税で

と申しますのは、二・三割の分は、国債収入と国債収入とに對しまして、二・三割をめぐりして交付税あるいは譲与税あるいは交付金を地方財政に回す、こういう趣旨でございますが、まず一、二問題がございまして。

一つは、国債と国税を同一に論断することはおかしいのではないかと、やはり国と地方の財政の運営というものは、同一の基調のもとに立つて議論すべきである、国は国債を償還しなければならぬのに対して、地方は償還しないということとは、非常なアンバラでございまして。そういった問題もございまして。

当然そこまで引き上げるものならば、地方税もそこまで最低限は引き上げるべきだ。その上は、いろいろと累進だ、その累進の率がどうだこうだという議論はまたありまじうけれども、最低限だけはやはりこれは引き上げるべきだという感じがするわけですし、そう考えるわけですが、自治省や大蔵省のほうはどうなんですか。

○松島政府委員 お答えを申し上げます。

所得税の課税最低限と地方税、住民税の課税最低限を一致させるべきではないかという御意見でございますが、御承知のとおり、所得税は所得の再分配というような機能を強く持つておる税金だといわれております。所得再分配というものを考えてみますと、相当の高額の所得の方から税金を納めていただきまして、これを歳出面を通じて所得の再分配を実現していこう、こういう趣旨の税であると思っております。そういう趣旨の税でありますならば、やはり税を負担される方というのには、相当高額の所得を持つておられる方に負担していただくということにおのずからなるのではないかと考えられます。

一方、住民税は、御承知のとおり、広く住民である、住民である以上は、何らかの負担をして地方自治に参画をしていく、こういう性格のものでございまして、いま申し上げましたような所得税と住民税とはおのずから性格が違つておるものであらうと思ひます。

そこで、所得税と住民税全体を通じて、一体どの階層から税金を納めていただくのか。その場合において、住民税はこの階層から納めていただく、所得税はさらにどの辺から上を納めていただくのかという問題として考えていただくべきではないか。単純に、両方を平面に並べまして、課税最低限が同じであるとかどうかということだけでは、税の性格も違ひますし、また、現在の税制の仕組みから申しましても解決し得ないのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 いまのお話、どうなんですか。所得税は再分配が重点だというなら、いま話がありましたように租税特別措置法なんというのとはまことけしからぬということをおなは認めるを得ないわけですね。

○松島政府委員 租税特別措置法の問題につきましては、これまで大蔵省の主税局のほうにもいろいろ御意見があらうと思ひます。(あんなの意見はどうなんだと呼ぶ者あり)私は、税として、所得税という面だけから考えてみますならば、なるべく特別措置がないほうがいいと思ひます。ただ、それにいろいろ政策的要素を加えます場合に、どちらが価値判断として取り上げられるかという比較の問題としてこの問題は議論されなければならぬと思ひます。

○阿部(助)委員 この問題を議論を始めれば時間は切りがないわけでありまして、政策でということになりますと、どういふ政策が一番重点なんですか。政策という場合、政治の場合、何よりも大事なものは、やはり憲法を守つて民主主義を發展させていくということじゃないですか。その土俵の中で経済が伸びる、科学技術が進歩するというのは、これはけつこうなことなんです。だけれども、片方で、民主主義も何もふちこわしてでもいから経済が伸びていけば、昔の戦争前の日本の経済であるとか、ナチの時代のドイツの経済であるとか同じように、片方のものだけはぐんぐん成長していきまされども、民主主義の基盤というものはくずされてくるという危険があるのじゃないですか。私は、日本の、経済であらうと、あらゆる文化が發展していくというのは、やはり民主主義という土台を固めながら伸びていくというのが、いま皆さんがやらなければならぬ、ことに政治というものは、行政というものが行なわれなければならぬ大原則だと思ひます。それを抜きにして、経済の發展のためだということになれば、昔のお国のためと何にも変わらないじゃないですか。そういう理論は皆さんがおやりになるものではないじゃないですか。やるとすれば、大臣、次官がおやりになるべき問題であつて、これは官僚

のやるべき問題じゃないのじゃないですか。少しおかしいのじゃないですか。

○小沢政府委員 私は、阿部先生のおっしゃる通りに、民主主義を進めていくということには、基本的に幾つかの要素があると思ひますが、その一つの大きな問題として、地方自治体の育成強化というものは非常に大きな民主主義の前進になると思ひます。その場合に、地方の住民というものがそれぞれの市町村の行政に関与し貢献していくということが非常に大事でございまして、その意味では、いま松島税務局長が言いましたように、所得の再分配という機能よりも、むしろ自治体としての、住民がすべて参加して貢献していくというような税制面から、いわゆる市民税、住民税というものが考えられていいのじゃないかという考え方については、私はむしろ先生の基本的な方向にマッチした議論と思うわけでございまして、いろいろ議論になりますとあれでございまして、必ずしも私は、税務局長の答弁というものは先生の御趣旨に反してない、むしろ地方自治体を民主主義のほんとうの拠点といひますか、かなめと考えればこそああいう考えが出るのだというふうに御了解いただければたいへんしあわせだと思ひます。

○三池委員長代理 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時五十分開議

○毛利委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。阿部委員。

○阿部(助)委員 先ほど、地方税の問題のところを中断したのでありますが、引き続き質問をしたいと思ひます。

住民税を取られる立場になれば同じだということとを申し上げたのでありますが、実際に地方へ行つてみますと、地方税の場合、特に市町村なん

という場合には、たとえば農業だけでは食つていけない、それで農外収入を求めると、そうすると、年間六、七万円の収入があるとする、そういうふうな実態があるわけですね。そうすると、地域の、地方税の場合には国税とは違ひの、こう言つてみたところで、実際の生活がぎりぎりの線、それで夫婦別れ別れで出かせぎをする。そうすると、その調査をして、何ぼ収入があつたということに加算して税金が取られるという実態を見ると、この最低限だけはやはりもう少し引き上げるべきだ。かりに百歩譲つて、国税との立場が違ひの、だいたしましても、これではあまりひど過ぎるではないか。いなかではあつて家族の構成も大きいわけですが、そういうことになる、五人世帯四十数万円というふうな最低限でいっても戸数制は取られる。そういう形で、私にはどうもこれを上げないという理由は納得がいかない、こう思ひます。

それで、参議院では、私は速記録を見ておりますが、新聞で拝見するところによると、占部さんの質問に対して、考慮するといふようなお話をしておられるようでありまして、どの程度、どんな形で、いつごろこれを上げようとしておるか、その辺をもう少し具体的にお知らせ願ひたい。

○松島政府委員 お答えをいたします。

住民税の課税最低限につきましては、御指摘のとおり、私は現在の最低限が絶対に正しいものであるといふふうに考えているわけではございません。税制調査会の答申にも示されておりますように、経済の推移あるいは国民生活水準の推移等を考慮して、逐次その引き上げをはかつていくべきものであるといふふうには心得ておるものでございまして、今年度もそういう線で何らかの引き上げをいたしたいと努力をいたし、検討いたしましたのでございまして、地方財政の状況等もございまして思うにまかせなかつたという状態でござい

なお、お尋ねの参議院におきまして自治大臣の答弁の点でございますが、これは衆議院の予算委員会で、武藤先生からお尋ねのありました問題と同じようなお尋ねがございまして、その際におきまして自治大臣の答弁の内容も同趣旨であつたのでございまして、すなわち、繰り返して私から申し上げますと、住民税の課税最低限は、所得税と性格が異なるものであるから、必ずしも一致しなければならぬものとは考えないけれども、それかといつて、現在の課税最低限がそのままでいいというわけでもないと考えるので、地方財政の状況も考慮して、今後住民負担の軽減については努力をしていきたい、かように申し上げておるのであります。

それでは、具体的に、いつからという形でこの問題に取り組んでいくかというお尋ねでございますが、ただいま申し上げましたとおりの答弁でございますので、私もいたしまして、来年度必ずこの問題を取り上げるという最終的な決定にまで至つておるわけではございませんので、いまここで、どういう形でいつからということをはつきり申し上げることは困難でございます。

ただ、住民税の減税を取り上げるといたした場合には、どういふ形で問題を考えていかなければならないかということではございますが、私は三つくらいの考え方があつたのではないかとお尋ねに考えます。

一つは、いま御指摘のございまして課税最低限を引き上げるといふ方向でございます。もう一つは、税率を引き下げるといふ方向でございます。もう一つは、たとえば障害者でありますとか老年者等にありまして住民税のかからない所得の範囲を、現在、現行法では二十四万円でございますけれども、今度の改正案では二十六万円まで引き上げておられますが、そういう特殊な面での軽減措置といふものをどういふふうにしていくかという、およそ三つあるかと思つて、第三番目の問題は特殊な面についての問題でございますが、一般的な減税としては課税最低限を引き上げ

るか、税率を引き下げるといふ二つであらうと思つて、納税義務者の数がある程度減らしながら税負担の軽減をはかつていくことになりまして、課税最低限を引き上げるといふ方向が一番望ましいわけではございませんので、いま問題とされておりますのもそういう点にあるかと思つて、今後住民税の問題を検討してまいります場合には、その方向を第一に取り上げまして検討をいたしてまいりたいと思つておる次第でございます。

○阿部(助)委員 もう一つお伺いしたいのでありますが、四十二年の地方債は六千六百九億円で記憶するのですが、そうでございますか。——そうしますと、この中で地方で公募するものはどの程度見込んでおるか、お伺いしたい。

○鎌田説明員 六千六百九億円の資金の内訳でございますが、政府資金三千八百六十九億円でございまして、残り二千七百四十億円で、これが公募資金、いわゆる広い意味での公募資金に相なつておるわけでございます。その中でいわゆる市場公募が六百六十億円、それから公営企業金融公庫の資金が七百三十億円、差し引き千三百五十億円がいわゆる繰分でございます。この繰分の中には公共資金等がございまして、いわゆる銀行分に回ります分が千二百七十四億円、したがって、民間資金に依存をいたします分は、市場公募債の六百六十億円と銀行等繰分資金千二百七十四億円、合計いたしまして千九百三十四億円ということになります。

○阿部(助)委員 いま、昨年とだいぶ情勢が違つてまいりましたのは、皆さんのほうもいろいろな書類で御承知のとおりでありまして、金融状態、まあ設備投資の過熱といふことが、旺盛になつてきたということで、銀行等の金融も窮乏になつてきた。それでなくとも、今日までも、この地方債といふのは地方では非常に不評判であります。それがこのような情勢の中で千九百三十四億円というものが消化されるのかどうかという点で非常に不安を持つわけではあります、この見通しはい

かがですか。

○鎌田説明員 お尋ねの点でございますが、ただいま申しました公募債とそれから銀行等の繰分債の総額といたしましては、前年に比較しまして二百三十二億円の減少に相なつておるわけでございます。

それから、一般単独事業債の中で今般百二十億円の増額を見たわけでございますが、これは従来いわゆるワケ外繰分という形で処理をいたしておりましたものがこれに相当程度振りかわるであらう、それから公営企業債が前年に比しまして二百億円の増額がふえておるわけでございます。これは、御案内のとおり公営企業の財政再建のために過去の赤字をたな上げをする、こういうことでの再建債でございます。従来は、いわば短期でこの金繰りに充てておりましたものがこれに振りかわつてまいり、まあ、こういう形でございまして、前年に比しまして、ざつと見まして五百億円くらいの規模の繰分資金としては減少になる、こういう状態でございますので、現在の市中金融の状況から見まして、この程度の消化には支障はないのではないだろうか、こういう見通しを持っております。

○阿部(助)委員 一応そういう見通しを立てられておるようですが、お尋ね、いまの経済情勢からいいますと、地方での金のゆとりというものはますます窮乏になつてくるだろう。ということになると、いまの見通しはだいぶあやしくなつてくるのではないか、危険になつてくるのではないかと、これを感ずるわけでありまして、これを何とかもつと政府のほうでの財政投融資なり何なりを引き当てる市での公募を減らすという必要が起きてくるのではないか。そうでないと、結局、県なら県の預託銀行へ非常な無理をして押しつけるというふうなところに入つてくる、それがまたひいては地方の中小企業への金融のワケを締めつける、こういうめぐり合わせになつてくるのではないか、こう感ずるのでありますが、その辺でも少しこれを減らすというふうな努力が

なさるべきだ、こう思つておりますが、いかがですか。

○鎌田説明員 まさに仰せのとおりでございますが、私も基本的な考え方として、地方債の中におきまして政府資金の割合を高めてまいりたい、あるいは、これに準ずるものといつて、いわゆる公営企業金融公庫資金のウエートといふものを高めてまいりたい、こういう形で地方債の質の改善をはかつてまいりたいという気持ちを持っておりまして、また、そういう線に沿つて従来とも努力を重ねておるところでございますが、なお御満足いただくような結果にはなつておらないという点はまことに遺憾に存じますけれども、御指示のような線に従ひまして今後とも努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

○阿部(助)委員 いままでいろいろとお伺いしましたが、地方財政の場合には、片方では住民の地方自治という面から考えての資金の必要と、もう一方では、反対の面からは地方税の減税という両方からの矛盾点に突き当たらざるを得ない。そうしてまいりますと、これは地方だけのいまの状態では解決ができない。やはりこの答申にもありましたように、事務の再配分、そうしてまた財源の再配分というものに解決の道を求める以外には道がないのではないかと、いふところに入つておるわけですが、その点で、もう少し大蔵当局も努力をすべきだと思つておるわけですが、何か、いままでの説明ではなかなかうまく言ひのがれはされておるわけですが、そういう努力がもつと強くなされないと、地方自治は、三割自治どころか、ますます狭まつてくる。ことに、国債発行のもとにおいてはなおさらそういう感を強くするわけでありまして、自治省並びに大蔵当局の努力をお願いしたいのでありますが、そういう点からいって、皆さんの説明では、どうも何から言ひのがれをしておるようでありますが、たとえば主計局から出ておる四十二年度予算の説明というのを見ましても、都合のいいところはなるほどよく説明をしておるようですが、都合の悪い

ところになるとさりと逃げてしまつておるといふ感じがするのですが、次官でも主計局でもいいのでありますが、ちよつとお知らせ願ひたいのです。

たとえば、この総説ですと十二の「地方財政の充実」というところまできておる。ところが、今年度の一つの大きな問題は、私は第三次防衛計画だと思ふ。第三次防衛計画が今年度から発足する、これは財政的にも大きな問題であり、それ以上に政治的にも大きな問題なんです。ところが、その問題は、この総説という中では書いてないのですね。そのあとの各論のところでは出ておるのだけれども、この総説というところでは出ていない。こういうところを見ると、何かこの説明は一方的に都合のいいところだけ広げておる。説明も答弁もやはりそういう形でなされ過ぎるのではないか。というのは、私は、やはり国民に対して親切に、そして国民に対して政治を行なうというこゝろでなしに、何か言ひのがれさすればそれで事済むのだというこゝろで答弁されたり説明がなされておるような気がするのですが、その点はどうかんですか。

○秋吉説明員 ただいま先生から地方財政の諸問題につきまして非常に御懇篤なる御注意があつたわけでございますが、私も決してつまみ食いしてPRをしてゐるわけではございません。と申しますのは、本年度の地方財政は、先ほど来いろいろ触れましたように、地方税におきましては三千二百億円の増収、さらにたばこ消費税を入れますと三千四百六十五億円の増収が見込まれます。それから地方交付税につきましても千四百五十四億円の増収が期待できるわけでございますが、これはいまだかつてない数字でございます。

そういうたぐいには、地方財源がいまだかつてない増収が期待されるわけでございますが、なお一そう地方財政の健全性を高めるという意味合いからいたしまして、たばこ消費税につきましても、御案内のように四・四％税率を引き上げまして二百六十五億円の財源増を講じたわけでございます。

いますし、さらに四十二年度限りの措置ではございますが、臨時地方財政交付金といたしまして百二十億円の財政措置を講じておるわけでございます。

したがいまして、地方公共団体の財政計画ベースによりまして、いわゆる自主財源と申しますか、一般財源は、昨年は歳入構成割合によれば、たしか五八・五％であつた、それが本年度におきましては六〇・七％、六〇％の大台にまた返つております。

〔毛利委員長代理退席、吉田(重)委員長代理着席〕

そういうたぐいには、地方財政は、私もいたしましては、こういう数字から見ますと、四十一年度と比べてまして相当よくなつてゐるという感じがしておるわけでございます。先ほど地方債のお話もございましたが、地方債の歳入構成割合は昨年は七〇％の割合を占めておりましたが、本年は特別事業債を廃止する等の措置を講じておられ、四・八％の歳入構成割合と、非常に減つております。こういう一面を見ますと、地方財政は、昨年度に比べて非常に好転しておるのではないかと私も思はれておるわけでございます。

なお、税源配分とか財源配分の問題に御言及がございましたが、この問題は、国、地方の行財政を通する非常に大きな問題でございます。国、地方を通する行財政需要をどう持つていくかというふうな面とも関連をいたしまして、今後とも引き続き慎重に検討いたしたい、かように考えております。

○阿部(助)委員 いまお話のように、四十一年度に比べれば、私も先ほど申し上げたように、何と申しますか、自然増という形でよくなつておる。

しかし、これがいつまでもこういう形で自然増が続くとは皆さんのほうも考へてはおらないだらうと思ふ。そうすると、やはり地方財政は、自主的な計画を立てる場合、まだこれは非常に不安定な要素を持つておる。たとえば、今度の百二十億円の増収も四十二年度限りというふうな形になつて

おる。そうすると、幸い——幸いというか、自然増が多いというところで、今年度は昨年よりいいというところであつて、これが自主財源がきちんとしているというところにはまだほど遠いものじゃないかという感じがするので、やはりこの答申に——まあ答申そのものの全部が私はいいとは思いませんが、その答申ですら述べておるような、自主財源を確定していくという形での努力がもっとなされなければいかぬし、この百二十億円の増収はやはり非常に少な過ぎるという感じを持つておるわけでありまして、それを申し上げて、私の質問を終わります。

○堀委員 ちよつと自治省に資料をお願いしておきたいのですが、東京都周辺の、たとえば千葉県、埼玉県、こういう地方は、御承知のように、最近ベッドタウン化が非常に進行して、この前、友納知事も住宅公団お断わりという実意表示をされたことがありました。このことは、居住者だけがふえることによつては県の財政がもたないというこゝろを私は端的にあらわしてゐると思ふ。

そこで、例として、千葉県及び埼玉県にそういふ東京への通勤者、居住者だけがふえた場合には、その一人当たりの、これは県民税になるわけでしょうが、それと、県が当然その住民がふえることによつて生ずる支出との関係ですね。これは一体友納さんの言うようにペイしないものなのかどうか、これが一点です。

それから二点目は、いまのは府県ですけれども、今度は都市の關係として、大阪府とその周辺というこゝろで、いま阪神六市というものが、御承知のようにこれもやはり完全なベッドタウン化をしておりますから、その市段階においては、そういう場合には、市民税とその持ち出しの、市段階における住民が増加することによつて生ずる学校施設の問題なり、いろいろなそのために生ずる支出増があるわけですから、それはペイするのかもしれないのか、そこらの關係を資料としてひとつ出していただきたい。

○松島政府委員 ただいまの御要求のございました資料、できるだけ整えて提出させていただきます。いと存じますが、実は、非常にむづかしい問題でございまして、たとえば、A市に住む人が東京に通うといった場合には、いまのお話ですと、大阪の場合ですと、大阪周辺に住む方が大阪に通うといった場合に、その周辺の住んでゐる都市においてどれだけの金がかかつておるかというこゝろについて何を押えるか、学校というふうなものだけでございまして、いろいろな経費が総合的にその町としてはかかつておるわけでございます。それをそこに住んでゐる人のために特にかけておるのだというふうには、どういふふうには認識するかという問題を多少きめてかかれません。数字が出てまいりません。そういう意味で、御期待に沿うような資料を、なかなかかゝずかしいと思ひますが、努力をいたしてみたいと思ひます。

○吉田(重)委員長代理 春日一幸君。

○春日委員 私は本日、いわゆるケネディラウンの問題についてお伺ひをいたしたいと思ひます。午前中行なわれました堀君の御質問によりまして相当部分が明らかにされましたけれども、なお私の立場で、不明な点についてこれを明らかにしていただきたいと思ひます。

新聞の報道するところによりますと、この関税一括引き下げ交渉なるものは、この六月末に通商協定の期限が終つたというこゝろで、いまいよいよ最終的な煮詰まりを見せておる様子でございます。

〔吉田(重)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕

しかしながら、ここに、穀物協定をめぐりまして、さまざま多くの問題が新しく提起されながら、なおこの問題が妥協、妥結をはかり得ないまま、きわめて難航を続けておるといわれております。

したがいまして、まず最初に伺ひたいことは、国民がよく判断できますように、この穀物協定の問題並びに特に問題の支柱になつております後

進国に対する食糧援助の問題、こゝいうような問題は、すでに過去四カ年間にわたって熱心にこの交渉が進められた経過にかんがみまして、唐突にきくような起きた問題ではないと思つたのでございす。一体、いつごろ、いづこの国から提案をされ、そして、それらの案の内容といふのはどういふようなものであるのか、まずこの一点を明らかにしてお示しを願ひたいと思ひます。

○鶴見政府委員 穀物協定がどういふ形でケネディラウンドに関連して出てまいつたかという御質問でございす。ケネディラウンドの交渉が最初にスタートいたしましたのは一九六三年の五月でございす。それからさらに六四年五月にもガットの大臣会議といふのがございまして、その二回にわたつて、このケネディラウンド交渉の基本原則と申しますか、それを定めたわけでございます。その基本原則の第二番目に、農産物については農産物貿易協定のための受諾可能な条件を創設するといふのが書いてございす。そして、その次に、特に穀物、食肉、酪農品については、商品協定を締結する、これがございす。これに基づきまして、穀物協定といふものがケネディラウンドの中に取り入れられてまいつたわけでございます。

その後、穀物の問題につきましては、ケネディラウンドの中にいゝゆる分野別と申しますか、穀物のグループと、そのほか綿製品グループとか化学品のグループとかいふのがございす。穀物のグループといふのがございまして、そこで鋭意検討されてまいつておりました。

ところが、先生も御存じでございすように、EECが農産物についてのオファーを、EECの内部がまとまらなかつた関係がございまして、なかなか出してまいりませんでしたので、したがうして、農産物についてのいろいろな交渉といふものはそれだけおくれたわけでございます。ところが、昨年の七月にEECが農産物のオファーを出してまいりました。そして昨年の九月ごろでございす。いゝゆる小麦の、あるいは穀物の

輸出国が輸出国の提案といふものを輸出国の中で取りまとめた、また、その間ガットの事務局自身も穀物協定の案といふものをつくつておつたわけでございます。その中に、けさほど堀先生の御質問にもございまして、三つの要素が入つていたわけでございます。その一つが、いゝゆる自給率の設定、第二番目が価格帯の設定、第三番目が食糧援助といふことでございます。

いままでがたゞいままでの経緯でございす。○春日委員 宮澤経企庁長官の新聞談話によりまして、たゞいまお示しになりましたように、一九六三年の第一回閣僚会議、これがガットの下部機構である貿易交渉委員会に命じてこの一括交渉をなさした。その中にはいま示されたような穀物協定の三支柱をなすところの、特に後進国援助計画といふようなものは入れてなかつた、こゝういふふうに述べておられますが、この辺の事実関係はどうなつておられますか。

○鶴見政府委員 たゞいま先生御指摘のとおり、一九六三年の五月の大臣会議でたゞいまのような一つの基本方針が出てまいりました。穀物協定の中に食糧援助といふものが入るといふことが明確に出ておりません。したがうして、宮澤長官が先般言われたことはそのとおりでございす。

○春日委員 そうしたら、この三項目といふものを明示しながら、その穀物協定が提示されたその時点において、これは国際的な政治問題であり、わが国として受諾不可能な案件でありとするならば、すべからず、国内世論の喚起あるいは国会検討の機会を設ける等、政府としては当然尽くすべき手段を尽くさなければならなかつたものと判断するが、いま通商協定の有効期限が来月で終わるうとしておるこの段階においてにわかに大騒ぎしたところで、対策を立てるとしても、これは非常に迫り詰めた形で問題を扱わなければならぬ、こゝういふ形になつて、わが国のナショナルイソトレストを害することはなだしいものがあると思ひ、一体そのような案が提示された時点

は昨年のいつごろなんですか。しこりして、そゝういふような、言うならば、予測せざる、かつは第一回閣僚会議の中において了解されなかつた新しい事態がそのとき提起したのでありますから、当然それに即応して、日本政府としては、そのような提案国に対して、あるいはそのようなコミッティーに対して十分抗議をせなければならぬと思ひ、そのような有効な抗議を行つた事実があるかどうか。また、あつたとすれば、どのような抗議を行ない、その交渉の経過はどのようなものであつたのか、その経過をつまびらかにいたされたい。

○鶴見政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、昨年の秋、輸出国側で穀物協定の案といふものをまとめる会議を九月、十月とやりました。私の記憶する限りにおいては、たしか十一月の初めにガットのケネディラウンドの場に出してまいりました。その際にこの食糧援助といふ形のものが入つてまいつたわけでございます。

ただ、この食糧援助といふ中に二つのカテゴリーのものがございまして、一つは、先ほどちよつと触れましたが、いゝゆる自給率を越えて生産をした場合には、一種のペナルティーと申しますか、そゝういふ形で、その越えた分は食糧援助に回すといふ形のものが一つございす。もう一つのは、アメリカが去年の秋以来出しましたいゝゆる定額援助といふことございまして、これは自給率と関係なく、一定の額、数量の小麦を毎年義務的に後進国に対して援助するといふ形のものでございす。したがうして、これが明確に出てまいりましたのは、昨年の秋、大体十一月の初めごろと私は記憶いたしておられます。

わが国のその問題に対する立場でございす。が、たゞいま先生が御指摘になりましたこと、その自給率との関係におきましては、本来、先ほど申し上げた第二の原則、いゝゆる農産物の貿易協定のための受諾可能な条件を創設するといふ観点にも見合うことございすので、こちらのほうの援助といふものはこれは差しかえあるまい、

しかしながら、それと別の定額援助と称する毎年きまつた額、数量といふものを後進国に援助するといふことは、商品協定といふ性質を持つ穀物協定の中でやるのはおかしいではないかといふことで、常々その時点以来主張してまいつてきています次第でございす。

○春日委員 申し上げたいのは、貿易協定を目的とする商品協定にすぎないものである、また、そのカテゴリーを逸脱してはならないものである、にもかかわらず低開発国の食糧援助をその中に盛り込むといふことは、このガットの第一回閣僚会議の至上命令を逸脱するものである。これは明白なことなんです。したがうして、その時点において毅然たる抗議を申し入れて、これを撤回せしむべきであつたと思ひ、それが、そゝういふ交渉をやつたかやらなかつたか、やつたとすれば、いかなる反響があつて、相手の言ひ分が何であつたか、それをお伺ひしておるのです。それをひとつお答を願ひたい。

○鶴見政府委員 明確に、その最初のガットの大蔵委員の規定といひますか、基本方針といふものに沿はないではないかといふことで、非常に正式な抗議と申しますか、そゝういふ形では必ずしもやつておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、本来商品協定たる穀物協定の中にそゝういふ形で低開発国に対する食糧援助といふものを盛り込むといふのは筋が違ひではないかといふことで、ずつと主張してまいつておる次第でございす。

○春日委員 いま日本の政府を代表して宮澤経企庁長官が現地交渉に参られて強調されんとするポリシーは、第一回の閣僚会議において了解をしたところの案件を逸脱したておる、言うならば、筋違ひである、こゝういふことが一番大きな柱になつておると思ひます。なぜ、その一番大きな柱を本日言うことなかつて、そゝういふようなものを相手方に提示して、き然たる日本の立場、並びにその機構の権威を保つたために、そのような余

十五万トン、三百万トンの場合、五%で十五万トン、最近の実勢価格が大体におきましてトン当たりの七十ドルくらいでございますから、二十五万トンの場合ですと約千五百万ドル見当になりますし、三百万トン、したがいまして十五万トンという場合には約千五十万ドル見当になるかというわけでございます。

○春日委員　かりに五百万トンで千五百万ドルというところ、これだけのものをこの交渉によつて日本国民が新しく負担しなければならぬということに

新開の伝えておるところによりますと、EEC諸国とアメリカとの間が、この問題については立体的な立場で、いわば取引の具に供せられておる、日本はその犠牲にされなければならぬとする立場に置かれておる。みすみす千五百万ドルというものをこの交渉の結果として、これが不利、有利という程度の問題ならはいいと思うのだけれども、これは理不尽に——本日の某新聞の社

説にもあったけれども、これは有利、不利の問題ではない、理不尽な問題だと論評がなされておるけれども、その金額の多寡によらずして、理も非もない、めちやめちなそのような負担を國民に加えるような、そんな交渉に一体最終的に日本は応諾をする腹なんですか。この問題は一体どうなんでしょうか。私はこの点は政府の諸君が十分考えてもらわなければならぬと思うのだけれども、管轄外の案件を持ち込まれて、そんなものに、これは

筋違いだ、ああだ、こうだと言っておるべき筋合いのものじゃないじゃないですか。そんなものは、この大蔵委員会に運輸委員会の話を持ち込んできたり、あるいは法務委員会の話を持ち込んできたりした場合、これは管轄外だ、所管が違うのだ、そこでやってくれ——地域的にエカプフェの問題もあるし、コロンボプランの問題も、ポイント・フォアの問題もあるでしょう、いろいろなこといろいろものを扱う国際協定もあるので、そこ

でやってくれ、われわれは商品協定なんだ、そんなばかなことをあくまでやるのだったら、ほくら

は参加することはできない、こう言つて、はねつけるべきではないか。そのことは、当然日本の国民に対して相当な負担を来たす形になる、国損になる。それでしよう。利益でも損害でも、筋の通つたことならば、時と場合によつてはやむを得ぬと思うのです。理不尽なことではないか。そんなことに対して本日までうだうだと長づき合ひをしていくのはどういうわけか。理屈がないではないか。小沢君、政府を代表して所見を述べてもらいたい。そんなばかなことはないじゃないか。

○小沢政府委員 先ほど米外務省の経済局長が申し上げておられますように、先生も言われるとおり、商品協定であるべきものの中に低開発国に対する食糧援助、こういう議題が出てまいりました。これについては強力に抗議を繰返し申し入れておるわけですが、いかんせん、やはり国際的なそういう協定なり、会議のことでもございしますので、日本の不利にならぬようにできるだけの努力をするということと申し上げる以外にはございません。

なお、先生の意のあるところは大臣にもよく伝えまして、私たちも困損にならぬように、国益をあくまで守る立場で努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○春日委員 ただいま貴党の小峯柳多委員が質問愚答であると言われた。どうも、ささやきたりといえども、まことに至言であると思ひます。実際問題としてこれは重大問題なのでございします。さまざま各党間において国会でも交渉ができる、いろんな機関と機関とが交渉しておるけれども、管轄外の案件を持ち込まれて、それにうだうだと長づき合ひしておるなどというやうなとほげた代表なんというものは、私はその人の見識を疑うです。これは違いますよ、他の機関でこの問題を扱つてゐるんだから、そこでやつてください、私は、日本国政府、日本国民を代表する立場において、その責任と権威においてそんな問題に意見を述べることはできません、あくまでもやるん

だつたら私のほうは失礼いたします、こういう自然たる態度なくしてどうして相手に説得力を及ぼすことができるか。やめてくれ、やめてくれというやうなそんな問題じゃないのです。筋違ひの問題だと言つて、ああそうだったかと相手がやめてくれればそれでよろしい。やめてくれなければ、アブソリュートリーにノーと言わなければならぬ、全然違ふんだから。そして、いまこへきて、この問題はああだこうだと言つておる。これでは私は、日本政府の外交というものがいかに自主性のないものであるかと慨嘆せざるを得ない。

それで、私はもう一ぺん伺うが、もしそこで日本が強い意見を示す、EECとアメリカとのやみ取引も功を奏さなかつたというやうな場合、これは一体どうなるのかということですね。期限は六月で、これが到来しつづつある。新聞報道によりまして、アメリカでは中南米共同市場設立の構想が動き始めておるようでありまして、また、これの影響を受けてか、英国のEEC加入の問題がさらに刺激的に動きを始めたようであります。当然、日本としては、午前中も堀君の御意見の中に述べられましたけれども、最悪の事態に対処する決意、そういうものが定められてなければならぬと思ひます。筋違ひのものでもそれに追隨していくのか、屈辱をあえて忍んでそれについていくのか、それとも、毅然とした日本の自主性をもつて、筋の通らぬやうな横暴、横車、これを排除して進んでいくのか、その結果、話が決裂した場合、日本はどうなるのか、関係の深いアメリカにおいてはどういふ態度をとっていくのか、イギリスそれから欧州の諸国はどういふ方向に動いていくのか。これらのことは当然検討されておつてしるべき問題であると思ひます。外務省として、経済局として、これらの問題についてはすでに何らかの検討がなされておると思ひますが、その概要について、この際参考のためお示しを願ひたい。

○鶴見政府委員 この定額援助という形での食糧援助は、日本があくまで反対して、そのために穀

物協定自身がまとまらなくなる、そのために、またケネディラウンド全体がまとまらなくなるかどうかが問題につきましまして、これは非常にむづかしい判断でございまして、この点を中心にいたしまして、宮澤長官が現地で十分判断をいたしたということもございまして、長官に一昨晩立つていただいた次第でございします。

ただいま御質問の、もしケネディラウンドが不成功に終わった場合、どういふやうな影響なり情勢というものが生まれてくるかという御質問でございしますが、アメリカにつきましては、すでに昨年の中間選挙の結果、共和党議員がだいぶ進出された関係もございまして、最近に至りまして相当保護貿易主義的な動きが出てきております。現在、行政府のほうはそれを押えて、ケネディラウンドの交渉中であり、そういうものは絶対困難ということを押えておるわけですが、もしこのケネディラウンドが最終的にまとまらないうことになりまして、米国の行政府当局もそういう保護貿易主義的な動きというものは押えきれなくなる可能性が多分出てくるのではないかと、これが懸念されるわけでありまして、いわゆる保護貿易主義的な動きというものが、万一ケネディラウンドが成功しなかつた場合起こり得ることであるかというふうに考えております。

またさらに、ケネディラウンド交渉というものが無差別自由貿易という原則としての交渉でございしますので、これがまとまらないということにでもなりましたら、現在すでに世界の各方面で起こつておりますいわゆる地域主義の動きというものがさらに強化されていける可能性が強まるということが考えられ、予想されているわけでございます。先生がただいま御指摘になりましたように、EECに対するイギリスの加入の動き、また、EECにイギリスが加入を申請するということになりましたら、ほかのいわゆるEEFTAの諸国も同調してまいることは現在のところ予想されておりますし、また現実にもその動きが出ておるま

す。問題は、イギリスが現実には、いつEECに入するかということでもございまして、そう簡単にEECに加入できるとは思ひませんが、そういう動きがあるということはひとつ十分注意しなければならぬと存じております。

また、ケネディラウンドが成功しなかつた場合には、そういう現在のEEC、あるいは将来イギリスあるいはEEFTAの諸国が加入しました、いわゆる拡大されたEECというものが、その域外に対しましてかなり閉鎖的になり得る可能性を持つのではないかと、いふふうに懸念するわけでございます。

さらに、ただいま御指摘がございました中南米諸国におきましても、中米におきましては現在共同市場というものがすでに発足いたしております。これは、相当な成果をあげております。南米におきましては、いわゆるLAFTA、南米の自由貿易地帯というものがございしますが、これは所期されましたほどの効果は現在あげておりませんが、先般のプンタデルエステでのOAS、米州機構のトップレベルの会談の際に、この中南米の自由貿易地帯あるいは共同市場というものを、一九八〇年をめどにもっと強化していくという動きがすでに出てまいつておるわけでもございまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、そういう動きも出てまいつておる次第でございしますので、このケネディラウンドというものが万一成功しないということになりますと、ただいま申し上げましたやうな保護貿易主義的な動きが強化し、また、世界各方面にわたりました、地域主義といふことになりまして、日本にとりましては相当不利な状態が現出するおそれがあるのではないかと、いふふうに私どもは判断いたしておる次第でございします。

○春日委員 アメリカの内部的な中南米共同市場擁立の問題並びに太平洋経済共同圏というやうな問題等も、同時並行的に構想されておるというのでありますが、日本政府に向かって太平洋経済共

同体の問題について何らかのアプローチがありま
したかどうか、この点をお伺いをいたしたいと思
います。

○鶴見政府委員 いわゆる太平洋経済共同体と申
しますが、現在、三木外務大臣が大臣に就任されま
して以来、アジア太平洋構想というところで考
えられて、太平洋周辺のいわゆる先進五カ国、日
本、豪州、ニュージーランド、アメリカ、カナ
ダというところを構想するが、これも具体的にそ
ういう構想を、貿易面あるいは資本の移動の面
その他についてどうするかというところにつきま
しては、それぞれいろいろ複雑なまた困難な問題
がございまして、まだ十分に煮詰まる段階では
ないわけでございますが、先生も御案内のように、
先般、先月末に東京で開かれた日本とオースト
リアの民間レベルの経済委員会というものが
ございまして、そこにおきまして、かねてからの懸
案でございました太平洋経済委員会というものを
設立することにきまりました、これに日本と豪州
とニュージーランドの財界が入りまして、将来、
アメリカ及びカナダの財界もそれに入ってもら
う余地を残しておるわけでございます、先般の日
豪経済委員会、それから太平洋経済委員会の際
に、アメリカの民間の財界からオブザーバーを
出しておるわけでございます。

他面、政府レベルにおきましては、太平洋の経
済統合といいますが、経済協力の一つの体制とい
うことについて正式な話というものが出たことは
まだございませんが、昨年牛場次官が、日米の長
期的ないろいろな問題についての協議の際に、こ
の問題もひとつ長期的な観点から取り上げてし
かるべきではないかという話が出たことはござ
います。したがって、ことしの九月に予想
されております第六回の日米経済関係合同委員
会の際にはこの問題も当然取り上げていくこと
になるかというふうに考へる次第でございます。

○春日委員 いずれにいたしましても、これらの
動向というのは、わが国産業経済、国民生活の

根拠に触れする重大問題でございますので、さ
す手引く手ともに、いささかなりといえども手落
ちのありませんように万全を尽くしていただか
なければならぬと思ふ。特に当面の問題を急激
に処置せねばならぬであらうが、長期的に、と
きは半長期的にそれぞれ地域集団のいろんな接
触を緊密に行なっていくか、あるいはまた、受け
身の立場だけでは問題が不利になることは当然
と言わねばならぬでございます。特にアジア経
済共同体の問題なんかは、アジア経済先進国と
してイニシアチブをとるべき性質の問題であら
うし、こういふような問題についても、やはり政
府が自主独立の立場、平和共存の立場から、政治
制のみにこだわることなくして、経済の面にお
いて共同体の動きが国際的な一つの動向であり
たいと思ふ。やはりその流れをとらえて乗り
おくれることのないように、チャンスを見逃すこ
とがありませんように、ひとつ十分お願いをいた
したいと思ふ。

そこで、本論に戻りますが、現在アメリカは
例外リストの中に、鉄鋼とか、主として繊維製
品などの問題をなかなか固執して譲らないよう
でございますが、この交渉の経過は現段階にお
いてどのようなものでございまして、加えて、見
通しについてもお述べを願いたい。

○鶴見政府委員 ただいま先生の御指摘にな
りました鉄鋼製品及び繊維製品は、その他の繊維
特に合成繊維でございますが、昨年の十一月の
末に各国がそれぞれ多国籍あるいは二国間で交
渉してまいりました結果をまとめまして、その
とき現在における一つのオフアールといいま
す。その中から、ただいま御指摘になりました鉄
鋼製品、それから綿製品といふものが入って
おりました。それ五〇％の引き下げをするとい
うことになっておりました。たしか先般のこの大
蔵委員会で堀先生の御質問にお答えいたしま
したが、イギリスが、現在の鉄鋼についての一
般的な関税レベル、あるいはEECが基準

レベルとして持ち出してありますレベルよりは低
いのだから五〇％を切り下げる必要はないとい
う主張をいたしました。それにあくまで固執して
まいりました。そのためにEECのほうも大
きく下げるといふことをしないといふことにな
ってまいりました。その余波を受けて、アメリ
カも、それならば——アメリカは一般的には、特
殊なものによりましては相当高い関税もあるの
でございますが、鉄鋼一般につきましては比較
的低い関税のレベルでございますが、そういう低
い関税レベルからさらに五〇％を引き下げる
ことは、イギリス、EECの出方がそういうこと
であるならばできかねるといふことでございま
して、最近になりましてそういうことを明らかに
してまいりました。そうなりますと、日本の場合
は、鉄鋼というものは非常に対米輸出の大きな
アイテムでございますので、それは非常に困る
ではないかというので強く主張しておりました。
現在、完全な例外にいたすわけではありませ
ん、アメリカが言っておりますことは、当初予
定しておりました五〇％引き下げにかえて、部
分的に引き下げるというふうになってまいり
ます。それが、ものにもよりますが、一般的に
一〇％くらいの引き下げ率、あるいは一四％
の引き下げ率という形のものを持出しして
いる次第でございます。

また、他面、綿製品につきましては、これまた
アメリカは当初五〇％を引き下げると言ってお
いたわけでございますが、EECが長い間なかなか
明確な態度を示していませんでしたところ、こ
の二月の末から三月の初めにかけて、EEC
は五年間に二〇％しか下げない、五〇％でな
くて二〇％しか下げないといふことを言ってい
ました。どうしてもEECはそれ以上上げない
といふことを明らかにいたしました関係上、それ
ではアメリカも対抗上やはり五〇％は下げない
と言つてまいりました状況でございます。

したがって、現在のところ、鉄鋼と綿製品
につきましては、当初はアメリカが予定して

ました五〇％の切り下げといふことはほとんど不
可能に近いんじゃないかというふうに考へてお
りますけれども、昨日、一日あたりジュネーブ
におきまして徹夜でいろいろとやっております
——EECとアメリカが鉄鋼などにつきま
して話をやっております、その結果によつてイ
ギリスに対してプレッシャーをかけて、そしてイ
ギリスが少しでも下げるようになれば、EECの鉄
鋼の関税の問題あるいはアメリカの鉄鋼の関税の
問題は若干好転する可能性があるのではないか
、また、日本は好転すべきであるといふことを
常々主張しております。その方向に持っていく
べく努力しております。

○春日委員 現状はおおむねわかりましたけれ
ども、問題は、例のケネディ構想が人類福祉の向
上という大理想を掲げてこの大きな問題に踏み
出した。初心忘るべからずといふことがござい
ますけれども、現実の問題として、そのような
小均衡で問題の妥結をはかるというふうな
ことであれば、全くこれは大山鳴動して、とい
うことになりかねない問題であると思ふです。
特に鉄鋼製品といふ、綿製品関係は、わが国産
業の大きな支柱であることにもかんがみま
して、やはりこういうような商品、産業につ
いては、相手国の関税を引き下げていくこと
については、これはまたと得がたき歴史的な
チャンスであるのでありますから、したが
って、この際日本政府は、総力を結集するよ
うな立場、これは国民生活の明暗がかかれ
ておるといふことも過言ではないと思われま
すので、この点について精力的にひとつ交
渉を願うように現地に御連絡を願いたい
と思ふ。

そこで、お伺いをいたしたのであります
が、午前中堀君の質問に対して原田次長が答
えられておりました例の無税措置ですね。無
税措置は、これがガットの規定では、原則と
して、高関税の引き下げと等価値の譲許
になる、こういう規定があるといは
れましたが、それはどういふ条文でござ
いますか、ちょっとお知らせを願いたい。

○原田政府委員 ガットの条文の中に、無税の品目を上げないということが関税を引き下げると同じ価値を持つということがはつきり書いておるといふことはございませぬ。ただし、ガットは長い歴史を持っておりまして、しばしば関税引き下げのための交渉が行なわれておりました。この交渉の過程において、第二十八条の二、この二項の「無税のすえ置は、原則として、高関税の引下げと等価値の譲許とみなされる」という原則を実施するということに確立をしまいたつたわけでございます。

この意味は、交渉いたしました際に、こちらが何千万ドルの額に当たるものの関税を下げたら、それとほぼ等額の関税輸入額に当たるものを下げるという計算をいたしますときに、この原則を事実上そういう計算方式の中に当てはめて適用することによりやないか、こういうふうに確立をされたわけでありませぬ。

○春日委員 そのガットの規定の中にそういう規定の明文がないと言つたのは、取り消しておかぬといふかぬことではないか。

○原田政府委員 第二十八条の二は、私は解釈の問題として申し上げたのでありますが、規定としては一応ございませぬので……

○春日委員 一応ということはないじやないか。厳然としてあるじやないか。国際協定の中に厳然としてあるものを、規定がないなんてうそを言つてもらつてはいかぬけれども、しかし、そういうような問題については別の問題として、われわれは、いまこそそのような規定を武器として活用すべきであるということなんです。

現実に日本の貿易構造を見ますと、一九六五年の輸入実績の四七・九％が無税、一三・二％が免税で、国別に見ても、アメリカ、カナダからの輸入の約四〇％が、また豪州からの輸入の約七〇％は無税品である。他方、わが国の輸出は九三％が工業製品であつて、したがつて、相手国にそれぞれ関税を課されておるといふ、このような貿易構造の中において、その無税据え置き措置

置、すなわち「高関税の引下げと等価値の譲許とみなされる」べきものであるという規定は、これはまことにまことにわが国にとつて唯一の武器といつてもいいくらいに巨大な武器ではないか。だからこの条文を私は指摘しておるのです。だから私は、重税品の五〇％引き下げと同様に、この措置を活用してわが国の国益を確保することのために交渉なさるべきである、こういうことを申し上げておる。すなわち、無税措置の据え置き、それから例外品目の関係、これを十分からみ合わせよ、当然ではないか、こういうことを言つておるのだが、その交渉をなされたか。その交渉をなした結果、午前中堀君への答弁は、向こうは、日本がほしいものを買うのだから、したがつて日本の犠牲にはならないのだとか何とかいふようなとげたことを言つておるが、外国だつて要らぬものを買うわけはないです。日本の工業製品だつて、向こうが要るから買うのだ。要るから買うということならば、これは当然の事柄である。ダイヤモンドがあつて、そこにサプライがあるのだから。だから、そんなとげた、相手の一方的ななげた詭弁に惑わされて、日本の主張すべき論点、しかもガットの規定の中において条項として確立しておるこの規定を、あなた方がこれを採用しない、活用しないといふのはどうしたのか。諸君の交渉はなつておらぬではないか。どうですか、その点。

○鶴見政府委員 このガットの二十八条の二の無税パインドといふものが最大限の譲許と見合ふものだというところは、アメリカとの交渉で、要するに、一九六四年の貿易輸出入のやつをバランスをとる関係でいろいろとそれが基礎になつておりますが、そのバランスをとる際に、日本側は、この無税パインドといふものが非常に価値があるのだといふことは強く主張しております。アメリカ側のほうは、それに對しまして、無税パインドといふものは全然認めないと言つてゐるのではありませんか、そのうちで認めるものは日本側が期待するほど大きくないといふことございまして、

それはおかしいではないかといふので、日本側は、バランスをとる場合にはあくまで無税パインドで——新しい無税パインドでございませぬが、それについて約二億ドルくらいのものが新しい形で無税パインドになるのだから、それは当然バランスの中に考慮すべきであるといふことをずっと主張し続けてきておりました。

現在そういう状況で、バランスの見方につきましてはアメリカ側と對立したままになつてゐる状況でございます。

○春日委員 その辺の論点についての思想統一をしておく必要が實際問題としてあります。これは主たる交渉の責任者は、日本政府を代表するものは外務省であらうけれども、大蔵省の関税関係も、午前と午後との質疑応答を心静かに御判断願へば、私はその点統一を欠くものがあると思つてゐる。原田次長の御答弁は、そういう話をしたら、アメリカは、日本がほしいものを売つてやつたのだ、だから、その無税据え置きは日本の当然の措置であつて、日本自体の意欲によつて措置されておるものである、何ら日本に犠牲をしいるものではないのだ、こういうことを向こうが言つておると、こういう御答弁だつた。私は、向こうはそういう言ひだろうと思ふ。しかし、いま外務省の御答弁でいふと、このガットの規定を活用しながら交渉してみたら、一〇〇％の効果としては相手は戦得力を持たないけれども、しかし、それを武器にして戦つておる、こういうことなんです。私は、そういうあいまいな問題ではなしに、行政は法律において行なわれるんだ、国際的な接触、交渉といふものは、やはり国際協定の協定で、協定によつて厳然たる文言をもつて明示されております問題は、いろいろにきまつておるから、こういうふうにしやうじやないかと、突つぱつて突つぱらなければ話にならぬのじやないか。行政は法律において行なわれる、外交は外交の協定に基づいて行なわれる。こういう厳然たるガットの協約が成立しておるのならば、それにのつとつて相手に強く当たるべきではないか。この点いかがです。

○細見政府委員 おつしやるとおりでございます。私どもは日米の貿易構造を考えましても、また将来の貿易に与える影響を考えましても、無税をそのまま引き上げないといふことは、確かに国際貿易の振興という面よりとらえまして非常に効果のあることではございませぬ。それは当然貿易交渉の場において十分評価されるべきものだと思います。そして、先ほど来、政府部内に思想統一がないではないかといふことございまして、アメリカは確かに、自国の立場を中心にして考えますと、日本が買つておる原料品におまえたが関税をかけないのは、安い原料を買うために、おまへの都合ではないかといふような言い方で、これも向こう側の戦術であります。そういう言い方をしてきておられます。それも事實でございます。と同時に、しかしガットの条文が歴然としてあることも事實でございます。それで押し通せるものではないといふことを機会あるときにアメリカも漏らす、それは先ほど鶴見次長が申したようなかつこりになつてゐる、それでわれわれとしてはこの交渉をあきらめずに強く押してゐるわけでありませぬ。

○春日委員 その点を明確にしてみらつて——安い物を買つておるといふながら、たとえば、アメリカから買う米綿をエジプト綿を買うとか、その産地を変えていけば、あるいは値段が高いかもしれない。ところが、そこにまた日本の製品を買つてもらうといふマーケットをパートナー式につくることもできるのだから、そういう単純なものではない、単一なものではないと思ふのだが、あるいは小麦の単価なりそれぞれの単価において若干高くなるかもしれないけれども、しかしそれに見返る新しい輸出市場が開拓されるというメリットもそこから生まれてくるわけですから、したがつて、アメリカに向かつて、そんなことを言うのだつたら、わしのほうは全部はからかうのだ、こういうことだつて言えるんじゃないやありませんか。

それは一ぺんに、その端にできるものではないけれども、理屈としては、あるいは長期展望で、そういうようなことならば実現不可能な事柄でもないものである。

だから、そういう意味で、こういう交渉はもう少し国民の利害というものを双肩にならざるに徹してやってもならないと、ほんとうにどのどの詰まりまでできてしまつてから、あわてふためいて、不利な条件でやむなくこれをのまざるを得ない、こういったような結果になってくるおそれなしとしない。真剣にやられておるけれども、技術面において私は相当の手腕も要するだろうと思ふ。

ところが、何となく、お話を聞いておると、相手の小理屈の中にもほんとうにされておるような感じがしてならないので、この点については、しよせんは諸君中堅官僚が実際の国の運命を背負わされておると思ふので、この点については本腰を入れてやつてもらいたいと思ふ。政務次官や大臣は、きょうおつてあしたはいない。しかし、諸君こそはそこに本腰を据えてやるのだから、実際の話、諸君が頼みになっておるのだ。この原田君はかつて政務次官の地位におられたが、その後榮光の道を前進されて、いまやその席にはおられない。そういうようなことで、実際、局長、次長の責任というものは重大な問題であるので、この点については本腰を入れてひとつ検討してもらいたい。

その意味で、関連してお伺いをいたしますが、午前中御答弁の中に、貿易阻害行為が五つあると云われまして、非関税障壁等、貿易阻害措置、アメリカが日本にとつておりますバイアメリカンその他いろいろございます。その一つ一つについてどのような交渉を行ない、どのような見通しであるのか。これをこの際明らかにしていただきたいと思います。

○鶴見政府委員 午前中の会議の際に、堀先生の御質問にお答えいたしました関税以外の面における貿易障害、いわゆる非関税障壁というものにつ

きまして、日本の受けている非関税障壁にはいろいろございしますが、そのうち大きなものとして五つがあるということで御説明申し上げたわけでございます。そのうち四つは主としてアメリカ、その他の国もございしますが、主としてアメリカでございます。

第一に申し上げましたのが、いわゆるアメリカン・セリング・プライス、ASPという略称でこのごろ新聞にも出ておりますが、要するに、その関税評価制度によりまして、普通の場合ですと、CIF価格に對しまして、輸入価格に對しまして関税をかけるわけでありまして、このASP制度のもとにおきましては、同じ商品のアメリカ国内における価格を課税の基準といたしまして関税をかけるということになりますので、おおむねの場合、アメリカの同商品の国内価格が高くなると、したがって関税が非常に高くなる、これは不当ではないかということ、かねがねアメリカに對しても申し上げておりました、現在ケネディラウンドの交渉の際におきまして、そのことを強く撤廃するようにということ、日本も言っておりますし、EECも言っておりますわけでございます。その見通しをいたしましては、アメリカとEECとの化学製品——ASPという制度はもっぱら化学製品に適用されておるわけでございますが、化学製品全般の問題にからみ合ひまして猛烈なやりとりをやつておる次第でございます。けさほどお答え申し上げましたとおり、この化学製品というものの貿易に占めますウェイトが非常に大きいだけに、最終的にはアメリカとEECとの間の妥協もできてまいると思ひます。したがって、このASPという制度も、これはアメリカも議会の手続を必要とする関係がございしますので、直ちにではなくならないわけでございますが、ここ一年ないし、おそくとも二年以内にはやめるといふ線をアメリカがいま出してきておるわけでございますので、そういう方向でなくなっていくということを期待し、われわれも努力している次第でございます。

す。これがアメリカン・セリング・プライス、いわゆるASPでございます。

二番目に申し上げましたのが、関税法の四百二条aという特殊の評価制度がございします。これは日本の場合には真実管というものがこの適用を受けていて問題を起している、問題といひますか、われわれとしてはアメリカがそういうものをやるのはおかしいじゃないかといつて、かねがね主張しておる次第でございます。これはやはり輸入価格ではありませんで、輸入価格があるいは同じ品の外国における販売価格、どちらか高いほうを関税をかける際の基準価格とするということでございます。これまた普通のCIF価格よりも外国、たとえば日本の場合ですと日本の価格というものが高い場合が多くなつてしまつて、また、したがって関税率が高くなる、これまたおかしいではないかということ、かねがねケネディラウンド交渉の始まる前から、日米経済関係におきましては主張してまいつておりましたが、さらにこのケネディラウンド交渉の際におきましても強く主張いたしておりました。これまた大体本年末か来年一ぱいぐらいのうちになくなる可能性が多いということを先ほど申し上げたわけでございます。

それから三番目が、いわゆるアンチダンピングの制度でございます。これは国によりましてアンチダンピングの関税をかける制度はございします。アメリカにもございしますし、カナダにもございします。その場合、アンチダンピングの関税をかけることをあまり恣意的にやられるのは非常に困る、このことは貿易の阻害になるではないかということ、これまたケネディラウンドの交渉が始まる前から日米二国間の間でも取り上げてまいつておりましたが、ケネディラウンドの際におきましてもこれが取り上げられまして、アンチダンピングの関税をかける場合というものを統一的にひとつきめようじゃないかという動きが出てまいりました。これにつきましては、関係国がよりより協議しました結果、いわゆるアンチダンピングのコードというものが、ほとんど成文に近い形でま

まつてまいりました。これがままつて、今後各国がアンチダンピングの関税をかける際には、その基準に従つて行なうということになりますれば、従来よりはるかにいい状況が生まれてくるのではないかと、いふふうに期待しておるわけでございます。

けさほど申し上げました第四番目は、いわゆるバイアメリカン制度でございます。これまた政府調達関係の問題でございます。ケネディラウンド交渉以前から日米間で常々問題になつてきたわけでございます。先生も御案内のように、現在アメリカの制度は、政府の調達するものにつきましては、輸入価格と国内価格の差が、一般的には六割以内である場合にはアメリカの国内製品を優先して調達するということになつております。ただ特殊な、いわゆる緊急地域における調達の場合には、その格差を二割まで広げるといふ形になつております。さらにもっと極端な場合には、国防省がやつております国防調達の関係でございます。これは輸入価格と国内価格との差五割以上でなければ他国のものは買つてはいけないという一つの制度になつております。これはあまりにもひどいということ、これまた先ほど来申し上げましたが、ケネディラウンド以前から日米間の大きな問題として取り上げてまいつておる次第でございます。ただ、これにつきましては、ケネディラウンドの多角的な場でのいろいろな討議は必ずしも十分に行なわれておりません。現在OECDの場におきまして、この政府調達の方式といひますか、やり方についてのやはり同じようなコードといったようなものをつくるべきではないかという動きが出てまいつております。そういう関係で、そういう面での改善をさらに今後努力してまいることにはたいといふふうに存じておる次第でございます。

第五番目に申し上げた点が、いわゆる対日差別の問題であります。これはヨーロッパ諸国でございます。EECの諸国あるいはイギリス等でございます。これは日本以外の国からは自由に入

ておきながら、日本の場合にだけ特殊のクォータ、割り当てというものを設けている制度でございす。これはガットの一般的な貿易の自由化、しかも最惠國待遇という原則に反するではないかという事で、これまで過去十数年にわたりまして、イギリスその他ヨーロッパ諸国に対してその差別の削減、撤廃ということを交渉してまいっておる次第でございす。差別の数と差別品目数というものはだんだん減つてまいりました。しかしながら、まだいゆるハードコアと申しまするか、そういうものが若干残つておりまして、これまたこのケネディラウンドでもって関税を下げる場合に、そういった対日差別の形で割り当てというものが残ることは本来おかしいじゃないかという事で各国と個別に折衝いたしております。万一どうしても彼らのほうで非常なハードコアがあるのをやめるわけにはいかないという場合には、ケネディラウンドの日本側の関税引き下げの場合に、それぞれの国に関心のある品目のオフターというものをしないぞという形で、交渉のたてに使つておる次第でございす。これはけさほど堀先生の御質問に対してお答えいたしました、特にフランスというのに対して目下強力に折衝中であるわけでありす。

○春日委員 ただいま次長から御答弁がなされました五つの項目こそは、いずれにしても、感情的な意地悪い措置のような感じがいたしてなりません。フェアに問題を解決しよう、しかもまた、高邁な理想を掲げて交渉をされております。この一括引き下げ交渉の議題として最もふさわしい、いさぎよい議題のように私考えられますので、単なる対米関係だけの問題もございすけれども、これは二国間の個別交渉等もあるでございす。うから、とにかくこの際、一挙に多年問題として論じられておりましたこれらの諸問題がこの機会に解消されますように、ひとつ、この面についても十二分の努力をされるように現地に御連絡をお願いいたす。

最後といたしまして、わが国の例外品目、提出

済みでございす。その品目は何々でありますか、この際御明示をお願いいたすと思ひます。

○鶴見政府委員 先ほど冒頭に、ガットが一九六三年五月に第二回を開きまして、この関税一括引き下げ交渉の基本方針として打ち出してまいりました中の第一番目が工業品でございまして、それにつきましまして、工業品については国家的な重要性のある最小限度のものを除いては、五年後五〇%の関税引き下げを行なうというのが原則でございす。それから、ついでに申し上げては申しわけございせんが、先般先生の御質問になりましたわゆる関税以外の障壁、非関税障壁についても交渉するといふ第三番目の基本方針に入つていゝるわけにございまして、それに基づいて、先ほど来御説明申し上げたような点で折衝いたしておりますわけでありす。

ところで、工業品につきましましては、国家的な重要性のあるものを以外については五年後五〇%の関税引き下げを行なうというわけにございす。で、国家的な重要性のある最小限度のもの、これがいわゆる例外品目あるいは例外リストという形になるわけにございす。

例外リストの中の個々の品目につきましましては、現在いろいろと交渉中とございす。また、交渉の過程におきまして若干動きのあるものもございす。で、個々について申し上げるのは差し控えていたきたいと存じます。が、一九六四年十一月に日本は工業製品についての例外リストというのを提出しております。その後、ただいま申し上げましたように、若干の出入りというものは交渉の過程においてございす。で、この出した当時におきまして日本の一九六三年、当時では六三年というベースをとつておりまして、その輸入額に見合う例外品目の占める金額的な割合というものが、たしか私の記憶では約八・二九%だったと存じますが、そういう形のものに相なつていゝる次第でございす。

○春日委員 もう煮詰まりを見せておりますし、もはや動かぬところになつてきておると思ひが、

わが国からオフターしておりますリスト、これはこの際発表できないのですか。

○鶴見政府委員 ただいま御説明申し上げましたとおり、対米、対E.E.C.あるいは対英といふふうはまだ流動いたしておりますので、現在この際発表することは差し控えていたきたい、こういうふうに存じております。

○春日委員 特に御留意をお願いいたしますことは、現実にはそういうような変化が逐次あらわれてくると思ひます。わが国の産業当事者たちといひましたもそれに対応するための措置をとらなければならぬと思ひます。まさにこれは瞬時を争う問題であると思ひます。

なお私が強調しておきたいことは、特にわが国の大きな経済構造上の問題でもあり、同時に社会問題として、中小企業の問題があると思ひます。だから、中小企業や斜陽産業に大きな打撃を与える、特にスマッシュを与えるといふような問題については、これは特に民族産業擁護の立場から、また、わが国の高度の政策的判断から、これらの例外措置については十分配慮が加えられなければならぬと思ひます。すでに一九六四年に提示されておりますそのオフターリストの中に、そういうような中小企業擁護の立場から、あるいは斜陽産業保護の立場から考慮が加えられて、そういう提示がなされておりますかどうか、この機会にひとつ御答弁をお願いいたすと思ひます。

○鶴見政府委員 先ほどお答え申し上げました一九六四年の十月だったと思ひますが、工業製品につきましましての例外リストを出すのにおきましては、もちろん外務省だけの問題ではございせん、通産省、大蔵省、農林省、関係する各省全部いろいろと総力をあげまして、ただいま先生の御指摘になりましたような中小企業、社会的な問題を引き起こすおそれのあるような面における関税引き下げ、そういうことがないような配慮を十分いたしておる次第でございす。

○春日委員 いずれにいたしましても、国会審議の都合上、こういう高度の政治問題について、大臣、責任閣僚と意見の交換がなし得られないこと、また、高度の政治的な政府の意見というものを聴取できないことは遺憾であります。これは国会運営上、物理的に万やむを得ないことを考えるしかございせん。

そこで、私がいま以上申し上げましたことは、どうか局長諸君から大臣に十二分に御復命をいただいて、そして全政府の責任で、この得がたき機会にわれわれのナショナルインタレストを確保願へるように万全を尽くしていただきたい、このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○毛利委員長代理 田中委員。

○田中(昭)委員 バナナ関税の引き下げにつきましては、昨日から社会党の先生方からいろいろお話がございました。私もいろいろ準備いたしておりました。が、ほとんど言い尽くされたようでございす。

この問題につきましましては、家庭の中でもさやかなる希望を持つておつた。といふことは、このことにつきましまして、バナナが安く買えるのじゃないかというように思ふものではないか。それにつきましてもお答えもございまして、今後、各省庁のそのことに対して明確なる行政指導、そういうものもお願いする点が第一でございす。並びに国内果実生産業者に対する圧迫の問題でございす。この問題につきましまして、同じく各省庁の強力なる指導育成をお願いしまして、このことにつきましまして、政務次官から簡単な確約なり説明をお願いしたいと思ひます。

○小沢政府委員 バナナの価格の引き上げにつきましては、もうすでに各委員の質疑応答でいろいろと説明がされたわけにございす。が、私どもは、やはり関税を下げる以上、それが消費価

格に対する好影響がありますように、心から念願いたしております。また、これももちろん需要供給の關係によりまして決定されていくわけでございますが、なお流通機構といいますが、あるいはこの取り扱いのいろいろな機構につきましても問題点を種々いろいろと議論をいたしまして経過にもかんがみまして、一そう主管官庁とよく連絡をとって、先生の、あるいは各委員の御意思に沿うように努力をしてみたいと思っております。

なお、日本国内の果樹の生産振興につきましても、これが需要の拡大なり、あるいはまた品質の改良なり、いろいろな面につきまして議論をしていただけたわけでございます。また、ただいま田中委員から特にこの点の善処を要望するという御意見でございますので、私どもとしては、昨日来申し上げておりますような趣旨に沿いまして、国内果樹の生産性の向上と品質の改良あるいは需要の拡大等についてできるだけ努力をしてまいりたいと思っております。

○田中(昭)委員 このたびの関税定率法の改正におきまして、進歩的な事柄といたしまして私も心から喜んでおる点がございまして、その中で、関税法上の実質犯につきまして、案内していただきまして書面によりまして、貨物のすべてを没収する現行法のたてまえは実情に即さない、このようになっておりますが、この実情に即さないということにつきましては、主管官庁といたしましてどのようなお考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○細見政府委員 御承知のように、戦後貿易を再開いたしましたときには、密輸といったようなもの、あるいは日本の国際社会復帰に当たりましての擾乱要素というようなことを非常に神経質に考えまして、正規のルート以外の貿易というものがわが国の経済にどんな影響を及ぼすかわからないうこと、非常に厳格な管理貿易をいたしたわけでございます。そういう貿易体制でございますので、いやしくも密輸ということにながるものは――当時は主として輸出入というものは数

量的にも管理されていた面もございまして、密輸されたものというものは原則として没収するというものになっておったわけでありまして、御案内のように、当時一番大きな話題になりましたのは、自動車などの進駐軍からの払い下げ、事実上の密輸になるものがあつたわけですね。そういうものに對して非常に神経をとがらしておりました当時の社会の実情をそのまゝ反映しておりましたのでございす。それが今日大幅に貿易も自由化されまして、海外との交流も活発になりました現段階におきまして、そこまでは無差別に没収したり、あるいは品物がない場合に追徴するということなどは要らないのではなからうか、かように考えた次第であります。

○田中(昭)委員 いま御説明を受けましたそのことにつきまして、現在まで没収しておりましたものにございまして、犯罪に対する影響並びに犯罪件数、犯罪がかわつてふえるのではないかと。悪徳業者は計算の上で、そういうものを承知の上で行なうような犯罪が多くなれば、これは国民としてましても被害を受けることになると思ひます。そういう面につきましてはどのような御配慮をいたしたいおるでしょうか。その点をお伺いいたします。

○細見政府委員 過去の事例を申し上げますと、密輸といふのは、主として船員とかあるいは船に關係のある人たちが持ち込むウイスキーとかたばこといったようなものが多かったものでございまして、一件当たりの金額を見ますと五万円から六万円程度のものでございまして、もつともこれは、ときどき新聞などに金品の密輸犯のよう特殊なものは除いて計算いたしておりますが、そういう一般の人が關係のありやうなもので見ますと五万円程度のものでございまして、この点については、密輸の問題もそれほど考えなくてもいいだらうと思ひます。

それからなお、蛇足になるのかもわかりませんが、羽田などで、いろいろなものを海外から買つて歸れるときにいろいろ隠されたりして問題を起すことがままあるわけでございますが、そういう点を考えまして、それには一つは、一体この品物を持って歸つたならば、日本ではどんな関税がかかるのだらうか、どれだけの負担がかかるのだらうかという心配が多分にあつたのではないかとと思ひまして、今回提案して御審議を願つております法案の中に、そうした旅客の携帯品につきましては、特別なものを除きまして、原則として物品税も何も含めまして二〇%というふうな税率をかけることにいたしました。あらかじめ自分がこ

うりいものを買つたらこの程度の関税を払つて持つて歸れるのだということをあらかじめ願つておけばこうした犯罪も少なくなるのじゃないか、かように考えておる次第であります。

○田中(昭)委員 いまの携帯品に對します関税の問題であります。いま御説明がございましたが、その問題に移りますと、この携帯品に對しましては、簡易税率表を採用したという点でございすが、十品目につきましてここに案内がございしております。このように携帯品につきましましては、わずかな数量のものであるならば、根本的に課税しないというふうな行き方がほんとうではないかと、個人的に思ひますが、いままで主管官庁といたしまして、このようになつておるようございすが、その中で、いまおっしゃいましたその他の品目といふのは、これはどういふものがあるのか、また、それには對しましては、平均税率が二〇%ということになつておりますが、こ

ういふことにつきましましては具体的にわからないうけでございます。これにつきまして、もう少し詳しく御説明したいと思ひます。

○細見政府委員 御質問の趣旨は、その二〇%になるものはおもにどんなものであるかという意味でございす。

○田中(昭)委員 そうです。

○細見政府委員 これは非常に雑多なものがございまして、大体、品目といたしましては二、三百にならうかと思ひます。そして、それを平均い

たします税率は、大体二五%くらいのものでございす。それを二〇%にしようというわけでございますが、おもなもの、網羅的でございますが、たとえばベルトでございますとか、万年筆、それから皮の財布、毛織物、身辺の金などがない模造の細貨あるいはチョコレート、ボールペン、セーターといったようなもの、それからバター、チーズに至るまで約二百品目にわたるわけでございます。

○田中(昭)委員 いまの平均税率でございすが、これは、私関税部内の方に尋ねいたしましたところが、平均税率は一五%になつていとお聞きしたのですが、いまのお話の二五%というのは間違ひないでしょうか。

○細見政府委員 申し上げます。

お答えした最初の二五%と申したのは、おそろくいろいろなものを入れた平均を申し上げたと思ひますが、この際にあげました品目は主として完成品でございすので、御案内のように、日本の関税率は、原則的に原料を安く、それから手が込むに従ひまして高くなっていくというふうなかつてになつております。で、その製品でも、大きな大量生産のようなのは一五%くらい、たとえば鉄のようなのは一五%くらいになつておりますが、こ

ういふ中小企業あるいは手細工になるようなものは大体二五%というのが平均でございす。

○田中(昭)委員 再度お尋ねいたしますが、いま、この携帯品の簡易税率表を適用いたしますその他の品目の平均税率は何ほどございす。

○細見政府委員 二五・六%でございす。

とでございますが、長期に外国におられた方が身辺のいろいろな用事のために持つてお帰りになるものと、ごく一週間なり十日なり、たとえば具体的に申せば香港とかあるいは台北へ行かれてお帰りになることは、おのずから持つものも違つておるのではなからうかということで実は差別をいたしておたわけでございますが、沖縄などにつきましては、日本と沖縄の特殊な関係等もございまして、こういう二万円なり五万円の差別——これは免税点でございますが、差別を設けるのは適当でないという御議論もございしますし、また、羽田等の業務におきましても、遠隔地から帰られた方、あるいは短期間の旅行者というようにすることも差別がなかなかむずかしいものですから、漸次この差別は是すしていく方向で検討をいたしたいと思つております。

○田中昭(委員) この旅行者に對します課税の問題につきましては、外交的に考へてみましても、わが国に入つてきます外国人関係の方が、第一番にその印象を受ける日本の税関の姿勢といひますか、そういうものが外国人の批判をかつて、そういうことが国の外交の上におきましても悪い印象を与へておる。そのようなことにつきまして、それは、ただ具体的にどうだということとはございせんが、そういうこともございしますし、先進諸国のこの携帯品に對する免税はどのようになつて、わが国としましてはそれとどのようにならなつて、わが国としましては今後の方向につきましてお尋ねします。

○細見政府委員 非常に例外はございますが、原則として、日本はむしろ寛大なほうでございます。ただ、にもかかわりませず、私も非常に苦情を聞くことが多くございまして、日本ほどやかましくやることははないというお話を聞くことがございますが、これはいづれの国も、こういうことを対象にいたしますのは自国民を対象にするわけで、ほんとうの意味の旅行者というものは、極端に申せば、何も検査しなくてもいいわけでございますから、そういう意味で、日本の方は日

本が一番やかましいとおっしゃいます。
〔毛利委員長代理退席、吉田(重)委員長代理着席〕

これはフランスの人に聞きますと、フランスほどやかましいところはないと言います。日本の方に聞くと、フランスとかアメリカのほうは寛大だと言います。これはやはり自国民を中心にして検査いたすという税関検査の性格からそういう面があるわけで、そういうことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。われわれ、オリンピック以前にはいろいろな話もございましたが、オリンピック以後、かなり職員訓練もいたしまして、現在は、特に日本でいろいろむずかしい外交上の問題を起すような取り扱いが起つた事例はほとんどないと思ひます。いままの、外国は寛大であると言ひますその具体的な状況を少しお話をいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 手元に外国の事例を持つておりませんので、後日資料で提出させていただきますが、外国人に對して親切だということですか。——日本の方が、たとえばフランスとかあるいは北歐諸国にいらつしやいますと、おそろしく荷物を開披しないで、パスポートだけを見て通すだろうと思ひます。それから、日本におきましても、皆さんのような身分の方の外国人が見えたときには、大体パスポートだけ拝見して、そこにラベルを張つて、物を明けていただくようなことはあまりしてないと思ひます。

○田中(昭)委員 私も外国に行ったことはございせんから、具体的にそういう経験をいたしたことはございせんけれども、この点につきましては、また資料を出していただくよりであれば、そのときに詳しく説明していただきたいと思います。それから、これは事務的なことかと思ひますが、暫定税率の適用期限を延長する品目の中に、暫定増税となつてゐる品目の期限延長する品目は何品目になつておるでしょうか。

○田中(昭)委員 二十六品目だと思ひます。ここにあります案内によりますと二十四品目になつておりますので、それからお尋ねしたわけでございますが、これはあくまでもミスプリントということになるわけでしょうか。——これは調査室のほうですか。それじゃつこうです。

最後に、もう簡単に申し上げましたが、主務官庁に對しては申しわけないことかと思ひますが、現在までの関税税率につきましては、いまの携帯品の課税につきましては、部内におきましても、この関税はあくまでも資本家の擁護にしかすぎないというふうな声も聞いております。そういう資本家の擁護だけを考へたような関税率につきましては、私はできるだけ下げたいという方向と同時に、いまのように、旅行者がささいな自分の身の回り品に對する税金まで払わなければならぬというところにつきましては、今後私も研究し、その問題につきましてはまた次の機会にでもお尋ねしたいと思ひますが、いすれにしろ、そのような部内においても資本家擁護の政策にしかすぎないということにつきましては、今後の方向は大いに注目しなければならぬ、このように思つておるわけでございます。それに対します事務次官のお考えなり、また、資本家擁護でないならぬというその具体的な事実をあげていただきたい、このように思つておるわけでございます。

○小沢政府委員 実は、関税を安くいたしてありますのは、原料関係の品物につきましては関税を引き下げ、または合理化、整理をいたしておるわけでございます。製品につきましては、私もこれは関税を下げる考え方、今度の案をつくつてはおりないでございします。これはもつとも、その中でも国内産業の保護という面でいろいろ考慮しなければいけないものがあることは御承知のとおりでございます。したがしまして、日本の産業の、ことに産業構造といひますか、日本の特殊性というものは、原料が非常に自給度が低い。したがしまして、日本の立場としては、原料を加工し、これを高度な技術によつて製品化したしまして外国

に輸出をするということが中心になつていかなければならぬわけでございますので、そういう考え方を進めてきたわけでございます。ただいま先生おっしゃいますように、そういうような製造用のものに関税引き下げの方向をとり、したがつてそれが製造業を利用する、大企業を利用するのだ、そして、一般の普通の人が帰つてくるときのわずかの手回り品について簡便をせしめたり税金を料したり、あるいはまた物品税等を含めた二割五分というふうな税金を課するような考え方はけしからぬじゃないかというお話でございますけれども、これは、消費物資につきましては、特にそれが他に流通するようになつては、また一面において本邦の経済秩序を乱すことにもなりますので、国際的な例ともよく均衡をいひますか、そういうものも考へつやつておるわけでございます。そして、私も日本のやり方が特にそういう面で過酷だといふようなことは絶対にないと思つておるわけでございます。いやしくも大企業優先という考え方の法律を出すというようなことは絶対にございせんので、この点は御了解をいただきたいと思つておるわけでございます。

○田中(昭)委員 これはなかなかむずかしい問題でございますが、具体的に現在の資本主義社会の中におきましては、当然そのような政策的法律もつくられることはしかたないと思ひますが、いまの携帯品の問題にいたしまして、かりに日常生活品となつておりますことにありますライターにいたしまして、四百円以上に対して四割もの税金がかかるということに對しましては、私はこれはどう考へてみましても、そのほかの関税税率を見ましても、一般的にあまりにも資本家擁護の政策にすぎない、このように思ひますことを申し加へまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

〔吉田(重)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕
○毛利委員長代理 広瀬委員。
○広瀬(秀)委員 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に關連して、地方の

税財政の問題について若干質問をいたしたいと思
います。

四十二年度の地方財政計画を見ますと、先
ど阿部委員の質問に対しても、歳入の構成比を見
てみますと地方税が四〇・三％になっておる、
これは昨年の三八・一％が四〇・三％に変わっ
ておる、こういうことで、漸次地方財政の姿とい
うものが改善をされておるのだ、こういうふうな
趣旨の答弁があったわけでありますが、長い間、
地方自治というのは財政面で三割自治だといふこ
とが非常に使われていたわけですが、いま
地方税の割合が四〇・三％になっておるといふこ
とで、自治省としては、三割自治から四割自治に
格上げになった、こういうふうに考えておられる
のですか、どうでしょう。

○松島政府委員 三割自治といふことはよく使
われまふけれども、お使いになる方によりまして
ことばの意味が必ずしも同じでないようござい
ます。

ただいま先生が御指摘になりましたように、税
収入の割合が何割であるかといふことで三割自治
といふことばを使う方もございます。一方、そう
いうことでなくて、地方団体がその判断において
自由に使用得る財源といふものがどの程度かとい
うことによつて何割自治といふようなことを言わ
れる方もございます。税収入が四〇％歳入の中
で占めるからといって、それで地方団体がその金
は自由に使えるといふわけのものでもないと思
います。たとえば、義務教育を例にとつてみますと、
教員の給与費は、半額は国庫で負担をいたしま
すけれども、あとの半額は地方団体が負担をする、
その地方団体が負担をいたします場合に、地方交
付税なりあるいは税なりによつてそのあとの半額
を負担するわけでございますが、不交付団体のよ
うに交付税をもらわない団体は、その半額はま
さに税をもつて負担をしていくわけでございます。
たとえば鹿児島県というふうな税の収入が非常に
低い団体になりますと、大部分はむしろ交付税で
もつてその半額もまかなわれておる、こういうよ

うな事情にございます。したがって、税収入
があるから、その税収入はいついかなる場合でも
地方団体独自の判断で使用するといふわけでは
ございせん、国庫補助事業に充てられまふ場
合もございせん、あるいは地方団体独自の単
独事業等に充てられまふ場合もあるわけござい
ます。したがって、税収入が何割であるからそ
れだけの自治があるといふふうにも必ずしも言
えない面があるかと思ひます。

したがって、この何割自治かといふことは
は、使われる方のことばの使い方の問題でござ
いますので、税収入の割合が四割になったから、
ぐに三割自治から四割自治になったんだとい
けにはまいたらないのではないかと、私には
考へております。

○広瀬(秀)委員 自治省としては、地方自治とい
うものが戦後憲法においてオーソライズされた姿
になっておる、住民自治といふものが地方自治
の本旨である、こういうふうに言われておるわけ
であります、少なくとも財政的にはこの状況とい
うものがいままで三割自治——これはいろいろ
意味があるだらうと思ひます。いま局長が御答
えされたようないろいろな要素があつて、さうい
うことを言われておつたと思うのですが、しかし、
これを憲法の本旨、地方自治の本旨あるいは地方
財政の本旨からいって、地方税を中心とする自
主財源が総体の収入の中でどの程度まで伸びるこ
とを目途にしておられるか。地方自治の本旨に
従つて自治省としてのお考えをこの際明らかにし
ていただきたいと思います。

○松島政府委員 たいへんむずかしいお尋ねで
ございまして、税収入なりあるいは交付税等を含
ました一般財源なりがどの程度までいけば、憲
法にいう地方自治の本旨が実現されるのかとい
うお尋ねでございまして、御承知のとおり、現
在の地方財政の仕組みは、単に歳入の面のみでな
くて、歳入の面においても国との間にいろいろ複
雑な要素がからみ合つております。先ほど例に
あげましたように、地方団体が支出する経費では

ございまして、その支出については一定の
法律上の義務づけがあるもので、その財源の一部に
ついては国の補助があるといふようなことで、歳
入そのものの面においてもいろいろ規制がある
わけにございまして、したがってさういふ面を
除きまして、単純に、幾らを歳入のうちで地方税
なりあるいは交付税で占めれば地方自治の本旨が
実現できるかといふふうにお尋ねをいたしまし
ても、私どもといたしてもなかなか答えにくいわ
けであります。

ただ、一つの意見といたしましては、少なく
も自治団体であるのだから、その団体が必要とす
る経費の半分は自まかなうことができるというぐ
うのことは必要じゃないか、すなわち税収入がその
団体の収入のうちの半分以上を占めることが必要
ではないかといふ意見もございまして、これは、あ
る意味においてはきつめて常識的な意見であらう
と思ひます。自分のところで使ふ金は半分以上は
自分で調達するといふことはあたりまえのこと
ではないかといふような意味で言われているのだら
うと思ひますけれども、さういふ考え方もありま
す。かつて税制調査会でさういふ考え方は是非等
について論議が行なわれたこともあつたわけござ
います。したがって、私どももその辺が常識
的な一つの考え方であらうと考へております。

○広瀬(秀)委員 さうしますと、少なくとも地方
行政の遂行に必要な財源といふものは、できる限
り住民が地方団体に對して直接負担をする地方税
によつてまかなわれることが望ましいわけであ
る、そのめどは、現在四〇％ぐらいになってお
るけれども、さういふ意味で五〇％をこえること
が望ましいのだ、自治省の大体の考えとしてはさ
ういふところに目標を置いていられる自主財源とい
うものを充実していく、こういうふうに理解をし
てよろしうございまして。

○松島政府委員 私どもといたしましては、一
つの努力目標としてさういふような考え方を
努力をいたしておる次第でございまして、
○広瀬(秀)委員 そこで具体的に、大体自主財源

の充実の方向といふようなものについて具体案が
ございまして。

○松島政府委員 いま申し上げましたように、か
りに五〇％という線を地方税の上において確保し
ようといひましたけれども、その額は相当巨額な
ものになるでございまして。かりに、昭和四十二年
度の現在の財政計画を基礎にいたしまして、五〇％
になるには税がもうどのくらい必要かといふ試算
をいたしてみますと、四千六百五十億円という巨
額な金額になるでございまして。そこで、目標は
目標といたしましても、税でございまして、そ
の税を納められる方の負担といふ面とあわせて問
題を考へてまいらなければならぬと思ひます。
ただ多ければいいというわけにもまいらぬ面が
あります。

そこで、国民の全体の負担をこれ以上増さない
といふ前提に立つて、地方財源あるいは地方税源
をふやすといふことになりまして、どうしても国
税から地方税への移譲といふものも考へてまいら
なければならぬと思ひます。さういふこと、しか
し、国税から地方税へそれでは具体的に何が移
譲できるかといふ問題になりますと、考へられる
ものはいろいろございまして。たとえば、従来から
わけておりますように、所得税を住民税に移譲す
るとか、あるいは、先ほど問題になりましたよ
うに、道路財源を地方に移譲するとかいふ問題も
ございまして。問題もございまして、一方にお
いて、地方団体は三千有余の団体でございまして
で、それらの団体にある程度まづなく行き渡
るような税制でございまして、特定の団体のみ
その金額が集中してしまふといふことは、せ
つかくの税源配分も、一部の団体にはそれで目的
は達せられまふけれども、大部分の団体にとっては
目的は達せられないといふ問題もございまして。い
わゆる税源偏在の問題もございまして。

そこで、それらの点を考慮して、税源の偏在し
ないような税金で、しかもすべての団体にいき
渡つて、かつ、地方団体の税源がふえるといふよ
うな配慮をいたしてまいりますと、なかなか具体的

にこの税金をどういふふうにしたらというふうな結論が出ていく状況でございますが、そういう状況の中におきまして、私どもとしましては、かねてから地方税源の充実のために国税からの移譲等について努力をいたしておるわけであります。

○広瀬(秀)委員 もろろん地方税一本で五〇%以上ということもなかなか問題の多いことも私どもも承知をいたすわけでありますが、現行の交付税の体系の中でも、現在三三%になったわけですが、これも、こういうふうな問題について、貧富の差といふもの、富裕層あるいは貧しい層、そういうふうなもの、均衡をはからなければならぬという要請も当然あるわけであります。絶対的にこの問題が低いというふうなことで三五%に引き上げるあるいは三七%に引き上げるというふうな議論も現在出ているわけであります。こういう問題に対してどういふふうな現在をお考えでございましょうか。

○松島政府委員 地方税源あるいは地方一般財源の充実のために交付税の繰り入れ率を引き上げるといふような問題につきましても、かねてからいろいろ努力をいたしてきているところでございします。御承知のとおり、昨年は二九・五%の繰り入れ率を三三%に引き上げたのでございしますが、そういうふうな努力は従来とも続けてきておるのでございします。特に今度は国の国債発行というふうな問題もございまして、交付税の率そのものの引き上げは実現いたしませんでしたが、臨時特例交付金というふうな形で地方の一般財源を充実するとか、あるいはたばこ消費税の税率を四・四%、二百六十五億円相当分を引き上げるといふような努力を続けておるところでございします。

○広瀬(秀)委員 次に移りますが、けさほどの阿部委員の御質問の中にもございしましたが、住民税の課税最低限が非常に低いという問題でございします。

これは、いわゆる所得の再配分という所得税における機能というものと若干性格を異にするという点はわかります。しかし、現在これが平年度

ベース大体四十三万円でございますか、これはあまりにも低過ぎるのではないかと。現在、所得税で七十三万円何がしまで課税最低限を引き上げる、その際のいわゆる標準世帯における基準生計費といふものは六十六、七万円というところで出ていると思ひます。少なくとも、最低大蔵省で試算をしたものぐらゐまでは地方税においてもやはり課税をしないというふうな方向にいくのが望ましい姿ではないかと。受益者だからといって、大蔵省が一月二百四、五円という飲食費といふようなものを基準にしてはじき出した基準生計費、そういうようなものをはるかに下回る四十三万円という額——なるほど受益する分については負担をするという思想もございします。しかし、それを四十三万円に置くと、六十六、七万円のところに置くかという点では非常に大きな差があり過ぎると思ひます。四十三万円程度の夫婦、子供三人の世帯が一体どういふ生活をしておるか。全くこれは最低生活以下の生活だと思ひます。そういうものにまで負担をさせることが、はたして税の公平という面からどういふふうな点で、この問題についての四十三万円といふものをはじいた根拠をお聞きかせたいと思ひます。

○松島政府委員 住民税の課税最低限につきましては、御指摘のとおりいろいろ問題があらうかと存じます。

住民税は、御承知のとおり、かつては五つの課税方式がございしました。所得税を課税標準とするもの、あるいは所得税の課税総所得金額を課税標準とするもの、そのうちで、基礎控除だけしかしない課税標準としたもの、さらに税引き所得を基礎にして課税するものといふような五つの課税方式がございしました。税率もまた標準税率といふよりなことで非常に市町村間にアンバランスがあつたことは御承知のとおりでございします。そういう事態を一日も早く改善をして、全国どこに住まわれましても、その負担があまり片寄らないようにいたしたいといふことで努力を続けてきたのでございまして、その結果、昭和三十九年、四十

年にわたりまして課税方式の統一と標準税率制度の採用といふことで、市町村間における課税のアンバランスといふものは相当程度に是正をされてきたものと考えているのでございします。

そういうふうな背景のもとにございしましたが、昭和四十一年にはさらに課税最低限を引き上げるといふことで、基礎控除一万円、扶養控除一万円引き上げたことは御承知のとおりでございします。その結果が、現在四十一年度の課税最低限で四十二万三千六百円となつておるわけでございします。その後、所得税におきましては、御承知のとおり給与所得控除の引き上げを昨年度実施いたしました。給与所得控除の引き上げを実施いたしましたこと、その計算は翌年度当然に住民税に反映することとなつておりますので、昨年度行ないました所得税の給与所得控除の引き上げが今年度の住民税の課税所得の計算の基礎に使われますので、ことしの住民税の標準世帯における課税最低限は四十三万三千五百二十六円となつておるわけでございします。なお、今年度さらに所得税においては給与所得控除の引き上げを大幅に行なう予定となつておりますけれども、その結果は来年度の住民税の計算にそのまま反映をいたしてまいりますので、来年度におきましては、地方税法そのものの改正をいたしませんでも課税最低限は三万円余引き上げるといふことにならうと考えております。

○広瀬(秀)委員 いまのような御説明ではなかなか納得ができないわけですが、最低生活費には課税をしてはならないといふことは、これはもう税制における大原則だと思ひます。そういう面からいって、四十三万三千円程度のいわゆる標準世帯の収入、そういう収入で生活をしておる人たちの負担力というふうな問題、それから最低生活費といふもの——自治省では、標準世帯における基準生計費といふようなものをどういふぐあいにお考えでしょうか。大蔵省では、大体六十六、七万円といたところで、ここに標準世帯における基準生計費を出しておるわけでありまして、一体そういうものをどういふふうにお考えでしょう。

○松島政府委員 基準生計費につきましては、自治省だけが特別な基準生計費をつくつておるわけではございません。夫婦子供三人で、昭和四十二年年度で六十三万七千七百七十八円というものが基準生計費となつておりますので、私どもも、基準生計費といふものはそういうものを考えております。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、現在、基準生計費としてはこの程度のものが標準世帯で基準的にかかるんだ、こういう一つの試算を持つておられるわけでありまして、それよりなお二十万円も下回るところに負担力のない者から、受益者だといふのは非常に負担力のない者から、受益者だといふだけの理由で、その額が四十三万円といふのはあまりにも低過ぎるというところ、六十三万円との間の二十万円といふものをどう説明されますか。

○松島政府委員 六十三万円に比しますと、四十三万円は二十万円低いといふことは、御指摘のとおり事実でございします。ただ、住民税につきましては、基準生計費との間をどう考えるか、これは考え方によつていろいろまた御議論もあらうかと思ひますが、住民税というものは、地域社会に生活をして、地方自治に参画をする方、いわば経費であるといふふうな考えをいたしたことがございします。ならば、幾ばくかの生計費の中にも、そういう意味の税金としての経費があつても許されるのではないかと。いふことも言えるのではないかと。思ひますので、私がこう申しましたからといつて、そうであるとお認めをいたしたことはなかなかむづかしいと存じますが、要するに、一つの地域社会の中で生活をする以上は幾ばくかの税を負担をする、それも生活費の一部であるといふふうな考えをいたしたければ、この四十三万円が、私はこのままでいつまでもいいといふことを申し上げるわけではございしませんけれども、一つの考え方として許されるのではないかと、かように考えておるのでございします。

○毛利委員長代理 関連質問を許します。武蔵君。

○武藤(山)委員　そうすると、局長、四月六日の予算委員会では、私は大蔵大臣と自治大臣を並べて地方税減税の必要を説いたわけですが、先ほどの阿部君に対するあなたの答弁は、今後減税に努力するという点だけを……ところが、そのときの自治大臣は……と具体的に、その次の質問をだんだんやっています。答弁をされているわけですね。というの、地方税の減税は全体として見直す時期が来た。時期が来たということは来年度からやるのかということも詰めたわけですが、全体を見直す時期が来た自治大臣が答弁しているのは、いま広瀬委員がおっしゃるような、常識的に金額を見ても、どうもいじらざるを得ない段階に来ているという意味だと私は思うのです。そこを、あなたはあのような点を十分手直しせざるを得ない、こういう感じを持ったのか、それとも、従来どおりの物価調整減税、はね返りだけを地方税は減税していけばいいんだという認識にあるのか。それによって一千万の人という影響を与えるかという重大な問題になるわけですよ。だから、現状を処理する担当の局長が、地方税は減税したくないというふうな気持ちで答弁されているが、予算委員会なり参議院の予算委員会なりで議論されている問題を前向きに踏まえるなら、いまのような答弁は出てこないのですよ。その点をまずはつきりあなたに聞いておきたい。

○松島政府委員　住民税の課税最低限を今後どう持つていくかということにつきましては、税制調査会の答申においても、経済の推移あるいは国民生活水準の状況等を考慮して、引き上げに努力していくべきものという御答申をいただいております。先般来、この課税最低限につきましては、予算委員会におきましても、また当委員会におきましてもいろいろ御指摘がございました。私もそのとおりでございます。これにつきましては、現在のままで来年度もいいというふうに考えておるわけではございません。しかし、それでは、いまの段階で

来年度どうするんだというふうにお尋ねをいただきましても、残念ながら、いまの段階で私から、来年は必ずこうしますというのを申し上げるわけにはまいらない事情がございます。なお、その点につきましても、十分御意見も頭におさめまして努力をしてみたいと思っております。

○武藤(山)委員　総理大臣も昨日の本会議で、委員会決議された問題などについては、十分尊重して、役人にも国会の意思というものが十分反映されるように、私の責任において管掌していきまします。本会議で佐藤さん自身がそういう答弁をしておるわけですね。だから、あなたのものの考え方でも、できるだけそういう線に沿った、国会で議論された問題というものは、それが実現の方向、事務処理の方向で判断をひとつしてもらわないと困ると思うのです。これは要望になりますか……

第二に、いま局長の答弁を聞いておると、地方税というのは、これは受益者負担という性格のものであるから、当然国税とは異なり違っているんだというふうなニュアンスなんです。私も聞いておると、国税は国税で、地方税は地方税で別個のものだ、こういう感じを受けるわけです。あまりにもそれにあなたはこだわり過ぎておる。先ほどの阿部さんのときの答弁もそうだし、広瀬委員に對する答弁もそうなんです。

そこで、一体所得割りに對する地方税というものは、均等割りの地方税とは本質的に違ふということをおっしゃりたいのです。あるいは受益者負担という性格のものの水道料金やあるいは都バスや市バス、そういうほんとうにストリートに利益を受ける者の負担と所得割りの税というものは基本的に違ふ。国税庁長官の書いておる本を讀んでも、地方税、所得割りと云うものは、多分に所得の再配分、所得の分配といふことも加味しておるものだ、そのために税率が二本になつておるのだ。『私たちの所得税』という本の中に地方税のことと書いてある。国税庁長官はそういうことを言っておる。だから、所得の配分機能といふものもその中に含まれておるということを見逃されて

あなたが答弁されておるということは非常に不満なんです。そこにはもう少し……前は何段階かに、収入の少ない者には安い税率で、累進税率になつておつたのが、いまは百五十万円という線で二つに区別されておる。百五十万円を区別しておるというところは、私は、そこらに何か所得配分の機能というものを認めておるからこそ税率が二つになつておると思う。そういう点、どうも答弁を聞いておつて、あなたの認識というものを對して私は了解に苦しむわけです。もう一回、その辺の前提をひとつはっきりして、答弁に入ってもらいたいと思う。

○松島政府委員　私のお考えのしかたが悪かったために、いろいろ誤解を招きましたことは申しわけございません。受益者負担とか応益性あるいは応能性といふような、あるいは所得再配分といふようなことを申しまして、一つの税が、どちらかでもって全部割り切つてしまふというふうには考えておりません。住民税におきましても、所得税に比べて応益的な性格をどの程度強く持つているかという比較の問題であらうと考えております。そういう意味におきまして、課税最低限の問題につきましても、住民税課税最低限がいまのままで、所得税と異なり違つていんだというふうには考えているわけでもございません。その点は、いわば説明のニュアンスと申しますが、重点の置き方の問題であらうかと思ひますが、私が必要以上に応益性とかそういうことについて重点を置いていたとすれば、私の説明の足りなかつた点でございます。

る税外負担というふうな問題を全く是認する方向にも結びついていく。PTA関係のものは、みんな完全な受益者負担という形で、悪平等の税外負担が行なわれておるわけでございますが、そういうものを、これは当然だといつて肯定する。税外負担を何とか解消したいとまで言つていたのがうそになる。そういう考え方を非常に強調し過ぎた議論になるだらうと思ひます。だから、そういう面から、少なくとも住民税は所得税と非常に関連の深い地方税でございますし、いま武藤委員からも御指摘があつたように、その所得割りと云うような面については、所得税に對して非常に強く出されております問題である所得の再配分という機能、こういうものがまるつきりなくいいという議論にはならぬわけでありませう。地方の生活におきましても、利益は平等に受ける面はあるけれども、しかし、やはり富める者は富めるように、貧しい者は貧しいようにという税制を、税制である以上やはりそういうことを忘れちゃいかぬわけでありまして、そういう点をもつと検討されて、少なくとも来年はかなり大幅な課税最低限の引き上げ、しかも、そのめどは、大蔵省で先ほどの六十六、七万円——これは私の記憶違いであります。六十三万何千円という、その程度、それに近いところまで引き上げに努力される、そういう方向は、これはひとつ大蔵省のほうから、そしてまた局長からも、そういう方向で努力をしていくというふうな見解をひとつ表明していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○松島政府委員　課税最低限の引き上げにつきましては、ただいま御意見のございました点を十分念頭に置きまして努力をいたしたいと考えておりますが、ただ、基準生計費六十三万七千円ということになりますと、この間約二十万円の引き上げになるわけでございます。二十万円という額が収入においてどの程度になるかまだ試算はいたしておりませんが、おそらく千億円近くの額になるのではないかと……に考えられます。御参考のために申し上げますと、今年の所得税

で、課税最低限の引き上げの一端といたして給与所得控除の引き上げを行なっております。これは、先ほども申し上げましたように、来年度から住民税の計算にそのまま反映してまいります。これによる減収が、住民税で平年度三百三十三億円という見込みでございます。さらに、基礎控除なり扶養控除なりをかりに一万円ずつ引き上げた仮定いたしますと、これも昨年同様実施いたしましたわけでございますが、それが約三百億円の減税でございます。両方合わせますと、かりにそういうやり方をやるといたしますと約六百億円以上の減税になるわけでございます。それで、標準世帯で大体十万円くらいの控除の引き上げになろうと思ひます。それをさらに倍にいたしますと、荒っぽい計算でございますが、千億円をこえるという大減収になるわけでございます。したがって、いまここで金額を幾らにしようとお約束をいたすことは、ちょっと困難であらうと思ひます。

○小沢政府委員 住民税の最低限の引き上げを来年からやるかというお尋ねでございますが、その方向で検討もし、努力もしているという事は、これは私いま申し上げられますけれども、どうも、必ずやるのだとか、あるいはどれくらい幅でやるのだというようにつきましても、これは地方財政に相当大きな影響を来しますし、また同時に、それが地方財政全体に大きな影響を持つてまいりますと、当然来年度の国家財政の編成、予算編成ということにも大きな影響を来します。各省との関係が七月からいろいろ始まりまして、十分いろいろな経済事情の変動なり、あるいはその他の面の考慮をやった上で検討してまいらなければならないので、いまここで先生の御質問に應じてすぐやると言うことは、ちょっと私言ふ勇気がない。御趣意に沿うような方向で、もちろん全体を努力してまいらなければいかぬことは当然でございますけれども、この程度のことではつ御了承をいただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 きのうの本会議における大臣答弁よりもまことに消極的な答弁をいただいたわけですが、きわめて残念なわけですが、一体、地方税における住民税の課税最低限をきめるときに、おそろくこれは自治省一人できめるわけじゃない、その際大蔵省としてはどういうことで四十三万を受け入れたのか、そういう点についても、それならば大蔵省としての考え方というものをはっきり聞いておかなければならぬと思う。一応基準生計費というふうなものを算出して置いて、しかも、それを二十万円も下回るところにあるのだという、その現実というものを——それじゃ二十万円は、これはもう応益原則に従って、受益者負担という点に従って、そのくらいの幅はこれは当然なんだということ、将来それを基準生計費に近づけていくというふうな努力をされるつもりはないのですか、大蔵省として。

○小沢政府委員 実は、今年度の予算要求では、御承知のように、自治省当局もこの最低限の引き上げという問題は御提起になっておられませんが、のすから、大蔵省がみずから各省の行政について、いろいろこちらから、いわばその投手側に戻るといふことはちよつとありません。受け取る側につきましてその案をいろいろ検討して方針を出すものですか、これはそれはそういうようなことは全然議題にもいたしませんので、どういふ基準でものを考えたかと言われまして、私はお答えできないわけでございます。

それと、私もやはり地方財政を各市町村別に考えてまいりますと、ただせつかにこの負担を軽減するといふ方向よりも、実質的にそういう方向がとり得るような環境をつくり上げることが大事だと思ひます。したがって、地方の開発といふ面から、全国的な計画のもとでむしろ再開発の面において総合的に政策として考えてまいりまして、そうして地方にそれぞれ担税力をふやすといふ方向をつくり上げることが、やはり国家全般の平均的な発展に非常に大きな効果がある。こういうような環境をつくり上げつつ、その

あれに應じて住民の負担の軽減というものをはかつていかなければいかぬ。遺憾ながら日本はまだそういう現状でありまして、おっしゃる御趣意は十分わかりますので、そういう前向きな方向では検討してまいりますが、総合的な政策で、地方開発といふ面から発展というものをとりつつ、御趣意に沿うような段階に入っていく方法、これもやはり相当重要視して考えておりますことを御理解いただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そういふ御議論は答弁になつてないと私も思ひます。これは主計局長しか来ておりませんから、ちよつとわからないと思ひます。

松島さんにお伺いしますけれども、六十三万円の基準生計費は、エンゲル係数は大体何％、四十三万円程度のところは、エンゲル係数はどのくらいになつてゐるか、何％になつておりますか、わかりますか。

はとらないといふことがはつきりしたわけですが、自治省がもう少し積極的に、この問題については非常な前向きに、しかも大幅な引き上げを来年度あたりは要求をする、こういうお考えをこの際表明していただきたいと思います。

○松島政府委員 地方財政も国の財政もそれぞれ関連する問題がございますが、一面において、それとまた独立した面を持つておるわけでございます。したがって、減税を行ないます場合は、地方財政自体の問題としても考えていかなければならぬ面があるかと存じます。ただいま御指摘になりましたように、大幅な減税を行なうということになれば、それが地方財政として十分耐えていかなければ、国のほうの援助も受けなければならぬという場合もできようかと存じます。それらの点につきましては、地方財政、国の財政全体を通ずる問題として、私どもは真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いずれまた、この問題は、自治大臣、大蔵大臣をそろつたところで継続をして質問をいたしたいと思ひます。

もう一つ伺つておきたいことは、租税特別措置の問題で、税制調査会の「長期税制のあり方についての中間答申」の中でも、国で設けた租税特別措置、これをストレートに地方税制にはね返らしている面があるわけでありまして、先ほどから自治省の税務局長が言われておるような考え方でいくならば、その裏返しといひますか、そういう面でも地方税において国でつくつた特別措置をそのままはね返らしているのは非常に不合理だといふことも、これは税制調査会の中間答申でも指摘をされてゐるところです。それについて、昭和四十二年度において、この中問答申を受けてどういふ点で改善をはかられましたか、その点を聞きたいと思ひます。

○松島政府委員 国の租税特別措置法によりまして特別措置を地方税になるべく影響させないようという答申があることは、御指摘のとおりでございます。私どもその基本的な方針をとつてまい

りたいと考えておられます、これは技術的な問題もいろいろございまして、国税のほうで租税特別措置をおとりになります場合には、できるだけ税額控除というよりな方法をとっていただきまして、それによって住民税なり企業税の場合には税額控除をしない、こういう行き方をとっているのをごさいます。

昨年度の改正におきましても、資本構成の改善のための特別措置でありまして、あるいは合併をした場合の特別措置というよりなものにつきましては税額控除の方法をとっていただきまして、これが地方税に影響しないようにいたしているのをごさいます。

今年度の改正におきましても、開発研究費につきましても同じように租税特別措置をとられることになっておりますけれども、それにつきましては税額控除の方法をとっていただきまして、当然には住民税あるいは事業税に影響しない、こういうよりな方法をとっているわけでございます。

ただ、特別償却というよりな償却の方法によります場合には、所得計算が原則として法人税なり所得税の計算方法によってまいります関係上、技術的に困難な面もございまして、したがって、できるだけいま申し上げましたよりな税額控除の方法によって地方税に影響を及ぼさないよりな措置を講じている、こういう状況でございます。

○広瀬(秀)委員 この答申を読みますと、「国の租税特別措置がそのまゝ自動的に地方税に影響して非課税、軽減等の措置が講ぜられこととなるものがある。これらの非課税、軽減等の措置は、一般に地方税については特に地域内の負担の公平を図る必要から、できる限りその整理合理化を図るべきであり、特に国の租税特別措置が自動的に地方税に影響することは回避することとすべきである。」、こういう中間答申が出ているわけでありまして、先ほど、受益者の負担の公平といいますが、受益者負担という思想が非常に強く出てお

たわけでありまして、そういうよりな方向をとる

ならば、この租税特別措置の問題というのは、少なくとも国の政策目的の遂行のために租税の公平というものを破壊しながらつくつたもので、先ほどのよりな地方税における原則というものを非常に強調される立場に立つならば、国の政策の必要で、それでも十分だという立場でつくつたものを、何の必要があつて地方税にまでね返さなければならぬのかというところについては、原理的な矛盾があるわけでありまして、これについては、かなり勇断をもつて、ことしにも——いま局長が答弁されたよりな、そんな程度のものであつてはならない。これは非常に大きな問題として、これを廃止、整理するということを特にこの答申の中にも書いてあるように、自動的に地方税に影響していき、整理をしたか、そしてまた、これからどういふ決意でこの問題に対処していくつもりか。このことについて、原理的な問題を含めて、そうして具体的にこれからの方角というものをこの際答えておいていただきたいと思つております。

○松島政府委員 ただいま御指摘になりました点につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、できるだけ地方税には国税の租税特別措置の影響が及ばないよりな措置を講じているわけでございます。例として申し上げます、先ほど申し上げましたよりな合併の場合の助成についての税額控除の特例でございますが、あるいは資本構成の改善につきましてもの特例でございますが、昨年度から実施をいたしております。また、今年度は、これも先ほど申し上げましたが、開発研究費の税額控除の特例を地方税に及ぼさないように、こういうことをやっておるわけでございます。

それらのことによつて、どの程度地方税の減収を回避しているかということでございますが、事業税で大体八十二億円、住民税で二十一億円程度、合計いたしました百三億円程度、もしも国税にそのまま乗つたならば減収であらう額を、減収にならないようにいたしているのをごさいます。

す。

御指摘にありましたように、国は、国全体の立場から、租税政策としていろいろな特別措置を講ぜられるにいたしまして、地方団体の場合は、狭い地域社会の中で公平ということも考えてまいらなければならぬわけでございますから、当然に国税の政策的減税が地方税に及ぶということとはできるだけ避けていかなければならぬという基本的な考え方については、私どもも全く同様に考えておりまして、今後とも引き続き努力をいたしてまいりたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 百億円程度ことはやつたと言われるわけでありまして、現在、大体地方税における租税特別措置による総減額といふことが、その数字をひとつ聞いておきたいと思つております。それと、その内訳として、国の特別措置が自動的に地方にはね返つて減収になつていっているものがそのうち幾らか、総体で幾ら、地方独自でできているものが幾ら、こういうよりに分けて、租税特別措置による地方税の減収額をひとつこの際数字で明らかにしていただきたいと思つております。

○松島政府委員 私どもが一般に非課税措置、特別な非課税措置等によります地方税の減収として計算をいたしておりますのが、昭和四十二年で千六百十六億円でございます。そのうち、国税の租税特別措置が地方税に影響を及ぼしているために減収になつていっているのが七百八十七億円でございます。地方税自体の非課税措置というものが八百二十九億円でございます。合わせまして、いま申し上げました千六百十六億円となつておるのをごさいます。このうち国税の租税特別措置によります分は、御承知のとおり租税特別措置法という法律がございまして、それに掲げられましたものの地方税に対する影響でございますけれども、地方税独自のものになりますと、地方税法自体に租税特別措置法という特別な法律がございせんので、何をもちつて租税特別措置に相当するものと見るかということにつきましては、多少議論があるかも知れません。たとへば、公益法人に

対します非課税というよりなものもこの計算の中に含めたいと思つておりますので、そういう意味では多少問題があるかも知れませんが、一応数字は以上申し上げたとおりでございます。

○広瀬(秀)委員 減収七百八十七億円と地方独自のものが八百二十九億円という、ほぼ半々に近い形になつておるわけでありまして、この中間答申の趣旨に基づけば、少なくとも中間答申はもう少し大幅な整理というものを要求しているものと思われわけでありまして、この点、また別途議論をいたしたいと思つておりますが、本委員会に対して、地方税における特別措置の国のはね返りのものと地方独自のものとに分けて、ひとつ詳細な資料を提出されんことを望んでおきます。委員長、よろしくその点計らつていただきます。

次に質問を移したいと思います、財政局長はおりますか。——今度は地方債の問題をちよつとお伺いしたいのですが、これは一般会計債その他の会計債、いろいろあると思つておりますが、公営事業債等も含めて、それを内訳的に、一般会計債が幾ら、特別地方債が幾ら、特別事業債が幾ら、それから公営事業債が幾らというよりなふうに分けて、そしてまたその総額、こういうよりなものの数字をひとつお聞きしたいと思つております。

○鎌田説明員 昭和四十年年度末の決算が一新新しい決算でございますので、これに基づいて申し上げますと、公営企業会計以外のいわゆる普通会計債と申しますのが、現債高が四十年年度末で一兆三千四百八十五億円でございます。その中は、ただいま特別地方債といったよりな分類ということでございますけれども、資金別に区分をいたしております。特別地方債も政府資金でございますので、その中で政府資金が九千五百四十七億円、それから市中銀行債、市中銀行から借り入れておりますものが千六百三十四億円、交付公債が八百五十六億円、市場公債が八百八十七億円、そのほか保険会社でございますとか、あるいは農協でございますとか、こういったところから借り入れて

まっておりませんので、利子償還分の交付団体分
 といふものが、ことし御案内のとおり臨時の措置
 として処理をされたわけでございますが、明年度
 以降の問題につきましては、地方財政に迷惑をか

第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 昭和四十二年五月十日

ないように検討いたしたいということでございます。

で、いまここで、これは今年度でもう一切、何が
どうあろうと打ち切るものだとも言えませんし、

「言ひのがれというものは、私はけしからぬと思うのです。」

これはもう一ぺんあなたの答弁を変えてもらわなければならぬ。そういうことではないはずであります。そして、かりに若干の好転があったとしても、地方自治の本旨に従つても、これはもつと行政水準を引き上げていくというふうなものに振り向けらるべきであつて、この程度の問題を、これは国と地方自治体の信義の關係からいつてもそういう答弁は出てこない。さらに来年度も、この特別会計を今度一部改正する趣旨をそのまま援用して、これはこの償還が済むまでやるべきだ、こういうふうに思ふのですが、ひとつもう一回答えてください。

○岩尾政府委員 先ほど申されました特別会計法、この法案で四十二年度限りというふうなことにしておりますのは、本来その母法でございます地方財政の特例に関する法律のほうで四十二年度限り、こういうおつておるのを受けておるわけでございます。したがつて、本体の法律のほうも、本年度限りということをおつておるわけでございます。

それから、先ほどおる御説明をしておりました、千二百億円の特別事業債というものが、借金ではございませうけれども、当然借金をしていい借金、それから、先ほど申されたように、給与の財源に充てるために借金をするというふうな非常なたの悪いといひますか、不健全な借金であるかという点は、非常にはつきりしないわけでございします。先ほどの自治省のほうの御答弁にありましたように、一応基準財政需要の中に入れたものが九百億円くらいあつたということで、そういう見当で見れば、その分はある程度地方団体としてはつらい、不健全な借金ではなからうかという気がするから、その分につきましては、四十二年度におきまして、これも必ずその利子分を見えるという感じではなくて、それくらいのもが入つておるんだから、それを頭に置いて、その利子分を払ふとすればこのくらいになるだろうというところを念頭に置いて、一応百二十億円の繰入はなるように、まあ固定資産税の減取もございしますが、見当つたわけでございます。

そこで、来年どういふふうになるかということ、地方団体には御迷惑をかけませんというふうな申し上げておられますのは、来年また実際の基準財政の収入をはじき、あるいは基準財政の需要をはじきました場合に、先ほど事務次官の申されましたように、実際には非常に収入がふえまして基準財政需要をカバーしていきけるという情勢になれば、これはあるいは見なくてもいいんじゃないかというふうなことも出てくると思ひますし、逆に、一昨年のように非常に財政需要のほうが多くて収入が少くないというふうな状況になりますれば、また何らかの措置を講じていかなければいかぬ。いずれにいたしましても、地方団体全体としての健全な運営がいくようには考えます。しかし、これはもう千二百億円は全部不健全な借金で、しかも国が責任があるのだから、これは全部利子を見るのだというふうなことはいいわけでございします。そういう趣旨で去年以来答弁をいたしておりました。

○広瀬(秀)委員 一体自治省のほうはどうなんですか。やはり去年のいきさつからいって、当然これは昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律、なるほどこれが母法になつておる、そして特別会計がこつちにかかつておる、こういうことですから、いわゆる超過負担の問題や行政水準が非常に低いという問題や、そういうふうなものを考えた場合に、これはなるほど収入がふえて、幾らか特別事業債相当分くらい元利を償還しても、いまのままで行政水準は現在のままぐらひには維持できるという状況が好転したと言へるのか。行政水準をもつと上げなければならぬ、あるいは超過負担をほとんど解消するといふようなものが行なわれぬ限りは好転したとは言えないのだというふうな立場をとるならば、この四十二年度における財政特別措置といふものを、さらにかの年の年限、まあ七年債くらいが大体常識的に行なわれておるようですけれども、少なくとも五年や七年はこういうものを続けて、その分を要求していく、こういうふうな考えはお持ちじゃないですか。大蔵省の言ひなりですか。

○鎌田説明員 財政がよくならぬら出さぬでもないだらう、こういう点が、私もうしろで聞いておりました非常に強く印象づけられたのじゃないかという感じがするのであります。その財政のよくなり方というものがやはり問題だらう、まさに、いま後指摘になりましたように、超過負担の問題もあるわけでございしますし、地方の行政水準がいまのままでいいの、こういう問題も当然あるわけでございます。地方団体に迷惑をかけないといふことは、こういうことも含んで全体的に地方団体の財政運営が支障なく行なわれる、こういうことでなければならぬと思ふわけでございします。私ども自治省といたしましては、当然そういう見地から、この問題につきましては明年度以降も努力を続けていきたい、これはもう大臣以下かたい気持ちでございます。

○広瀬(秀)委員 きようは時間ありませんからあれですが、いずれまた、自治大臣及び大蔵大臣、両方そろえてこの問題はやらなければいけない問題だと思ひます。

きようはこの程度にいたしまして、最後の、自治省のいまの答弁を、自治省はひとつしっかりやつてもらいたい。これは地方の自治体ではそのことを非常に強く望んでおる問題であります。

午後五時二十五分散会

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第二十二條第四項中「前二項」を「第二項又は第

三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

第二十六條第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改め、「その内国法人」の下に「(その内国法人が合併により消滅した場合)は、当該合併に係る合併法人とする。」を加える。

第二十八條中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第三十一條第一項及び第三十二條第一項中「(損金経理により償却に係る引当金勘定に繰り入れた金額がある場合には、当該金額を加算した金額)」を削る。

第三十七條第三項第一号中「以下この号において同じ。」を削り、「(国又は地方公共団体がその行政目的のために直接供する施設に充てるためのものを)」を「(その寄付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。)」に改め、同条第七項中「第二項」を「第二項」に、「記載があり、かつ、同項各号に規定する寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合」を「記載及び同項各号に規定する寄付金の明細書の添附があり、かつ、大蔵省令で定める書類を保存している場合」に改め、同条第八項中「又は書類の添附がない」を「若しくは明細書の添附がない」に、「場合又は同項の書類の保存がない場合」に、「又は書類の添附がなかつた」を「若しくは明細書の添附又は書類の保存がなかつた」に改める。

第四十一條中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第六十条の見出し及び同条第一項中「相互会社である」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該分配する金額が政令で定める金額をこえる場合は、そのこえる部分の金額につ

いては、この限りでない。
第六十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の保険会社は、確定申告書に同項の規定により損金の額に算入される金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六十二条第一項本文中「の確定した決算」を削り、同項ただし書中「その確定した決算において」を削り、「ことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた」を「場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十三条第一項中「次項まで」を「この項」に改め、「をした資産」の下に「(前条の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第六十八条第一項中「又は報酬若しくは料金を」「報酬若しくは料金又は賞金」に改め、「所得税の額は」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第六十九条を削る。
第七十条第二項中「各事業年度」の下に「その内

国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。」を加え、同条を第六十九条とする。

第七十条の二第一項中「開始する各事業年度」の下に「(その内国法人が合併により消滅した場合に、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第七十条とする。

3 前二項の規定は、第一項の内国法人が合併により消滅した後に、その内国法人の同項に規定する事業年度の所得に対する法人税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更生があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更生の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更生の日」と読み替へるものとする。

第七十条の三中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改め、同条を第七十条の二とする。

第七十一条第一項中「二万五千元」を「三万円」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。

第九十三条中「資本等の金額」の下に「と利益積立金額等との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。
一 解散の時ににおける利益積立金額
二 清算中に内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受けた第二十三条第一項(受取配当等の益金不算入)に規定する配

当等の額(同条第二項の規定に該当するものを除く。)の合計額から、清算中に支払つた負債の利子(これに準するものとして政令で定めるものを含む。)の額のうち、その元本である株式、出資又は受益証券に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

三 第二十六条第一項各号(還付金等の益金不算入)に掲げる金額(当該金額のうち、第二号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。)で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当されたもの及び第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたもの

第九十五条第二項中「その他大蔵省令で定める書類」を削り、同条第三項中「書類」を「明細書」に改める。

第九十六条中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第九十七条を次のように改める。
第九十七条 削除

第九十九条を次のように改める。
(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)
第九十九条 内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金額とする。

第九十九条第一項中「又は報酬若しくは料金を」「報酬若しくは料金又は賞金」に改め、「所得税の額は」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第九十九条を次のように改める。

第一百一条 削除
第一百一条 第二項中「第七十条の二」を「第七十条」に改め、同条第三項中「次条第一項第二号

ロ」を「次条第一項第一号」に改め、同条第五号中「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に改め、同条第二項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第二百三十三条第一項各号(列記以外の部分中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額(その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下この項において同じ。)」の合計額)を加え、同条第一号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる金額を第九十三条(解散による清算所得の金額の計算)に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

第二百四十四条第一項第三号中「又は第一百一条第一項(解散の場合の清算所得に対する法人税の額)からのみなし配当金額の一部の控除」を削る。

第二百九条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第二百九十二条第一項第二号中「資本等の金額」の下に「及び利益積立金額の合計額」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三 第一項の被合併法人のその合併の時ににおける利益積立金額が合併法人に引き継がれた場合、その引き継がれた利益積立金額

第二百九十五条を次のように改める。
(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)
第二百九十五条 内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の二十一の税率を乗じて計算した金

額とする。

第二百二十七条第一項第二号中「前条第二項」を「その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項に、その事実の生じた日の属する事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第二百二十九条第三項中「第七十条の二」を「第七十条」に改める。

第二百三十四条の二第二項中「第七十条の二」を「第七十条」に、「同条第一項」を「その内国法人の同条第一項」に改める。

第三百三十五条の見出し及び同条第一項中「所得税額等」を「所得税額」に改める。

第四百四十五条第二項の表中「第七十条第八項」を「第六十九条第八項」に、「第六十八条から第七十条まで」を「第六十八条及び第六十九条」に、「第七十条の二」を「第七十条の二」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法（退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除く。）の規定は、法人（同法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。（外国税額の還付金の益金不算入等に関する経過規定）

第三条 改正後の法人税法（以下「新法」という。）

第二十六条第二項（外国税額の還付金の益金不算入）、第六十条（保険会社の契約者配当の損金算入）、第六十八条（所得税額の控除）（賞金に係る部分に限る。）、第六十九条（外国税額の控除）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(みなし配当金額の一部の控除等に関する経過規定)

第四条 内国法人が、施行日以後に開始する事業年度（施行日以後に解散した法人の清算中の期間を含む。）において、施行日前に解散し又は合併した内国法人から受ける新法第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合における当該みなされる金額の百分の二十五に相当する金額の法人税額からの控除又は当該百分の二十五に相当する金額の残余財産の価額への算入については、なお従前の例による。

2 内国法人が、施行日前に開始した事業年度

(施行日前に解散した法人の清算中の期間を含む。)において、施行日以後に解散し又は合併した内国法人から受ける改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第二十四条第一項第三号又は第四号（解散又は合併の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産につき同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額がある場合には、当該金額については、附則第二条（経過規定の原則）の規定にかかわらず、旧法第六十九条、第九十七条及び第一百一条（みなし配当金額の一部の控除等）の例によらないものとする。

(中間申告に関する経過規定)

第五条 新法第七十一条（中間申告）（新法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出期限の到来する同条の規定による申告書に係る法人税について適用し、同日前に提出期限の到来した旧法第七十一条（中間申告）（旧法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

(青色申告の承認の取消しに関する経過規定)

第六条 新法第二百二十七条第一項第二号（青色申告の承認の取消し）（新法第四百四十六條第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

理由

今次税制改正の一環として、課税所得の計算に関する基本的な考え方を明確にする規定を設けるほか、課税所得の計算の方法、申告の手続等についてその簡素化を図るとともに、清算所得に対する課税を合理化してその税率を引き下げる等所要の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法昭和四十年法律第三十三号の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十七條の二」に、「第八十二條」を「第八十八條」に、「第八十三條」を「第八十五條」に、「第八十九條」を「第九十一條」に、「第九十六條」を「第九十二條」に、「第九十八條」を「第一百零二條」に改める。
「第二百八十九條の二」に改める。
「第二百九十一條第一項第二十八号及び第二十九号を削り、同項第三十号を同項第二十八号とし、同項第三十一号中「以上の者」の下に「で、第七十条（純損

失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二條に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項第三十二号を同項第三十号とし、同項第三十三号中「雑所得」の下に「（以下この条において「給与所得」という。）を加え、これらの所得以外の各種所得の金額が十万円以下であり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下」を「合計所得金額が二十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下」に改め、同号を同項第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 控除対象配偶者、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、次に掲げる者をいう。
イ 合計所得金額のない者
ロ その所得の全部が給与所得等である者
で、その合計所得金額が十万円以下であるもの
ハ 給与所得等以外の所得を有する者で、その合計所得金額が五万円以下（その者が給与所得等を有する場合には、五万円から合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した金額を五万円に加算した金額以下）であるもの

三十三 扶養親族、居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号（都道府県知事のとるべき措置）の規定により同号に規定する里親に委託された児童でその居住者と生計を一にするもののうち、前号イからハまでに掲げる者をいう。

第二条第一項第四十六号中「充當又は」を削る。
第五条第三項中「又は報酬若しくは料金を」と、報酬若しくは料金は賃金」に改める。
第七条第一項第四号中「並びに報酬及び料金を」

第九條第一項第十四号中「資本等の金額」の下に「（以下この条において「資本等の金額」という。）」を加え、同項第十五号及び第十六号中「合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額」とのちいぜられ、同条第二項第五号中「同号に規定する」を削り、同項第六号及び第七号中「合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額」とのちいぜられ、同条が当該株式」に改めらる。

下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額（第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項に

において同じ。に改め、同項第二号中「その合同連用信託の元本と」の下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税財産

審申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額に改め、同項第三号中「といふ」との下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が」、「に」、「百万円」を、「その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した人

第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額に改め、同条第二項中「預貯金、合同運用信託又は有価証券のうち」を削り、「に記載されたものについて、当該申告書に記載された」を「の提出の際に經由した」に

改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定は、個人が、次に掲げる事項を

記載した申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）を、同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

- 一 提出者の住所及び氏名
- 二 当該金融機関の営業所等の名称及び所在地
- 三 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別
- 四 当該金融機関の営業所等において預入等を

五 既に他の金融機関の営業所等を経由して非
一項の規定の適用を受けようとするものの現
在高（有価証券については、額面金額等によ
り計算した現在高）に係る最高限度額

該他の金融機關の營業所等ごとの名稱及び当該申告書に記載した前号の最高限度額（次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

は前項の申告書」を加え、「同項の」を「これらの規
定に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、
同項の前に次の一項を加える。

（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その

個人は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

第十條中第六項を第七項とし、同項の前に次の

一項を加える。

非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除

き、既に提出した当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して提出することができないものとし、第三項第四号及び第五号に掲げる最高限度額の合計額が百万円をこえることとなる場合には、提出することができない。

第二十一条第一項第三号中「第八十三条第二項」を第八十九条第二項に改め、同項第五号中「障害者控除その他の控除」を「配当控除及び外国税額控除」に改める。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

三 当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金額その他の資産

四 当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

第二十五條第三項中「第二項各号」を「第一項第
号から第三号まで」に改める。

第二十八條第三項中「六十四万円」を「六十八万
円」に、「四万円」を「八万円」に、「八十四万円」を
「八十八万円」に、「十六万円」を「二十万円」に、

第三十條第三項を次のように改める。

前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 政令で定める勤続年数（以上この項において「勤続年数」という。）が十年以下である場合 五万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 勤続年数が十年をこえ二十年以下である場合

合 五十万円と十万円に当該勤続年数から十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

三 勤続年数が二十年をこえ三十年以下である場合 百五十万円と二十万円に当該勤続年数

から二十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

四 勤続年数が三十年をこえる場合 三百五十万円と三十万円に当該勤続年数から三十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計

第三十条第四項第二号中「計算した金額」の下に（当該金額が二十万円に満たない場合には、二十万円）を加える。

第三十二條第四項を次のように改める。

前項に規定する山林所得の特別控除額は、三十万円（同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額）とする。

第三十三條第四項を次のように改める。

前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、三十万円（譲渡益が三十万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。

第三十四条第三項を次のように改める。

前項に規定する一時所得の特別控除額は、三

十万円（同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額）とする。

第四十条第三項中「事業所得の金額」の下に、「山林所得の金額」を加える。

第五十七条第一項中「年齢十五歳未満である者」

下に「及びいづれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を加え、「給与の支給を受ける」を、次項の書類に記載されている方法に従うその記載されている金額の範囲内において給与を支払を受けた」に、「その他の状況に応じて通常

給されるべき給与とを、その事業と同種の事業
その規模が類似するものが支給する給与の状況
その他の政令で定める状況に照らしその労務の対
比に改め、ただし書及び各号を削り、同条第七
項中「細目」の下に、「第二項の書類に記載した事

「又は第三項」に改め、同項を同条第八項とし、
「又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項を
同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を
同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三
項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項

「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と同項の前に次の一項を加える。

その年分以後の各年分の所得税につき前項の

規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年二月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合に、その事業を開始した日から一月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十条中「場合における」の下に「事業所得の金額、」を加える。

第六十五条第一項ただし書中「ことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じたを、場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十六条第一項中「次項まで」を「この項に改め、」をした資産の下に（前条の規定の適用を受けるものを除く。）を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とし、第二編第一章第二節第七款中同条の次に次の二条を加える。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第六十七條の二 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行なうもののうち小規模事業者として政令で定める要件に該当するもののその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができ、

第八十六条から第九十一条までを削る。

第八十五条中「第八十三条第一項」を「第八十九条第一項」に改め、第二編第三章第一節同条を第九十一条とする。

第八十四条を第九十条とし、第八十三条第一項の表中「百分の八・五」を「百分の九」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十二条第二項中「生命保険料控除及び損害保険料控除、損害保険料控除及び寄付金控除」に改め、同項第三号中「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 小規模企業共済掛金控除にあつては、当該申告書に記載した第七十五条第二項（小規模企業共済掛金控除）に規定する小規模企業共済掛金の額その他大蔵省令で定める事項を証する書類

第八十二条第二項に次の一号を加える。

五 寄付金控除にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十八条第二項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類

第八十二条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「第二項の場合」を「第二項又は第三項ただし書の場合」に、「前二項」を「前三項」に、「第二項の書類を」を「第二項又は第三項ただし書の書類」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から勤労学生

控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、第三項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の書類の添付及び提示がない場合においても、勤労学生控除に関する規定を適用する。

第八十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加え、第二編第二章第四節同条を第八十八条とする。

3 勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載がある場合に限り、適用する。ただし、第二号第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを当該申告書に添付し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。

第八十一条第一項中「社会保険料控除」の下に「小規模企業共済掛金控除」を、「損害保険料控除」の下に「寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除」を加え、同条を第八十七条とする。

第八十条第一項中「十四万円」を「十五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第七十九条の見出しを「扶養親族等の判定の時期等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「（その居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を第八十五条とする。

第七十九条第一項（障害者控除）又は第八十条から第八十二条まで（老年者控除等）の場合において、居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）の現況による。ただし、その居住者の親族（扶養親族を除く。以下この項において同じ。）がその当時既に死亡している場合におけるその親族がその居住者の第二条第一項第三十号（定義）に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

2 第七十九条第二項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

第七十八条第一項中「六万円」を「七万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第八十四条とする。

第七十七条第一項中「十三万円」を「十五万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第八十三条とする。

第七十六条を第七十七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（寄付金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十五に相当する金額）

二 その者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三に

相当する金額（当該金額が二十万円をこえる場合には、二十万円）

2 前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる寄付金（学校の入学に關してするものを除く）をいう。

一 国又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄付金（その寄付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他の特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。）

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金（当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。
ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三 科学技術若しくは教育の振興に寄与する法人又は赤十字に關する諸條約に基づく業務を行なう法人として政令で定めるものに對する当該法人の主たる目的である業務に關連する寄付金（前号に規定する寄付金に該當するものを除く。）

3 第一項の規定による控除は、寄付金控除という。

（障害者控除）
第七十九條 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者のその年分

の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき七万円を控除する。

3 前二項の規定による控除は、障害者控除という。

（老年者控除）
第八十條 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、老年者控除という。

（寡婦控除）
第八十一條 居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦控除という。

（勤勞學生控除）
第八十二條 居住者が勤勞學生である場合には、その者のその年分の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、勤勞學生控除という。

第七十五條を第七十六條とし、同條の前に次の一條を加える。

（小規模企業共済掛金控除）
第七十五條 居住者が、各年において、小規模企業共済掛金を支払つた場合には、その支払つた金額を、その年のその年分の總所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する小規模企業共済掛金とは、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二號）第二條の三（第一種共済契約）に規定する第一種共済契約に基づく掛金をいう。

3 第一項の規定による控除は、小規模企業共済掛金控除という。

第九十二條第一項中「所得稅額」の下に「（前節（税率）の規定による所得稅の額をいう。以下この條において同じ。）」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同條第三項とし、同項

の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税總所得金額に係る所得稅額、課税山林所得金額に係る所得稅額又は課税退職所得金額に係る所得稅額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得稅額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得稅額に相當する金額とする。

第九十三條及び第九十四條を次のように改める。
第九十三條及び第九十四條 削除
第九十五條第一項中「第八十三條から前條まで」を「第八十九條から第九十二條まで（税率及び配當控除）」に改め、同條第七項中「第九十三條前段（稅額控除の順序）」を「第九十二條前段（配當控除）」に改める。

第九十八條第一項第一号中「（という。）」に、主たる所得者の總所得金額が主たる所得者の總所得金額とすべての合算対象世帯員の資産所得の金額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を」といふ。から、すべての合算対象世帯員に係る次項第一号に掲げる金額の合計額を控除した金額」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「第一項又は第二項の場合」を「前二項の場合」に、「第八十三條から前條まで」を「第八十九條から第九十二條まで（税率及び配當控除）」に、「並びに同條第三項の規定により読み替えられた第八十六條並びに第八十七條から第九十一條まで（配當控除以外の稅額控除）及び前二條を（合算対象世帯員がある場合の稅額の計算）」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六條若しくは第八十八條から第九十一條まで」を「第一項又は第二項」に改め、「社会保険料控除」の下に、「小規模企業共済掛金控除」を加え、「第七十六條」を「第七十八條」に改め、「及び第九十一條（寄付金控除）」を削り、「生命保険料」、「小規模企業共済掛金、生命保険料、」に、「勤勞學生」を「老年者又は勤勞學生」に改め、同項を同條第四項とする。

第九十九條中「二百萬元」を「三百萬元」に改める。
第四百四條第一項、第四百七條第一項及び第四百十四條第四項中「二萬二千元」を「二萬五千元」に改める。

第二百二十條第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額を、障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤勞學生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」に、「第八十一條第二項」を「第八十七條第二項」に、「第八十三條（税率）及び第八十五條」を「第八十九條（税率）及び第九十一條」に、「第八十四條第一項」を「第九十條第一項」に改める。

第二百二十一條第一項中「居住者」の下に「で、その年中に支払を受けるべき第二十八條第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の金額が五百万円以下であるもの」を加え、「第二十八條第一項（給与所得）」に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）を「給与等」に改め、「損害保険料控除の額」の下に、「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤勞學生控除の額」を加え、同條第二項第二号中「第八十三條（税率）及び第八十五條」を「第八十九條（税率）及び第九十一條」に改める。
第二百二十二條第二項中「その年分の所得稅について第六十五條第一項（割賦販売に係る収入及び費用の歸屬時期）の規定の適用を受け、又は」を削り、「若しくは第三項」を「又は第三項」に改める。
第二百三十一條を次のように改める。

（確定申告稅額の延納）
第二百三十一條 第二百二十條第一項（確定申告）の規定による申告書を提出した居住者が第二百二十八條（確定申告による納付）の規定により納付すべき所得稅の額（第二百三十三條第一項（延払条件付譲渡に係る延納の手続）の申請書を提出する場合）には、当該所得稅の額からその申請書に記載した同項の延納を求めようとする所得稅の額を控除した額）の二分の一に相當する金額以

上の所得税を第二百二十八条の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができ

2 前項の規定は、同項に規定する申告書を提出しは居住者が、同項に規定する納付の期限までに納税地の所轄税務署長に対し、第二百二十八条の規定により納付すべき税額、当該税額のうち当該期限までに納付する金額その他大蔵省令で定める事項を記載した延納届出書を提出した場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受ける居住者は、同項の規定による延納に係る所得税について、その延納の期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその延納に係る所得税にあわせて納付しなければなら

ない。

第二百四十条第三項中「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第二百五十条第一項第二号中「第四百八条第二項」を「その年における前号に規定する帳簿書類について第四百八条第二項」に改め、「事実の生じた日の属する」を削る。

第六百六十五条中「第七十三条から第七十九条まで（雑損控除及び基礎控除以外の所得控除、第八十六条から第九十条まで及び第九十五条（寄付金控除及び配当控除以外の税額控除）」を「第七十三

条から第七十七条まで（医療費控除等）、第七十九条から第八十五条まで（障害者控除等）及び第九十五条（外国税額控除）」に改める。

第六百六十九条第三号中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第七百七十一条中「第八十三条（税率）及び第八十五条」を「第八十九条（税率）及び第九十一条」に改める。

める金額を控除した残額」を加え、同条に次の一号を加える。

五 馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

の

第七百七十五条を次のように改める。

（内国法人に係る所得税の税率）

第七百七十五条 内国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一号から第三号までに掲げる利子等、配当等又は利益の分配、その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二 前条第四号に掲げる報酬又は料金の金額、その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第五号に掲げる賞金、その金額から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第八百八十五条第一項第一号中「第九十四条第一項第三号」を「第九十四条第一項第五号」に、

並びに障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二項第一項第三十三号（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）を「有無及びその数」に、

「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第八百八十六条第一項第一号及び第二項第一号中「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第八百八十七条を次のように改める。

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第八百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の

記載があるもの（当該勤労学生が第二項第一項第三十三号（定義）に掲げる生徒に該当する場合）には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当することに扶養親族が一人あるものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるものである場合には、その障害者一人につき他に一人の扶養親族があるものとして、第八百八十五条第一項第一号（賞金以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

2 前項の場合において、同項の居住者が第九百九十四条第一項第四号に掲げる事項の記載のない給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者であるときは、その者を第八十四条第三項（扶養控除の特例の適用を受けない者）の規定に該当する者とみなして、次条の規定を適用する。

第八百八十八条中「第七十八条第三項」を「第八十条第三項」に、「第九百九十四条第一項第三号」を「第九百九十四条第一項第五号」に、「六千円」を「七千五百円」に、「二百円」を「二百五十円」に改める。

第四編第三章第一節中第八百八十九条の次に次の一条を加える。

（主たる給与等に係る徴収税額の特例）

第八百八十九条の二 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその支払う給与等について第九百八十五条第一項第一号イからニまで（賞金以外の給与等に係る徴収税額）並びに第九百八十六条第一項第一号及び第二項第一号（賞金に係る徴収税額）の規定を適用する場合において、その給与等の支払額に関する計算を事務機械によつて処理しているときは、これらの規定に規定する別表第四の甲表の甲欄又は乙表に掲げる税額は、当該税額が算定された方法に準ずるものとして大蔵大臣が定める方法によつて計

算した金額をもつて代えることができる。

2 大蔵大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

第九百九十条中「提出した居住者」の下に「で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が五百万円以下であるもの」を加え、並びに当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二項第一項第三十三号（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）を削り、「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に、「第七十六条及び第七十七条」を「第七十四条、第七十六条及び第七十七条」に、「主たる給与等に係る控除対象配偶者」を「障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二項第一項第三十三号（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」に改め、「準じて計算した」の下に「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、」を加える。

第九百九十一条の見出し中「充当又は」を削り、同条中「以下この条」を「当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収され

るものとして大蔵大臣が定める方法によつて計

ていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この条に、「その過納額については、次に定めるところによる」を「前条の給与等の支払者は、その過納額を還付する」に改め、各号を削る。

第百九十三条中「充当又は」を削る。

第百九十四条第一項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第七十八号第二項」を「第八十四号第二項」に改め、同項中同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

第百九十四条第三項中「第二項第一項第三十三号」を「第二項第一項第三十一号」に改める。

第百九十五条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額」を「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改める。

第百九十六条第一項第三号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第二百一条第二項中「状況により、第三十条第三項及び第四項（退職所得控除額）の規定に準じて計算したところによる」を「状況における第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第八の附表に掲げる退職所得控除額による」に改める。

第二百四条第一項第四号中「職業野球の選手の下に」「職業拳闘家」を加え、同項第七号中「賞金」の下に「又は馬主が受ける競馬の賞金」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に待してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）

その業務に関する報酬又は料金を
第二百四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金を、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金を、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

第二百四条に次の一項を加える。

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金のうち、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金をに係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第六号まで」を「前条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第七号」に、「契約金」を「契約金（次号に掲げる報酬及び料金を除く。）」に改め、「百分の十」の下に「（同一人に対し一回に支払われる金額が五十万円をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、百分の二十）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項第二号に掲げる司法書士、土地家屋調査士若しくは海事代理士の業務に関する報酬若しくは料金を、同項第三号に掲げる診療報酬、同項第四号に掲げる職業拳闘家、外交員若しくは集金人の業務に関する報酬若しくは料金を、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金を又は同項第八号に掲げる賞金、その金額（当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時ににおける価額として政令で定めるところにより計算した金額）から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第二百六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百七条中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

第二百七条第三項中「又は報酬若しくは料金を」を「報酬若しくは料金を又は賞金に改める。」

第二百七条第三項第一号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第三項に規定する利子等、配当等又は

利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二 前条第三項に規定する報酬又は料金を その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第三項に規定する賞金 その金額（金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時ににおける価額として政令で定めるところにより計算した金額）から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第二百六条中「一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月まで」を「一月から六月まで及び七月から十二月まで」に改める。

第二百二十二条中「場合には、その者」を「場合又はこれらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がその徴収をしないのでその所得税をその納付の期限後に納付した場合には、これらの者」に改め、「以後」の下に「若しくは当該納付をした時以後」を加える。

第二百二十五条第一項第五号中「第七十六条第二項」を「第七十七条第二項」に改める。

第二百四十二条第二号中「第二百六条第二項」を「第二百六条第一項」に、「第二百六条第三項」を「第二百六条第二項」に改める。

別表第一第一号の表中「小規模企業共済事業団」の項を削り、商工会の項の前に次のように加える。

小規模企業共済事業団

小規模企業共済法

別表第二から別表第八までを次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (円)		税額(円)	(円)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
2,000	円未満	0	0	41,000	42,000	3,600	9	97,000	99,000	8,700	9
2,000	3,000	100	9	42,000	43,000	3,700	9	99,000	101,000	8,900	9
3,000	4,000	200	9	43,000	44,000	3,800	9	101,000	103,000	9,100	9
4,000	5,000	300	9	44,000	45,000	3,900	9	103,000	105,000	9,300	9
5,000	6,000	400	9	45,000	46,000	4,000	9	105,000	107,000	9,500	9
6,000	7,000	500	9	46,000	47,000	4,100	9	107,000	109,000	9,700	9
7,000	8,000	600	9	47,000	48,000	4,200	9	109,000	111,000	9,900	9
8,000	9,000	700	9	48,000	49,000	4,300	9	111,000	113,000	10,100	9
9,000	10,000	800	9	49,000	50,000	4,400	9	113,000	115,000	10,300	9
10,000	11,000	900	9	50,000	51,000	4,500	9	115,000	117,000	10,500	9
11,000	12,000	900	9	51,000	52,000	4,500	9	117,000	119,000	10,700	9
12,000	13,000	1,000	9	52,000	53,000	4,600	9	119,000	121,000	10,900	9
13,000	14,000	1,100	9	53,000	54,000	4,700	9	121,000	123,000	11,100	9
14,000	15,000	1,200	9	54,000	55,000	4,800	9	123,000	125,000	11,300	9
15,000	16,000	1,300	9	55,000	56,000	4,900	9	125,000	127,000	11,500	9
16,000	17,000	1,400	9	56,000	57,000	5,000	9	127,000	129,000	11,700	9
17,000	18,000	1,500	9	57,000	58,000	5,100	9	129,000	131,000	11,900	9
18,000	19,000	1,600	9	58,000	59,000	5,200	9	131,000	133,000	12,100	9
19,000	20,000	1,700	9	59,000	60,000	5,300	9	133,000	135,000	12,300	9
20,000	21,000	1,800	9	60,000	61,000	5,400	9	135,000	137,000	12,500	9
21,000	22,000	1,800	9	61,000	62,000	5,400	9	137,000	139,000	12,700	9
22,000	23,000	1,900	9	62,000	63,000	5,500	9	139,000	141,000	12,900	9
23,000	24,000	2,000	9	63,000	64,000	5,600	9	141,000	143,000	13,100	9
24,000	25,000	2,100	9	64,000	65,000	5,700	9	143,000	145,000	13,300	9
25,000	26,000	2,200	9	65,000	67,000	5,800	9	145,000	147,000	13,500	9
26,000	27,000	2,300	9	67,000	69,000	6,000	9	147,000	149,000	13,700	9
27,000	28,000	2,400	9	69,000	71,000	6,200	9	149,000	151,000	13,900	9
28,000	29,000	2,500	9	71,000	73,000	6,300	9	151,000	153,000	14,100	9
29,000	30,000	2,600	9	73,000	75,000	6,500	9	153,000	155,000	14,300	9
30,000	31,000	2,700	9	75,000	77,000	6,700	9	155,000	157,000	14,500	9
31,000	32,000	2,700	9	77,000	79,000	6,900	9	157,000	159,000	14,700	9
32,000	33,000	2,800	9	79,000	81,000	7,100	9	159,000	161,000	14,900	9
33,000	34,000	2,900	9	81,000	83,000	7,200	9	161,000	163,000	15,100	9
34,000	35,000	3,000	9	83,000	85,000	7,400	9	163,000	165,000	15,300	9
35,000	36,000	3,100	9	85,000	87,000	7,600	9	165,000	167,000	15,500	9
36,000	37,000	3,200	9	87,000	89,000	7,800	9	167,000	169,000	15,700	9
37,000	38,000	3,300	9	89,000	91,000	8,000	9	169,000	171,000	15,900	9
38,000	39,000	3,400	9	91,000	93,000	8,100	9	171,000	173,000	16,100	9
39,000	40,000	3,500	9	93,000	95,000	8,300	9	173,000	175,000	16,300	9
40,000	41,000	3,600	9	95,000	97,000	8,500	9	175,000	177,000	16,500	9

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
177,000	179,000	16,700	9	288,000	291,000	27,800	9	414,000	418,000	46,100	11
179,000	181,000	16,900	9	291,000	294,000	28,100	9	418,000	422,000	46,700	11
181,000	183,000	17,100	9	294,000	297,000	28,400	9	422,000	426,000	47,300	11
183,000	185,000	17,300	9	297,000	300,000	28,700	9	426,000	430,000	47,900	11
185,000	187,000	17,500	9	300,000	303,000	29,000	9	430,000	434,000	48,500	11
187,000	189,000	17,700	9	303,000	306,000	29,400	9	434,000	438,000	49,100	11
189,000	191,000	17,900	9	306,000	309,000	29,900	9	438,000	442,000	49,700	11
191,000	193,000	18,100	9	309,000	312,000	30,300	9	442,000	446,000	50,300	11
193,000	195,000	18,300	9	312,000	315,000	30,800	9	446,000	450,000	50,900	11
195,000	198,000	18,500	9	315,000	318,000	31,200	9	450,000	454,000	51,500	11
198,000	201,000	18,800	9	318,000	321,000	31,700	9	454,000	458,000	52,100	11
201,000	204,000	19,100	9	321,000	324,000	32,100	10	458,000	462,000	52,700	11
204,000	207,000	19,400	9	324,000	327,000	32,600	10	462,000	466,000	53,300	11
207,000	210,000	19,700	9	327,000	330,000	33,000	10	466,000	470,000	53,900	11
210,000	213,000	20,000	9	330,000	333,000	33,500	10	470,000	474,000	54,500	11
213,000	216,000	20,300	9	333,000	336,000	33,900	10	474,000	478,000	55,100	11
216,000	219,000	20,600	9	336,000	339,000	34,400	10	478,000	482,000	55,700	11
219,000	222,000	20,900	9	339,000	342,000	34,800	10	482,000	486,000	56,300	11
222,000	225,000	21,200	9	342,000	345,000	35,300	10	486,000	490,000	56,900	11
225,000	228,000	21,500	9	345,000	348,000	35,700	10	490,000	494,000	57,500	11
228,000	231,000	21,800	9	348,000	351,000	36,200	10	494,000	498,000	58,100	11
231,000	234,000	22,100	9	351,000	354,000	36,600	10	498,000	502,000	58,700	11
234,000	237,000	22,400	9	354,000	357,000	37,100	10	502,000	506,000	59,300	11
237,000	240,000	22,700	9	357,000	360,000	37,500	10	506,000	510,000	59,900	11
240,000	243,000	23,000	9	360,000	363,000	38,000	10	510,000	514,000	60,500	11
243,000	246,000	23,300	9	363,000	366,000	38,400	10	514,000	518,000	61,100	11
246,000	249,000	23,600	9	366,000	369,000	38,900	10	518,000	522,000	61,700	11
249,000	252,000	23,900	9	369,000	372,000	39,300	10	522,000	526,000	62,300	11
252,000	255,000	24,200	9	372,000	375,000	39,800	10	526,000	530,000	62,900	11
255,000	258,000	24,500	9	375,000	378,000	40,200	10	530,000	534,000	63,500	11
258,000	261,000	24,800	9	378,000	381,000	40,700	10	534,000	538,000	64,100	12
261,000	264,000	25,100	9	381,000	384,000	41,100	10	538,000	542,000	64,700	12
264,000	267,000	25,400	9	384,000	387,000	41,600	10	542,000	546,000	65,300	12
267,000	270,000	25,700	9	387,000	390,000	42,000	10	546,000	550,000	65,900	12
270,000	273,000	26,000	9	390,000	394,000	42,500	10	550,000	554,000	66,500	12
273,000	276,000	26,300	9	394,000	398,000	43,100	10	554,000	558,000	67,100	12
276,000	279,000	26,600	9	398,000	402,000	43,700	10	558,000	562,000	67,700	12
279,000	282,000	26,900	9	402,000	406,000	44,300	11	562,000	566,000	68,300	12
282,000	285,000	27,200	9	406,000	410,000	44,900	11	566,000	570,000	68,900	12
285,000	288,000	27,500	9	410,000	414,000	45,500	11	570,000	574,000	69,500	12

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
574,000	578,000	70,100	12	705,000	710,000	95,000	13	855,000	860,000	125,000	14
578,000	582,000	70,700	12	710,000	715,000	96,000	13	860,000	865,000	126,000	14
582,000	586,000	71,300	12	715,000	720,000	97,000	13	865,000	870,000	127,000	14
586,000	590,000	71,900	12	720,000	725,000	98,000	13	870,000	875,000	128,000	14
590,000	594,000	72,500	12	725,000	730,000	99,000	13	875,000	880,000	129,000	14
594,000	598,000	73,100	12	730,000	735,000	100,000	13	880,000	885,000	130,000	14
598,000	602,000	73,700	12	735,000	740,000	101,000	13	885,000	890,000	131,000	14
602,000	606,000	74,400	12	740,000	745,000	102,000	13	890,000	895,000	132,000	14
606,000	610,000	75,200	12	745,000	750,000	103,000	13	895,000	900,000	133,000	14
610,000	614,000	76,000	12	750,000	755,000	104,000	13	900,000	905,000	134,000	14
614,000	618,000	76,800	12	755,000	760,000	105,000	13	905,000	910,000	135,000	14
618,000	622,000	77,600	12	760,000	765,000	106,000	13	910,000	915,000	136,000	14
622,000	626,000	78,400	12	765,000	770,000	107,000	13	915,000	920,000	137,000	14
626,000	630,000	79,200	12	770,000	775,000	108,000	14	920,000	925,000	138,000	15
630,000	634,000	80,000	12	775,000	780,000	109,000	14	925,000	930,000	139,000	15
634,000	638,000	80,800	12	780,000	785,000	110,000	14	930,000	935,000	140,000	15
638,000	642,000	81,600	12	785,000	790,000	111,000	14	935,000	940,000	141,000	15
642,000	646,000	82,400	12	790,000	795,000	112,000	14	940,000	945,000	142,000	15
646,000	650,000	83,200	12	795,000	800,000	113,000	14	945,000	950,000	143,000	15
650,000	655,000	84,000	12	800,000	805,000	114,000	14	950,000	955,000	144,000	15
655,000	660,000	85,000	12	805,000	810,000	115,000	14	955,000	960,000	145,000	15
660,000	665,000	86,000	13	810,000	815,000	116,000	14	960,000	965,000	146,000	15
665,000	670,000	87,000	13	815,000	820,000	117,000	14	965,000	970,000	147,000	15
670,000	675,000	88,000	13	820,000	825,000	118,000	14	970,000	975,000	148,000	15
675,000	680,000	89,000	13	825,000	830,000	119,000	14	975,000	980,000	149,000	15
680,000	685,000	90,000	13	830,000	835,000	120,000	14	980,000	985,000	150,000	15
685,000	690,000	91,000	13	835,000	840,000	121,000	14	985,000	990,000	151,000	15
690,000	695,000	92,000	13	840,000	845,000	122,000	14	990,000	995,000	152,000	15
695,000	700,000	93,000	13	845,000	850,000	123,000	14	995,000	1,000,000	153,000	15
700,000	705,000	94,000	13	850,000	855,000	124,000	14	1,000,000	1,000,000	154,000	15

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000	円未満	0	41,000	42,000	3,600	97,000	99,000	8,700
2,000	3,000	100	42,000	43,000	3,700	99,000	101,000	8,900
3,000	4,000	200	43,000	44,000	3,800	101,000	103,000	9,000
4,000	5,000	300	44,000	45,000	3,900	103,000	105,000	9,200
5,000	6,000	400	45,000	46,000	4,000	105,000	107,000	9,400
6,000	7,000	500	46,000	47,000	4,100	107,000	109,000	9,600
7,000	8,000	600	47,000	48,000	4,200	109,000	111,000	9,800
8,000	9,000	700	48,000	49,000	4,300	111,000	113,000	9,900
9,000	10,000	800	49,000	50,000	4,400	113,000	115,000	10,100
10,000	11,000	900	50,000	51,000	4,500	115,000	117,000	10,300
11,000	12,000	900	51,000	52,000	4,500	117,000	119,000	10,500
12,000	13,000	1,000	52,000	53,000	4,600	119,000	121,000	10,700
13,000	14,000	1,100	53,000	54,000	4,700	121,000	123,000	10,800
14,000	15,000	1,200	54,000	55,000	4,800	123,000	125,000	11,000
15,000	16,000	1,300	55,000	56,000	4,900	125,000	127,000	11,200
16,000	17,000	1,400	56,000	57,000	5,000	127,000	129,000	11,400
17,000	18,000	1,500	57,000	58,000	5,100	129,000	131,000	11,600
18,000	19,000	1,600	58,000	59,000	5,200	131,000	133,000	11,700
19,000	20,000	1,700	59,000	60,000	5,300	133,000	135,000	11,900
20,000	21,000	1,800	60,000	61,000	5,400	135,000	137,000	12,100
21,000	22,000	1,800	61,000	62,000	5,400	137,000	139,000	12,300
22,000	23,000	1,900	62,000	63,000	5,500	139,000	141,000	12,500
23,000	24,000	2,000	63,000	64,000	5,600	141,000	143,000	12,600
24,000	25,000	2,100	64,000	65,000	5,700	143,000	145,000	12,800
25,000	26,000	2,200	65,000	67,000	5,800	145,000	147,000	13,000
26,000	27,000	2,300	67,000	69,000	6,000	147,000	149,000	13,200
27,000	28,000	2,400	69,000	71,000	6,200	149,000	151,000	13,400
28,000	29,000	2,500	71,000	73,000	6,300	151,000	153,000	13,500
29,000	30,000	2,600	73,000	75,000	6,500	153,000	155,000	13,700
30,000	31,000	2,700	75,000	77,000	6,700	155,000	157,000	13,900
31,000	32,000	2,700	77,000	79,000	6,900	157,000	159,000	14,100
32,000	33,000	2,800	79,000	81,000	7,100	159,000	161,000	14,300
33,000	34,000	2,900	81,000	83,000	7,200	161,000	163,000	14,400
34,000	35,000	3,000	83,000	85,000	7,400	163,000	165,000	14,600
35,000	36,000	3,100	85,000	87,000	7,600	165,000	167,000	14,800
36,000	37,000	3,200	87,000	89,000	7,800	167,000	169,000	15,000
37,000	38,000	3,300	89,000	91,000	8,000	169,000	171,000	15,200
38,000	39,000	3,400	91,000	93,000	8,100	171,000	173,000	15,300
39,000	40,000	3,500	93,000	95,000	8,300	173,000	175,000	15,500
40,000	41,000	3,600	95,000	97,000	8,500	175,000	177,000	15,700

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
177,000	179,000	15,900	288,000	291,000	25,900	414,000	418,000	37,200
179,000	181,000	16,100	291,000	294,000	26,100	418,000	422,000	37,600
181,000	183,000	16,200	294,000	297,000	26,400	422,000	426,000	37,900
183,000	185,000	16,400	297,000	300,000	26,700	426,000	430,000	38,300
185,000	187,000	16,600	300,000	303,000	27,000	430,000	434,000	38,700
187,000	189,000	16,800	303,000	306,000	27,200	434,000	438,000	39,000
189,000	191,000	17,000	306,000	309,000	27,500	438,000	442,000	39,400
191,000	193,000	17,100	309,000	312,000	27,800	442,000	446,000	39,700
193,000	195,000	17,300	312,000	315,000	28,000	446,000	450,000	40,100
195,000	198,000	17,500	315,000	318,000	28,300	450,000	454,000	40,500
198,000	201,000	17,800	318,000	321,000	28,600	454,000	458,000	40,800
201,000	204,000	18,000	321,000	324,000	28,800	458,000	462,000	41,200
204,000	207,000	18,300	324,000	327,000	29,100	462,000	466,000	41,500
207,000	210,000	18,600	327,000	330,000	29,400	466,000	470,000	41,900
210,000	213,000	18,900	330,000	333,000	29,700	470,000	474,000	42,300
213,000	216,000	19,100	333,000	336,000	29,900	474,000	478,000	42,600
216,000	219,000	19,400	336,000	339,000	30,200	478,000	482,000	43,000
219,000	222,000	19,700	339,000	342,000	30,500	482,000	486,000	43,300
222,000	225,000	19,900	342,000	345,000	30,700	486,000	490,000	43,700
225,000	228,000	20,200	345,000	348,000	31,000	490,000	494,000	44,100
228,000	231,000	20,500	348,000	351,000	31,300	494,000	498,000	44,400
231,000	234,000	20,700	351,000	354,000	31,500	498,000	502,000	44,800
234,000	237,000	21,000	354,000	357,000	31,800	502,000	506,000	45,200
237,000	240,000	21,300	357,000	360,000	32,100	506,000	510,000	45,600
240,000	243,000	21,600	360,000	363,000	32,400	510,000	514,000	46,000
243,000	246,000	21,800	363,000	366,000	32,600	514,000	518,000	46,400
246,000	249,000	22,100	366,000	369,000	32,900	518,000	522,000	46,800
249,000	252,000	22,400	369,000	372,000	33,200	522,000	526,000	47,200
252,000	255,000	22,600	372,000	375,000	33,400	526,000	530,000	47,600
255,000	258,000	22,900	375,000	378,000	33,700	530,000	534,000	48,000
258,000	261,000	23,200	378,000	381,000	34,000	534,000	538,000	48,400
261,000	264,000	23,400	381,000	384,000	34,200	538,000	542,000	48,800
264,000	267,000	23,700	384,000	387,000	34,500	542,000	546,000	49,200
267,000	270,000	24,000	387,000	390,000	34,800	546,000	550,000	49,600
270,000	273,000	24,300	390,000	394,000	35,100	550,000	554,000	50,000
273,000	276,000	24,500	394,000	398,000	35,400	554,000	558,000	50,400
276,000	279,000	24,800	398,000	402,000	35,800	558,000	562,000	50,800
279,000	282,000	25,100	402,000	406,000	36,100	562,000	566,000	51,200
282,000	285,000	25,300	406,000	410,000	36,500	566,000	570,000	51,600
285,000	288,000	25,600	410,000	414,000	36,900	570,000	574,000	52,000

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 574,000	円 578,000	円 52,400	円 705,000	円 710,000	円 65,500	円 855,000	円 860,000	円 80,500
578,000	582,000	52,800	710,000	715,000	66,000	860,000	865,000	81,000
582,000	586,000	53,200	715,000	720,000	66,500	865,000	870,000	81,500
586,000	590,000	53,600	720,000	725,000	67,000	870,000	875,000	82,000
590,000	594,000	54,000	725,000	730,000	67,500	875,000	880,000	82,500
594,000	598,000	54,400	730,000	735,000	68,000	880,000	885,000	83,000
598,000	602,000	54,800	735,000	740,000	68,500	885,000	890,000	83,500
602,000	606,000	55,200	740,000	745,000	69,000	890,000	895,000	84,000
606,000	610,000	55,600	745,000	750,000	69,500	895,000	900,000	84,500
610,000	614,000	56,000	750,000	755,000	70,000	900,000	905,000	85,000
614,000	618,000	56,400	755,000	760,000	70,500	905,000	910,000	85,500
618,000	622,000	56,800	760,000	765,000	71,000	910,000	915,000	86,000
622,000	626,000	57,200	765,000	770,000	71,500	915,000	920,000	86,500
626,000	630,000	57,600	770,000	775,000	72,000	920,000	925,000	87,000
630,000	634,000	58,000	775,000	780,000	72,500	925,000	930,000	87,500
634,000	638,000	58,400	780,000	785,000	73,000	930,000	935,000	88,000
638,000	642,000	58,800	785,000	790,000	73,500	935,000	940,000	88,500
642,000	646,000	59,200	790,000	795,000	74,000	940,000	945,000	89,000
646,000	650,000	59,600	795,000	800,000	74,500	945,000	950,000	89,500
650,000	655,000	60,000	800,000	805,000	75,000	950,000	955,000	90,000
655,000	660,000	60,500	805,000	810,000	75,500	955,000	960,000	90,500
660,000	665,000	61,000	810,000	815,000	76,000	960,000	965,000	91,000
665,000	670,000	61,500	815,000	820,000	76,500	965,000	970,000	91,500
670,000	675,000	62,000	820,000	825,000	77,000	970,000	975,000	92,000
675,000	680,000	62,500	825,000	830,000	77,500	975,000	980,000	92,500
680,000	685,000	63,000	830,000	835,000	78,000	980,000	985,000	93,000
685,000	690,000	63,500	835,000	840,000	78,500	985,000	990,000	93,500
690,000	695,000	64,000	840,000	845,000	79,000	990,000	995,000	94,000
695,000	700,000	64,500	845,000	850,000	79,500	995,000	1,000,000	94,500
700,000	705,000	65,000	850,000	855,000	80,000	1,000,000 円		95,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 22,500	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の6%に相当する金額
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,700
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0	0	6,800
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0	0	7,000
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0	0	7,100
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0	0	7,300
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0	0	7,500
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0	0	7,600
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0	0	7,800
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0	0	8,100
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0	0	8,800
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0	0	8,800円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 50,000円をこえ る金額の40%に 相当する金額を 加算した金額
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0	0	
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0	0	
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0	0	
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0	0	
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0	0	
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0	0	
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0	0	
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0	0	
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0	0	
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0	0	
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0	0	
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0	0	
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0	0	
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0	0	
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0	0	
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0	0	
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0	0	
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0	0	
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0	0	
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0	0	
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0	0	
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0	0	
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0	0	
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0	0	
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0	0	
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0	0	
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0	0	
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0	0	
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0	0	
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0	0	
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0	0	
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	0	
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	0	
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	0	
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	0	
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390	0	
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	0	
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	0	
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	0	

イ 甲 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750	8,800円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額	
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850		
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950		
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050		
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150		
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250		
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400		
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	31,500円	
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	31,500円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち100,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000		
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200		
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400		
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690		
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990		
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290		
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590		
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890		
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190		
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490		
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790		
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090		
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390		
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690		
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990		
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330		
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730		
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130		
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530		
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930		
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330		
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730		
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130	59,000円	
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530	59,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930		
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330		
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730		
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130		
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530		
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930		
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330		
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730		
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210		
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710		
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210		
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710		
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210		
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710		
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,500	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210		
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,100	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710		
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,700	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210		

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲										乙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 186,000	円 188,000	円 32,600	円 28,850	円 27,100	円 25,350	円 23,600	円 22,080	円 20,620	円 19,170	円 17,710	59,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうちこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
円 188,000	円 190,000	円 33,200	円 29,450	円 27,700	円 25,950	円 24,200	円 22,580	円 21,120	円 19,670	円 18,210		
円 190,000	円 192,000	円 33,800	円 30,050	円 28,300	円 26,550	円 24,800	円 23,080	円 21,620	円 20,170	円 18,710		
円 192,000	円 194,000	円 34,400	円 30,650	円 28,900	円 27,150	円 25,400	円 23,650	円 22,120	円 20,670	円 19,210		
円 194,000	円 196,000	円 35,000	円 31,250	円 29,500	円 27,750	円 26,000	円 24,250	円 22,620	円 21,170	円 19,710		
円 196,000	円 198,000	円 35,600	円 31,850	円 30,100	円 28,350	円 26,600	円 24,850	円 23,120	円 21,670	円 20,210		
円 198,000	円 200,000	円 36,200	円 32,450	円 30,700	円 28,950	円 27,200	円 25,450	円 23,700	円 22,170	円 20,710		
200,000 円		円 36,500	円 32,750	円 31,000	円 29,250	円 27,500	円 25,750	円 24,000	円 22,420	円 20,960		
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
210,000 円		円 39,500	円 35,750	円 34,000	円 32,250	円 30,500	円 28,750	円 27,000	円 25,420	円 23,960		
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
280,000 円		円 64,000	円 60,250	円 58,500	円 56,750	円 55,000	円 53,250	円 51,500	円 49,920	円 48,460		
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
360,000 円		円 96,000	円 92,250	円 90,500	円 88,750	円 87,000	円 85,250	円 83,500	円 81,920	円 80,460		
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										
530,000 円		円 172,500	円 168,750	円 167,000	円 165,250	円 163,500	円 161,750	円 160,000	円 158,420	円 156,960	円 287,000	
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										287,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額

イ 甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									税 額
860,000 円		337,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円	321,960 ^円	287,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額
860,000 円をこえ1,700,000 円に満たない金額		860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000 円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,700,000 円		799,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円	783,960 ^円	
1,700,000 円をこえる金額		1,700,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000 円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900 円を控除した金額											

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第八十四条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに900 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき。(5)において同じ。))は、(5)に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
 - (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当するごとに7,500 円を控除した金額をその月の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(一)の(4)に該当する場合には、(一)の(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき7,500 円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに900 円を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

ロ 乙 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
128,000 円	130,000 円	14,870 円	13,420 円	12,130 円	10,970 円	9,800 円	8,630 円	7,470 円	6,300 円
130,000 円	132,000 円	15,370 円	13,920 円	12,530 円	11,370 円	10,200 円	9,030 円	7,870 円	6,700 円
132,000 円	134,000 円	15,870 円	14,420 円	12,960 円	11,770 円	10,600 円	9,430 円	8,270 円	7,100 円
134,000 円	136,000 円	16,370 円	14,920 円	13,460 円	12,170 円	11,000 円	9,830 円	8,670 円	7,500 円
136,000 円	138,000 円	16,870 円	15,420 円	13,960 円	12,570 円	11,400 円	10,230 円	9,070 円	7,900 円
138,000 円	140,000 円	17,370 円	15,920 円	14,460 円	13,000 円	11,800 円	10,630 円	9,470 円	8,300 円
140,000 円	142,000 円	17,870 円	16,420 円	14,960 円	13,500 円	12,200 円	11,030 円	9,870 円	8,700 円
142,000 円	144,000 円	18,370 円	16,920 円	15,460 円	14,000 円	12,600 円	11,430 円	10,270 円	9,100 円
144,000 円	146,000 円	18,870 円	17,420 円	15,960 円	14,500 円	13,040 円	11,830 円	10,670 円	9,500 円
146,000 円	148,000 円	19,370 円	17,920 円	16,460 円	15,000 円	13,540 円	12,230 円	11,070 円	9,900 円
148,000 円	150,000 円	19,870 円	18,420 円	16,960 円	15,500 円	14,040 円	12,630 円	11,470 円	10,300 円
150,000 円	152,000 円	20,370 円	18,920 円	17,460 円	16,000 円	14,540 円	13,030 円	11,870 円	10,700 円
152,000 円	154,000 円	20,870 円	19,420 円	17,960 円	16,500 円	15,040 円	13,530 円	12,270 円	11,100 円
154,000 円	156,000 円	21,370 円	19,920 円	18,460 円	17,000 円	15,540 円	14,030 円	12,670 円	11,500 円
156,000 円	158,000 円	21,870 円	20,420 円	18,960 円	17,500 円	16,040 円	14,530 円	13,120 円	11,900 円
158,000 円	160,000 円	22,370 円	20,920 円	19,460 円	18,000 円	16,540 円	15,030 円	13,620 円	12,300 円
160,000 円	162,000 円	22,870 円	21,420 円	19,960 円	18,500 円	17,040 円	15,530 円	14,120 円	12,700 円
162,000 円	164,000 円	23,400 円	21,920 円	20,460 円	19,000 円	17,540 円	16,030 円	14,620 円	13,170 円
164,000 円	166,000 円	24,000 円	22,420 円	20,960 円	19,500 円	18,040 円	16,530 円	15,120 円	13,670 円
166,000 円	168,000 円	24,600 円	22,920 円	21,460 円	20,000 円	18,540 円	17,030 円	15,620 円	14,170 円
168,000 円	170,000 円	25,200 円	23,450 円	21,960 円	20,500 円	19,040 円	17,530 円	16,120 円	14,670 円
170,000 円	172,000 円	25,800 円	24,050 円	22,460 円	21,000 円	19,540 円	18,030 円	16,620 円	15,170 円
172,000 円	174,000 円	26,400 円	24,650 円	22,960 円	21,500 円	20,040 円	18,530 円	17,120 円	15,670 円
174,000 円	176,000 円	27,000 円	25,250 円	23,500 円	22,000 円	20,540 円	19,030 円	17,620 円	16,170 円
176,000 円	178,000 円	27,600 円	25,850 円	24,100 円	22,500 円	21,040 円	19,530 円	18,120 円	16,670 円
178,000 円	180,000 円	28,200 円	26,450 円	24,700 円	23,000 円	21,540 円	20,030 円	18,620 円	17,170 円
180,000 円	182,000 円	28,800 円	27,050 円	25,300 円	23,550 円	22,040 円	20,530 円	19,120 円	17,670 円
182,000 円	184,000 円	29,400 円	27,650 円	25,900 円	24,150 円	22,540 円	21,030 円	19,620 円	18,170 円
184,000 円	186,000 円	30,000 円	28,250 円	26,500 円	24,750 円	23,040 円	21,530 円	20,120 円	18,670 円
186,000 円	188,000 円	30,600 円	28,850 円	27,100 円	25,350 円	23,600 円	22,030 円	20,620 円	19,170 円
188,000 円	190,000 円	31,200 円	29,450 円	27,700 円	25,950 円	24,200 円	22,530 円	21,120 円	19,670 円
190,000 円	192,000 円	31,800 円	30,050 円	28,300 円	26,550 円	24,800 円	23,030 円	21,620 円	20,170 円
192,000 円	194,000 円	32,400 円	30,650 円	28,900 円	27,150 円	25,400 円	23,530 円	22,120 円	20,670 円
194,000 円	196,000 円	33,000 円	31,250 円	29,500 円	27,750 円	26,000 円	24,250 円	22,620 円	21,170 円
196,000 円	198,000 円	33,600 円	31,850 円	30,100 円	28,350 円	26,600 円	24,850 円	23,120 円	21,670 円
198,000 円	200,000 円	34,200 円	32,450 円	30,700 円	28,950 円	27,200 円	25,450 円	23,700 円	22,170 円
200,000 円		34,500 円	32,750 円	31,000 円	29,250 円	27,500 円	25,750 円	24,000 円	22,420 円
200,000 円をこえない金額	210,000 円に満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額							
210,000 円		37,500 円	35,750 円	34,000 円	32,250 円	30,500 円	28,750 円	27,000 円	25,420 円
210,000 円をこえない金額	280,000 円に満たない金額	210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数							
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上 未 満	税 額							
280,000 円	62,000 ^円	60,250 ^円	58,500 ^円	56,750 ^円	55,000 ^円	53,250 ^円	51,500 ^円	49,920 ^円
280,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額	280,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額							
360,000 円	94,000 ^円	92,250 ^円	90,500 ^円	88,750 ^円	87,000 ^円	85,250 ^円	83,500 ^円	81,920 ^円
360,000 円をこえ 530,000 円に満た ない金額	360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額							
530,000 円	170,500 ^円	168,750 ^円	167,000 ^円	165,250 ^円	163,500 ^円	161,750 ^円	160,000 ^円	158,420 ^円
530,000 円をこえ 860,000 円に満た ない金額	530,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額							
860,000 円	335,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円
860,000 円をこえ 1,700,000 円に満 たない金額	860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額							
1,700,000 円	797,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円
1,700,000 円をこ える金額	1,700,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに 1 人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者 1 人につき 1 人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円 780	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料 控除後の 給与等の 金額に相 当する金 額	円 0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,300	1,320	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,320	1,340	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,340	1,360	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,360	1,380	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	0	240	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	0	260	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	0	280	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	0	300	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0	300円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のう ち1,700円 をこえる金 に相当する金 額を加算し た金額	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0	0	0

イ 甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	0	300円に、そ の日の社会 保険料控除 後の金額の うち1,700 円をこえる 金額の40% に相当する金 額を加算し た金額	0
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0	0	0
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0	0	0
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0	0	0
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	0	0	4
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	0	0	7
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	0	0	11
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	0	0	15
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	0	0	19
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	0	0	23
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	0	0	27
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	0	0	31
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	10	0	35
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	15	0	40
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	20	0	44
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	25	0	49
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	30	0	53
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	40	0	58
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	50	0	67
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	60	0	76
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	70	1,080円	85
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	80	1,080円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち3,400 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額	95
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	95	105	105
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	110	118	118
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	125	133	133
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	140	148	148
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	155	163	163
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	170	178	178
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	185	193	193
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	200	208	208
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	215	223	223
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	230	238	238
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	245	253	253
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	260	268	268
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	275	285	285
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	290	305	305
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	305	325	325
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	320	1,960円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	345
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	335	365	365
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	350	385	385
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	365	405	405
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	380	425	425
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	395	445	445
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	410	465	465
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	425	485	485
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	440	505	505
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	455	525	525

イ 甲 表

$$\left(\begin{array}{c} \text{---} \\ \text{---} \\ \text{---} \end{array} \right)$$

その日の社会 保険料控除後の 給与等の金 額		甲										乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
円 6,100	円 6,200	円 1,060	円 935	円 875	円 820	円 760	円 715	円 665	円 615	円 565	1,960円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	円 545	
円 6,200	円 6,300	円 1,090	円 965	円 905	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640	円 590		円 565	
円 6,300	円 6,400	円 1,120	円 995	円 935	円 880	円 820	円 765	円 715	円 665	円 615		円 585	
円 6,400	円 6,500	円 1,150	円 1,025	円 965	円 910	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640		円 610	
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655		635	
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										635円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	
7,000円		円 1,315	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855	円 805			
7,000円をこえ 9,000円に満た ない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち7,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											
9,000円		円 2,015	円 1,890	円 1,830	円 1,775	円 1,715	円 1,655	円 1,600	円 1,555	円 1,505			
9,000円をこえ 12,000円に満た ない金額		9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											
12,000円		円 3,215	円 3,090	円 3,030	円 2,975	円 2,915	円 2,855	円 2,800	円 2,755	円 2,705			
12,000円をこえ 17,500円に満た ない金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											
17,500円		円 5,690	円 5,565	円 5,505	円 5,450	円 5,390	円 5,330	円 5,275	円 5,230	円 5,180	円 9,460		
17,500円をこえ 28,500円に満た ない金額		17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のう ち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額	

イ 甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人				
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額
28,500 円		11,190 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円	10,680 ^円	9,460円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち17,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	635円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	
28,500 円をこ え 56,500円に 満たない金額		28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち 28,500 円をこえる金額の 55 % に相当する金額を加算した金額											
56,500 円		26,590 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円	26,080 ^円			
56,500 円をこ える金額		56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち 56,500 円をこえる金額の 60 % に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、 その 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場 合 に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに30 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第八十四条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額が、その求める税額である。

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき。（5）において同じ。）は、（5）に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (5) (2)の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、(1)により求めた金額からこれらの一に該当することに250円を控除した金額をその日の社会保険料控除後の給与等の金額とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数(+)の(4)に該当する場合には、(+)の(4)による扶養親族の数)に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(+)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(-)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

ロ 乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500 円 を こ え た 7,000 円 に 満 た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額								
7,000 円		円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000 円 を こ え た 9,000 円 に 満 た ない金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額								

ロ 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
9,000 円		1,950 ^円	1,890 ^円	1,830 ^円	1,775 ^円	1,715 ^円	1,655 ^円	1,600 ^円	1,555 ^円
9,000 円 を こえ 12,000 円 に 満 た な い 金 額		9,000 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 日 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 9,000 円 を こ え る 金 額 の 40 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
12,000 円		3,150 ^円	3,090 ^円	3,030 ^円	2,975 ^円	2,915 ^円	2,855 ^円	2,800 ^円	2,755 ^円
12,000 円 を こえ 17,500 円 に 満 た な い 金 額		12,000 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 日 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 12,000 円 を こ え る 金 額 の 45 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
17,500 円		5,625 ^円	5,565 ^円	5,505 ^円	5,450 ^円	5,390 ^円	5,330 ^円	5,275 ^円	5,230 ^円
17,500 円 を こえ 28,500 円 に 満 た な い 金 額		17,500 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 日 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 17,500 円 を こ え る 金 額 の 50 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
28,500 円		11,125 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円
28,500 円 を こえ 56,500 円 に 満 た な い 金 額		28,500 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 日 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 28,500 円 を こ え る 金 額 の 55 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
56,500 円		26,525 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円
56,500 円 を こえ る 金 額		56,500 円 の 場 合 の 税 額 に、 そ の 日 の 社 会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 56,500 円 を こ え る 金 額 の 60 % に 相 当 す る 金 額 を 加 算 し た 金 額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項(扶養控除の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の數にこれらの一に該当するごとに1人を加算した數を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の數にその障害者1人につき1人を加算した數を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の數とする。

等 の 数								乙	
5 人		6 人		7 人		8 人 以 上			
後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,700	円未満	57,600	円未満	62,200	円未満	66,800	円未満		
52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800		
56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000		
59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700		
63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800		
70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	83,800	91,200	30,000	円未満
76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400		
85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400		
92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400		
102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300		
114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600	30,000	60,000
125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900		
140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200		
151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600		
169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300	60,000	100,000
189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900		
208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900		
242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900	100,000	120,000
279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600		
316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400	120,000	180,000
375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800		
472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200		
566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500	180,000	300,000
900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800	300,000	570,000
1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200	570,000	850,000
2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上		850,000 円以上	

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、何に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と

生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ(定義)に掲げる生徒に該当すると申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

たものを含む。)については、何に該当する場合を除き、

る。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の 金額に 乗ずる 率	甲									
	扶		養		親		族			
	0	1	2	3	4					
	前月の社会保険料控除									
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0	18,000円	円未満	30,600円	円未満	36,400円	円未満	42,300円	円未満	47,500円	円未満
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300	47,500	50,900
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500	50,900	54,300
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000	54,300	57,800
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800	57,800	65,900
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600	65,900	71,800
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000	71,800	80,500
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900	80,500	87,500
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600	87,500	97,800
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300	97,800	109,300
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300	109,300	120,100
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700	120,100	135,200
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100	135,200	146,700
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800	146,700	164,000
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300	164,000	184,300
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600	184,300	203,500
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900	203,500	237,900
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100	237,900	274,300
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600	274,300	311,200
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100	311,200	369,500
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500	369,500	467,400
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000	467,400	560,800
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300	560,800	894,200
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700	894,200	1,727,500
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000	1,727,500	2,560,800
65	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上		2,560,800円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受け

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、(四)に当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(三) (一)及び(二)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等

(四) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

率である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定により税

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この額を計算する。
- (四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい
ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	51,000	52,000	4,500	137,000	139,000	12,700
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,600	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,700	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,800	143,000	145,000	13,300
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,900	145,000	147,000	13,500
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,000	147,000	149,000	13,700
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,100	149,000	151,000	13,900
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,200	151,000	153,000	14,100
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,300	153,000	155,000	14,300
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,400	155,000	157,000	14,500
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,400	157,000	159,000	14,700
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,500	159,000	161,000	14,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,600	161,000	163,000	15,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,700	163,000	165,000	15,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,800	165,000	167,000	15,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,000	167,000	169,000	15,700
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,200	169,000	171,000	15,900
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,300	171,000	173,000	16,100
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,500	173,000	175,000	16,300
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,700	175,000	177,000	16,500
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,900	177,000	179,000	16,700
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	7,100	179,000	181,000	16,900
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,200	181,000	183,000	17,100
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,400	183,000	185,000	17,300
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,600	185,000	187,000	17,500
26,000	27,000	2,300	87,000	89,000	7,800	187,000	189,000	17,700
27,000	28,000	2,400	89,000	91,000	8,000	189,000	191,000	17,900
28,000	29,000	2,500	91,000	93,000	8,100	191,000	193,000	18,100
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,300	193,000	195,000	18,300
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,500	195,000	198,000	18,500
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,700	198,000	201,000	18,800
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,900	201,000	204,000	19,100
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	9,100	204,000	207,000	19,400
34,000	35,000	3,000	103,000	105,000	9,300	207,000	210,000	19,700
35,000	36,000	3,100	105,000	107,000	9,500	210,000	213,000	20,000
36,000	37,000	3,200	107,000	109,000	9,700	213,000	216,000	20,300
37,000	38,000	3,300	109,000	111,000	9,900	216,000	219,000	20,600
38,000	39,000	3,400	111,000	113,000	10,100	219,000	222,000	20,900
39,000	40,000	3,500	113,000	115,000	10,300	222,000	225,000	21,200
40,000	41,000	3,600	115,000	117,000	10,500	225,000	228,000	21,500
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,700	228,000	231,000	21,800
42,000	43,000	3,700	119,000	121,000	10,900	231,000	234,000	22,100
43,000	44,000	3,800	121,000	123,000	11,100	234,000	237,000	22,400
44,000	45,000	3,900	123,000	125,000	11,300	237,000	240,000	22,700
45,000	46,000	4,000	125,000	127,000	11,500	240,000	243,000	23,000
46,000	47,000	4,100	127,000	129,000	11,700	243,000	246,000	23,300
47,000	48,000	4,200	129,000	131,000	11,900	246,000	249,000	23,600
48,000	49,000	4,300	131,000	133,000	12,100	249,000	252,000	23,900
49,000	50,000	4,400	133,000	135,000	12,300	252,000	255,000	24,200
50,000	51,000	4,500	135,000	137,000	12,500	255,000	258,000	24,500

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	24,800	414,000	418,000	46,100	614,000	618,000	76,800
261,000	264,000	25,100	418,000	422,000	46,700	618,000	622,000	77,600
264,000	267,000	25,400	422,000	426,000	47,300	622,000	626,000	78,400
267,000	270,000	25,700	426,000	430,000	47,900	626,000	630,000	79,200
270,000	273,000	26,000	430,000	434,000	48,500	630,000	634,000	80,000
273,000	276,000	26,300	434,000	438,000	49,100	634,000	638,000	80,800
276,000	279,000	26,600	438,000	442,000	49,700	638,000	642,000	81,600
279,000	282,000	26,900	442,000	446,000	50,300	642,000	646,000	82,400
282,000	285,000	27,200	446,000	450,000	50,900	646,000	650,000	83,200
285,000	288,000	27,500	450,000	454,000	51,500	650,000	655,000	84,000
288,000	291,000	27,800	454,000	458,000	52,100	655,000	660,000	85,000
291,000	294,000	28,100	458,000	462,000	52,700	660,000	665,000	86,000
294,000	297,000	28,400	462,000	466,000	53,300	665,000	670,000	87,000
297,000	300,000	28,700	466,000	470,000	53,900	670,000	675,000	88,000
300,000	303,000	29,000	470,000	474,000	54,500	675,000	680,000	89,000
303,000	306,000	29,400	474,000	478,000	55,100	680,000	685,000	90,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	55,700	685,000	690,000	91,000
309,000	312,000	30,300	482,000	486,000	56,300	690,000	695,000	92,000
312,000	315,000	30,800	486,000	490,000	56,900	695,000	700,000	93,000
315,000	318,000	31,200	490,000	494,000	57,500	700,000	705,000	94,000
318,000	321,000	31,700	494,000	498,000	58,100	705,000	710,000	95,000
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	58,700	710,000	715,000	96,000
324,000	327,000	32,600	502,000	506,000	59,300	715,000	720,000	97,000
327,000	330,000	33,000	506,000	510,000	59,900	720,000	725,000	98,000
330,000	333,000	33,500	510,000	514,000	60,500	725,000	730,000	99,000
333,000	336,000	33,900	514,000	518,000	61,100	730,000	735,000	100,000
336,000	339,000	34,400	518,000	522,000	61,700	735,000	740,000	101,000
339,000	342,000	34,800	522,000	526,000	62,300	740,000	745,000	102,000
342,000	345,000	35,300	526,000	530,000	62,900	745,000	750,000	103,000
345,000	348,000	35,700	530,000	534,000	63,500	750,000	755,000	104,000
348,000	351,000	36,200	534,000	538,000	64,100	755,000	760,000	105,000
351,000	354,000	36,600	538,000	542,000	64,700	760,000	765,000	106,000
354,000	357,000	37,100	542,000	546,000	65,300	765,000	770,000	107,000
357,000	360,000	37,500	546,000	550,000	65,900	770,000	775,000	108,000
360,000	363,000	38,000	550,000	554,000	66,500	775,000	780,000	109,000
363,000	366,000	38,400	554,000	558,000	67,100	780,000	785,000	110,000
366,000	369,000	38,900	558,000	562,000	67,700	785,000	790,000	111,000
369,000	372,000	39,300	562,000	566,000	68,300	790,000	795,000	112,000
372,000	375,000	39,800	566,000	570,000	68,900	795,000	800,000	113,000
375,000	378,000	40,200	570,000	574,000	69,500	800,000	805,000	114,000
378,000	381,000	40,700	574,000	578,000	70,100	805,000	810,000	115,000
381,000	384,000	41,100	578,000	582,000	70,700	810,000	815,000	116,000
384,000	387,000	41,600	582,000	586,000	71,300	815,000	820,000	117,000
387,000	390,000	42,000	586,000	590,000	71,900	820,000	825,000	118,000
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	72,500	825,000	830,000	119,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	73,100	830,000	835,000	120,000
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	73,700	835,000	840,000	121,000
402,000	406,000	44,300	602,000	606,000	74,400	840,000	845,000	122,000
406,000	410,000	44,900	606,000	610,000	75,200	845,000	850,000	123,000
410,000	414,000	45,500	610,000	614,000	76,000	850,000	855,000	124,000

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 855,000	円 860,000	円 125,000	円 955,000	円 960,000	円 145,000	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額
860,000	865,000	126,000	960,000	965,000	146,000			
865,000	870,000	127,000	965,000	970,000	147,000			
870,000	875,000	128,000	970,000	975,000	148,000			
875,000	880,000	129,000	975,000	980,000	149,000			
880,000	885,000	130,000	980,000	985,000	150,000	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額
885,000	890,000	131,000	985,000	990,000	151,000			
890,000	895,000	132,000	990,000	995,000	152,000			
895,000	900,000	133,000	995,000	1,000,000	153,000			
900,000	905,000	134,000						
905,000	910,000	135,000	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	4,000,000	4,630,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額
910,000	915,000	136,000						
915,000	920,000	137,000						
920,000	925,000	138,000						
925,000	930,000	139,000						
930,000	935,000	140,000	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	4,630,000 円		1,452,500 円
935,000	940,000	141,000						
940,000	945,000	142,000						
945,000	950,000	143,000						
950,000	955,000	144,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。

(三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
270,000	271,000	152,000	314,000	315,000	187,200	359,000	360,000	223,200
270,000	271,000	152,000	315,000	316,000	188,000	360,000	361,000	224,000
271,000	272,000	152,800	316,000	317,000	188,800	361,000	362,000	224,800
272,000	273,000	153,600	317,000	318,000	189,600	362,000	363,000	225,600
273,000	274,000	154,400	318,000	319,000	190,400	363,000	364,000	226,400
274,000	275,000	155,200	319,000	320,000	191,200	364,000	365,000	227,200
275,000	276,000	156,000	320,000	321,000	192,000	365,000	366,000	228,000
276,000	277,000	156,800	321,000	322,000	192,800	366,000	367,000	228,800
277,000	278,000	157,600	322,000	323,000	193,600	367,000	368,000	229,600
278,000	279,000	158,400	323,000	324,000	194,400	368,000	369,000	230,400
279,000	280,000	159,200	324,000	325,000	195,200	369,000	370,000	231,200
280,000	281,000	160,000	325,000	326,000	196,000	370,000	371,000	232,000
281,000	282,000	160,800	326,000	327,000	196,800	371,000	372,000	232,800
282,000	283,000	161,600	327,000	328,000	197,600	372,000	373,000	233,600
283,000	284,000	162,400	328,000	329,000	198,400	373,000	374,000	234,400
284,000	285,000	163,200	329,000	330,000	199,200	374,000	375,000	235,200
285,000	286,000	164,000	330,000	331,000	200,000	375,000	376,000	236,000
286,000	287,000	164,800	331,000	332,000	200,800	376,000	377,000	236,800
287,000	288,000	165,600	332,000	333,000	201,600	377,000	378,000	237,600
288,000	289,000	166,400	333,000	334,000	202,400	378,000	379,000	238,400
289,000	290,000	167,200	334,000	335,000	203,200	379,000	380,000	239,200
290,000	291,000	168,000	335,000	336,000	204,000	380,000	381,000	240,000
291,000	292,000	168,800	336,000	337,000	204,800	381,000	382,000	240,800
292,000	293,000	169,600	337,000	338,000	205,600	382,000	383,000	241,600
293,000	294,000	170,400	338,000	339,000	206,400	383,000	384,000	242,400
294,000	295,000	171,200	339,000	340,000	207,200	384,000	385,000	243,200
295,000	296,000	172,000	340,000	341,000	208,000	385,000	386,000	244,000
296,000	297,000	172,800	341,000	342,000	208,800	386,000	387,000	244,800
297,000	298,000	173,600	342,000	343,000	209,600	387,000	388,000	245,600
298,000	299,000	174,400	343,000	344,000	210,400	388,000	389,000	246,400
299,000	300,000	175,200	344,000	345,000	211,200	389,000	390,000	247,200
300,000	301,000	176,000	345,000	346,000	212,000	390,000	391,000	248,000
301,000	302,000	176,800	346,000	347,000	212,800	391,000	392,000	248,800
302,000	303,000	177,600	347,000	348,000	213,600	392,000	393,000	249,600
303,000	304,000	178,400	348,000	349,000	214,400	393,000	394,000	250,400
304,000	305,000	179,200	349,000	350,000	215,200	394,000	395,000	251,200
305,000	306,000	180,000	350,000	351,000	216,000	395,000	396,000	252,000
306,000	307,000	180,800	351,000	352,000	216,800	396,000	397,000	252,800
307,000	308,000	181,600	352,000	353,000	217,600	397,000	398,000	253,600
308,000	309,000	182,400	353,000	354,000	218,400	398,000	399,000	254,400
309,000	310,000	183,200	354,000	355,000	219,200	399,000	400,000	255,200
310,000	311,000	184,000	355,000	356,000	220,000	400,000	401,000	256,000
311,000	312,000	184,800	356,000	357,000	220,800	401,000	402,000	256,800
312,000	313,000	185,600	357,000	358,000	221,600	402,000	403,000	257,600
313,000	314,000	186,400	358,000	359,000	222,400	403,000	404,000	258,400

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
404,000	405,000	259,200	449,000	450,000	295,200	530,000	532,000	360,000
405,000	406,000	260,000	450,000	451,000	296,000	532,000	534,000	361,600
406,000	407,000	260,800	451,000	452,000	296,800	534,000	536,000	363,200
407,000	408,000	261,600	452,000	453,000	297,600	536,000	538,000	364,800
408,000	409,000	262,400	453,000	454,000	298,400	538,000	540,000	366,400
409,000	410,000	263,200	454,000	455,000	299,200	540,000	542,000	368,000
410,000	411,000	264,000	455,000	456,000	300,000	542,000	544,000	369,600
411,000	412,000	264,800	456,000	457,000	300,800	544,000	546,000	371,200
412,000	413,000	265,600	457,000	458,000	301,600	546,000	548,000	372,800
413,000	414,000	266,400	458,000	460,000	302,400	548,000	550,000	374,400
414,000	415,000	267,200	460,000	462,000	304,000	550,000	552,000	376,000
415,000	416,000	268,000	462,000	464,000	305,600	552,000	554,000	377,600
416,000	417,000	268,800	464,000	466,000	307,200	554,000	556,000	379,200
417,000	418,000	269,600	466,000	468,000	308,800	556,000	558,000	380,800
418,000	419,000	270,400	468,000	470,000	310,400	558,000	560,000	382,400
419,000	420,000	271,200	470,000	472,000	312,000	560,000	562,000	384,000
420,000	421,000	272,000	472,000	474,000	313,600	562,000	564,000	385,600
421,000	422,000	272,800	474,000	476,000	315,200	564,000	566,000	387,200
422,000	423,000	273,600	476,000	478,000	316,800	566,000	568,000	388,800
423,000	424,000	274,400	478,000	480,000	318,400	568,000	570,000	390,400
424,000	425,000	275,200	480,000	482,000	320,000	570,000	572,000	392,000
425,000	426,000	276,000	482,000	484,000	321,600	572,000	574,000	393,600
426,000	427,000	276,800	484,000	486,000	323,200	574,000	576,000	395,200
427,000	428,000	277,600	486,000	488,000	324,800	576,000	578,000	396,800
428,000	429,000	278,400	488,000	490,000	326,400	578,000	580,000	398,400
429,000	430,000	279,200	490,000	492,000	328,000	580,000	582,000	400,000
430,000	431,000	280,000	492,000	494,000	329,600	582,000	584,000	401,600
431,000	432,000	280,800	494,000	496,000	331,200	584,000	586,000	403,200
432,000	433,000	281,600	496,000	498,000	332,800	586,000	588,000	404,800
433,000	434,000	282,400	498,000	500,000	334,400	588,000	590,000	406,400
434,000	435,000	283,200	500,000	502,000	336,000	590,000	592,000	408,000
435,000	436,000	284,000	502,000	504,000	337,600	592,000	594,000	409,600
436,000	437,000	284,800	504,000	506,000	339,200	594,000	596,000	411,200
437,000	438,000	285,600	506,000	508,000	340,800	596,000	598,000	412,800
438,000	439,000	286,400	508,000	510,000	342,400	598,000	600,000	414,400
439,000	440,000	287,200	510,000	512,000	344,000	600,000	602,000	416,000
440,000	441,000	288,000	512,000	514,000	345,600	602,000	604,000	417,600
441,000	442,000	288,800	514,000	516,000	347,200	604,000	606,000	419,200
442,000	443,000	289,600	516,000	518,000	348,800	606,000	608,000	420,800
443,000	444,000	290,400	518,000	520,000	350,400	608,000	610,000	422,400
444,000	445,000	291,200	520,000	522,000	352,000	610,000	612,000	424,000
445,000	446,000	292,000	522,000	524,000	353,600	612,000	614,000	425,600
446,000	447,000	292,800	524,000	526,000	355,200	614,000	616,000	427,200
447,000	448,000	293,600	526,000	528,000	356,800	616,000	618,000	428,800
448,000	449,000	294,400	528,000	530,000	358,400	618,000	620,000	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
620,000	622,000	432,000	710,000	712,000	507,000	800,000	802,000	588,000
622,000	624,000	433,600	712,000	714,000	508,800	802,000	804,000	589,800
624,000	626,000	435,200	714,000	716,000	510,600	804,000	806,000	591,600
626,000	628,000	436,800	716,000	718,000	512,400	806,000	808,000	593,400
628,000	630,000	438,400	718,000	720,000	514,200	808,000	810,000	595,200
630,000	632,000	440,000	720,000	722,000	516,000	810,000	812,000	597,000
632,000	634,000	441,600	722,000	724,000	517,800	812,000	814,000	598,800
634,000	636,000	443,200	724,000	726,000	519,600	814,000	816,000	600,600
636,000	638,000	444,800	726,000	728,000	521,400	816,000	818,000	602,400
638,000	640,000	446,400	728,000	730,000	523,200	818,000	820,000	604,200
640,000	642,000	448,000	730,000	732,000	525,000	820,000	822,000	606,000
642,000	644,000	449,600	732,000	734,000	526,800	822,000	824,000	607,800
644,000	646,000	451,200	734,000	736,000	528,600	824,000	826,000	609,600
646,000	648,000	452,800	736,000	738,000	530,400	826,000	828,000	611,400
648,000	650,000	454,400	738,000	740,000	532,200	828,000	830,000	613,200
650,000	652,000	456,000	740,000	742,000	534,000	830,000	832,000	615,000
652,000	654,000	457,600	742,000	744,000	535,800	832,000	834,000	616,800
654,000	656,000	459,200	744,000	746,000	537,600	834,000	836,000	618,600
656,000	658,000	460,800	746,000	748,000	539,400	836,000	838,000	620,400
658,000	660,000	462,400	748,000	750,000	541,200	838,000	840,000	622,200
660,000	662,000	464,000	750,000	752,000	543,000	840,000	842,000	624,000
662,000	664,000	465,600	752,000	754,000	544,800	842,000	844,000	625,800
664,000	666,000	467,200	754,000	756,000	546,600	844,000	846,000	627,600
666,000	668,000	468,800	756,000	758,000	548,400	846,000	848,000	629,400
668,000	670,000	470,400	758,000	760,000	550,200	848,000	850,000	631,200
670,000	672,000	472,000	760,000	762,000	552,000	850,000	852,000	633,000
672,000	674,000	473,600	762,000	764,000	553,800	852,000	854,000	634,800
674,000	676,000	475,200	764,000	766,000	555,600	854,000	856,000	636,600
676,000	678,000	476,800	766,000	768,000	557,400	856,000	858,000	638,400
678,000	680,000	478,400	768,000	770,000	559,200	858,000	860,000	640,200
680,000	682,000	480,000	770,000	772,000	561,000	860,000	862,000	642,000
682,000	684,000	481,600	772,000	774,000	562,800	862,000	864,000	643,800
684,000	686,000	483,200	774,000	776,000	564,600	864,000	866,000	645,600
686,000	688,000	484,800	776,000	778,000	566,400	866,000	868,000	647,400
688,000	690,000	487,200	778,000	780,000	568,200	868,000	870,000	649,200
690,000	692,000	489,000	780,000	782,000	570,000	870,000	872,000	651,000
692,000	694,000	490,800	782,000	784,000	571,800	872,000	874,000	652,800
694,000	696,000	492,600	784,000	786,000	573,600	874,000	876,000	654,600
696,000	698,000	494,400	786,000	788,000	575,400	876,000	878,000	656,400
698,000	700,000	496,200	788,000	790,000	577,200	878,000	880,000	658,200
700,000	702,000	498,000	790,000	792,000	579,000	880,000 円以上		給与等の金額から 220,000 円を控除した金額
702,000	704,000	499,800	792,000	794,000	580,800			
704,000	706,000	501,600	794,000	796,000	582,600			
706,000	708,000	503,400	796,000	798,000	584,400			
708,000	710,000	505,200	798,000	800,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	102,000	104,000	4,500	274,000	278,000	12,700
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,600	278,000	282,000	12,900
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,700	282,000	286,000	13,100
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,800	286,000	290,000	13,300
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,900	290,000	294,000	13,500
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,000	294,000	298,000	13,700
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,100	298,000	302,000	13,900
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,200	302,000	306,000	14,100
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,300	306,000	310,000	14,300
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,400	310,000	314,000	14,500
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,400	314,000	318,000	14,700
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,500	318,000	322,000	14,900
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,600	322,000	326,000	15,100
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,700	326,000	330,000	15,300
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,800	330,000	334,000	15,500
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	6,000	334,000	338,000	15,700
34,000	36,000	1,500	138,000	142,000	6,200	338,000	342,000	15,900
36,000	38,000	1,600	142,000	146,000	6,300	342,000	346,000	16,100
38,000	40,000	1,700	146,000	150,000	6,500	346,000	350,000	16,300
40,000	42,000	1,800	150,000	154,000	6,700	350,000	354,000	16,500
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,900	354,000	358,000	16,700
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	7,100	358,000	362,000	16,900
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,200	362,000	366,000	17,100
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,400	366,000	370,000	17,300
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,600	370,000	374,000	17,500
52,000	54,000	2,300	174,000	178,000	7,800	374,000	378,000	17,700
54,000	56,000	2,400	178,000	182,000	8,000	378,000	382,000	17,900
56,000	58,000	2,500	182,000	186,000	8,100	382,000	386,000	18,100
58,000	60,000	2,600	186,000	190,000	8,300	386,000	390,000	18,300
60,000	62,000	2,700	190,000	194,000	8,500	390,000	396,000	18,500
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,700	396,000	402,000	18,800
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,900	402,000	408,000	19,100
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	9,100	408,000	414,000	19,400
68,000	70,000	3,000	206,000	210,000	9,300	414,000	420,000	19,700
70,000	72,000	3,100	210,000	214,000	9,500	420,000	426,000	20,000
72,000	74,000	3,200	214,000	218,000	9,700	426,000	432,000	20,300
74,000	76,000	3,300	218,000	222,000	9,900	432,000	438,000	20,600
76,000	78,000	3,400	222,000	226,000	10,100	438,000	444,000	20,900
78,000	80,000	3,500	226,000	230,000	10,300	444,000	450,000	21,200
80,000	82,000	3,600	230,000	234,000	10,500	450,000	456,000	21,500
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,700	456,000	462,000	21,800
84,000	86,000	3,700	238,000	242,000	10,900	462,000	468,000	22,100
86,000	88,000	3,800	242,000	246,000	11,100	468,000	474,000	22,400
88,000	90,000	3,900	246,000	250,000	11,300	474,000	480,000	22,700
90,000	92,000	4,000	250,000	254,000	11,500	480,000	486,000	23,000
92,000	94,000	4,100	254,000	258,000	11,700	486,000	492,000	23,300
94,000	96,000	4,200	258,000	262,000	11,900	492,000	498,000	23,600
96,000	98,000	4,300	262,000	266,000	12,100	498,000	504,000	23,900
98,000	100,000	4,400	266,000	270,000	12,300	504,000	510,000	24,200
100,000	102,000	4,500	270,000	274,000	12,500	510,000	516,000	24,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,800	828,000	836,000	46,100	1,228,000	1,236,000	76,800
522,000	528,000	25,100	836,000	844,000	46,700	1,236,000	1,244,000	77,600
528,000	534,000	25,400	844,000	852,000	47,300	1,244,000	1,252,000	78,400
534,000	540,000	25,700	852,000	860,000	47,900	1,252,000	1,260,000	79,200
540,000	546,000	26,000	860,000	868,000	48,500	1,260,000	1,268,000	80,000
546,000	552,000	26,300	868,000	876,000	49,100	1,268,000	1,276,000	80,800
552,000	558,000	26,600	876,000	884,000	49,700	1,276,000	1,284,000	81,600
558,000	564,000	26,900	884,000	892,000	50,300	1,284,000	1,292,000	82,400
564,000	570,000	27,200	892,000	900,000	50,900	1,292,000	1,300,000	83,200
570,000	576,000	27,500	900,000	908,000	51,500	1,300,000	1,310,000	84,000
576,000	582,000	27,800	908,000	916,000	52,100	1,310,000	1,320,000	85,000
582,000	588,000	28,100	916,000	924,000	52,700	1,320,000	1,330,000	86,000
588,000	594,000	28,400	924,000	932,000	53,300	1,330,000	1,340,000	87,000
594,000	600,000	28,700	932,000	940,000	53,900	1,340,000	1,350,000	88,000
600,000	606,000	29,000	940,000	948,000	54,500	1,350,000	1,360,000	89,000
606,000	612,000	29,400	948,000	956,000	55,100	1,360,000	1,370,000	90,000
612,000	618,000	29,900	956,000	964,000	55,700	1,370,000	1,380,000	91,000
618,000	624,000	30,300	964,000	972,000	56,300	1,380,000	1,390,000	92,000
624,000	630,000	30,800	972,000	980,000	56,900	1,390,000	1,400,000	93,000
630,000	636,000	31,200	980,000	988,000	57,500	1,400,000	1,410,000	94,000
636,000	642,000	31,700	988,000	996,000	58,100	1,410,000	1,420,000	95,000
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	58,700	1,420,000	1,430,000	96,000
648,000	654,000	32,600	1,004,000	1,012,000	59,300	1,430,000	1,440,000	97,000
654,000	660,000	33,000	1,012,000	1,020,000	59,900	1,440,000	1,450,000	98,000
660,000	666,000	33,500	1,020,000	1,028,000	60,500	1,450,000	1,460,000	99,000
666,000	672,000	33,900	1,028,000	1,036,000	61,100	1,460,000	1,470,000	100,000
672,000	678,000	34,400	1,036,000	1,044,000	61,700	1,470,000	1,480,000	101,000
678,000	684,000	34,800	1,044,000	1,052,000	62,300	1,480,000	1,490,000	102,000
684,000	690,000	35,300	1,052,000	1,060,000	62,900	1,490,000	1,500,000	103,000
690,000	696,000	35,700	1,060,000	1,068,000	63,500	1,500,000	1,510,000	104,000
696,000	702,000	36,200	1,068,000	1,076,000	64,100	1,510,000	1,520,000	105,000
702,000	708,000	36,600	1,076,000	1,084,000	64,700	1,520,000	1,530,000	106,000
708,000	714,000	37,100	1,084,000	1,092,000	65,300	1,530,000	1,540,000	107,000
714,000	720,000	37,500	1,092,000	1,100,000	65,900	1,540,000	1,550,000	108,000
720,000	726,000	38,000	1,100,000	1,108,000	66,500	1,550,000	1,560,000	109,000
726,000	732,000	38,400	1,108,000	1,116,000	67,100	1,560,000	1,570,000	110,000
732,000	738,000	38,900	1,116,000	1,124,000	67,700	1,570,000	1,580,000	111,000
738,000	744,000	39,300	1,124,000	1,132,000	68,300	1,580,000	1,590,000	112,000
744,000	750,000	39,800	1,132,000	1,140,000	68,900	1,590,000	1,600,000	113,000
750,000	756,000	40,200	1,140,000	1,148,000	69,500	1,600,000	1,610,000	114,000
756,000	762,000	40,700	1,148,000	1,156,000	70,100	1,610,000	1,620,000	115,000
762,000	768,000	41,100	1,156,000	1,164,000	70,700	1,620,000	1,630,000	116,000
768,000	774,000	41,600	1,164,000	1,172,000	71,300	1,630,000	1,640,000	117,000
774,000	780,000	42,000	1,172,000	1,180,000	71,900	1,640,000	1,650,000	118,000
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	72,500	1,650,000	1,660,000	119,000
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	73,100	1,660,000	1,670,000	120,000
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	73,700	1,670,000	1,680,000	121,000
804,000	812,000	44,300	1,204,000	1,212,000	74,400	1,680,000	1,690,000	122,000
812,000	820,000	44,900	1,212,000	1,220,000	75,200	1,690,000	1,700,000	123,000
820,000	828,000	45,500	1,220,000	1,228,000	76,000	1,700,000	1,710,000	124,000

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	125,000	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から86,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	126,000						
1,730,000	1,740,000	127,000						
1,740,000	1,750,000	128,000						
1,750,000	1,760,000	129,000						
1,760,000	1,770,000	130,000	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	131,000						
1,780,000	1,790,000	132,000						
1,790,000	1,800,000	133,000						
1,800,000	1,810,000	134,000						
1,810,000	1,820,000	135,000	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	136,000						
1,830,000	1,840,000	137,000						
1,840,000	1,850,000	138,000						
1,850,000	1,860,000	139,000						
1,860,000	1,870,000	140,000	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に36%を乗じて算出した金額から6,181,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	141,000						
1,880,000	1,890,000	142,000						
1,890,000	1,900,000	143,000						
1,900,000	1,910,000	144,000						
1,910,000	1,920,000	145,000	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	146,000						
1,930,000	1,940,000	147,000						
1,940,000	1,950,000	148,000						
1,950,000	1,960,000	149,000						
1,960,000	1,970,000	150,000	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	151,000						
1,980,000	1,990,000	152,000						
1,990,000	2,000,000	153,000						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	200,000 ^円	700,000 ^円	23年	2,100,000 ^円	2,600,000 ^円
			24年	2,300,000	2,800,000
			25年	2,500,000	3,000,000
5年	250,000	750,000	26年	2,700,000	3,200,000
6年	300,000	800,000	27年	2,900,000	3,400,000
7年	350,000	850,000	28年	3,100,000	3,600,000
8年	400,000	900,000	29年	3,300,000	3,800,000
9年	450,000	950,000	30年	3,500,000	4,000,000
10年	500,000	1,000,000	31年	3,800,000	4,300,000
11年	600,000	1,100,000	32年	4,100,000	4,600,000
12年	700,000	1,200,000	33年	4,400,000	4,900,000
13年	800,000	1,300,000	34年	4,700,000	5,200,000
14年	900,000	1,400,000	35年	5,000,000	5,500,000
15年	1,000,000	1,500,000	36年	5,300,000	5,800,000
16年	1,100,000	1,600,000	37年	5,600,000	6,100,000
17年	1,200,000	1,700,000	38年	5,900,000	6,400,000
18年	1,300,000	1,800,000	39年	6,200,000	6,700,000
19年	1,400,000	1,900,000	40年	6,500,000	7,000,000
20年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額
21年	1,700,000	2,200,000			
22年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十一年分の所得税について旧法第四十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされてゐる場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

2 昭和四十一年分の課税総所得金額等が二十万円以上である居住者の昭和四十二年分の所得税に係る課税総所得金額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三万五千円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十二年分の課税総所得金額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る課税総所得金額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十三年分の課税総所得金額の計算の特例）

第十条 居住者の昭和四十三年分の所得税に係る課税総所得金額は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十四条第一項第一号（課税総所得金額の納付）の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十二年分の所得税について新法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされてゐる場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第四により求めた率

2 昭和四十二年分の課税総所得金額等が五百万円以上である居住者の昭和四十三年分の所得税に係る課税総所得金額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三千五百円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十二年分の所得税につき新法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の

規定の適用があつた場合における昭和四十三年分の課税総所得金額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る課税総所得金額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十二年分及び昭和四十三年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第十一条 昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新法第四十四条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第六十六条非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十一号）附則第三条第二項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

2 昭和四十三年において純損失の金額がある場合における新法第四十四条第一項又は第四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項（昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（青色申告の承認の取消しに關する経過規定）

第十二条 新法第五十条第一項第二号（青色申告の承認の取消し）（新法第六十六条非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事

実が生じた場合については、なお従前の例による。

（非居住者に対する所得税の課税標準等に關する経過規定）

第十三条 新法第六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二十三條第一項第一号（非居住者の所得に係る源泉徴収税額）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する資金については適用し、同日前に支払うべき当該資金については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に關する経過規定）

第十四条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条（年末調整）及び新法第九十一条（過納額の還付）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に關する経過規定）

第十五条 附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和四十二年中に支払うべき新法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものに

つては、なお従前の例による。
(報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過規定)

第十六条 新法第四編第四章第一節(報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)(新法第二百四十四条第一項第四号(源泉徴収義務)に掲げる職業、國家の報酬、同項第六号に掲げる報酬及び料金並びに同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る部分を除く。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき同項の報酬若しくは料金、契約金又は賞金について適用し、同日前に支払うべきこれらの報酬若しくは料金、契約金又は賞金については、なお従前の例による。

2 新法第二百四十四条第一項第四号に掲げる職業、國家の報酬、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る新法第四編第四章第一節の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払うべきこれらの報酬若しくは料金又は賞金について適用する。

(源泉徴収に係る所得税の納期の特例に関する経過規定)

第十七条 新法第二百六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の規定は、昭和四十二年七月一日以後に徴収した同条に規定する所得税の額を納付する場合について適用し、同日前に徴収した当該所得税の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年七月一日前にした旧法第二百六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の承認で同日において効力を有するものと及び同日前に提出した旧法第二百七条第一項(納期の特例)に関する承認の申請等)の申請書は、それぞれ新法第二百六条の承認及び新法第二百七条第一項(納期の特例)に関する承認の申請等の

申請書とみなす。

(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等に関する経過規定)

第十八条 新法第二百二十二条(不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等)の規定は、施行日以後に新法第二百二十一条(源泉徴収に係る所得税の徴収)の規定による徴収をされ又は新法第二百二十二条に規定する納付をした場合について適用し、同日前に当該徴収をされ又は当該納付をした場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十九条 施行日前に昭和四十二年分の所得税につき旧法第二百七条(年の中途中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十二年八月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができ

る。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金につい

て国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(昭和四十二年三月三十一日までに支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第二十条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年三月三十一日までに支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三條第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例)の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)及び新法第二百二条(退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収)の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年八月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこ

える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十二年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三條第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手

当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(罰則に関する経過規定)

第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第二十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第七條の見出し中「及び昭和四十二年分」を削り、同条第二項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

空欄を削除

附則別表第一 昭和42年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000	円未満	0	0	51,000	52,000	4,400	8.8	137,000	139,000	12,500	9
2,000	3,000	100	8.8	52,000	53,000	4,500	8.8	139,000	141,000	12,700	9
3,000	4,000	200	8.8	53,000	54,000	4,600	8.8	141,000	143,000	12,900	9
4,000	5,000	300	8.8	54,000	55,000	4,700	8.8	143,000	145,000	13,100	9
5,000	6,000	400	8.8	55,000	56,000	4,800	8.8	145,000	147,000	13,300	9
6,000	7,000	500	8.8	56,000	57,000	4,900	8.8	147,000	149,000	13,500	9
7,000	8,000	600	8.8	57,000	58,000	5,000	8.8	149,000	151,000	13,700	9
8,000	9,000	700	8.8	58,000	59,000	5,100	8.8	151,000	153,000	13,900	9
9,000	10,000	700	8.8	59,000	60,000	5,100	8.8	153,000	155,000	14,100	9
10,000	11,000	800	8.8	60,000	61,000	5,200	8.8	155,000	157,000	14,300	9
11,000	12,000	900	8.8	61,000	62,000	5,300	8.8	157,000	159,000	14,500	9
12,000	13,000	1,000	8.8	62,000	63,000	5,400	8.8	159,000	161,000	14,700	9
13,000	14,000	1,100	8.8	63,000	64,000	5,500	8.8	161,000	163,000	14,900	9
14,000	15,000	1,200	8.8	64,000	65,000	5,600	8.8	163,000	165,000	15,100	9
15,000	16,000	1,300	8.8	65,000	67,000	5,700	8.8	165,000	167,000	15,300	9
16,000	17,000	1,400	8.8	67,000	69,000	5,800	8.8	167,000	169,000	15,500	9
17,000	18,000	1,400	8.8	69,000	71,000	6,000	8.8	169,000	171,000	15,700	9
18,000	19,000	1,500	8.8	71,000	73,000	6,200	8.8	171,000	173,000	15,900	9
19,000	20,000	1,600	8.8	73,000	75,000	6,400	8.8	173,000	175,000	16,100	9
20,000	21,000	1,700	8.8	75,000	77,000	6,600	8.8	175,000	177,000	16,300	9
21,000	22,000	1,800	8.8	77,000	79,000	6,700	8.8	177,000	179,000	16,500	9
22,000	23,000	1,900	8.8	79,000	81,000	6,900	8.8	179,000	181,000	16,700	9
23,000	24,000	2,000	8.8	81,000	83,000	7,100	8.8	181,000	183,000	16,900	9
24,000	25,000	2,100	8.8	83,000	85,000	7,300	8.8	183,000	185,000	17,100	9
25,000	26,000	2,200	8.8	85,000	87,000	7,400	8.8	185,000	187,000	17,300	9
26,000	27,000	2,200	8.8	87,000	89,000	7,600	8.8	187,000	189,000	17,500	9
27,000	28,000	2,300	8.8	89,000	91,000	7,800	8.8	189,000	191,000	17,700	9
28,000	29,000	2,400	8.8	91,000	93,000	8,000	8.8	191,000	193,000	17,900	9
29,000	30,000	2,500	8.8	93,000	95,000	8,100	8.8	193,000	195,000	18,100	9
30,000	31,000	2,600	8.8	95,000	97,000	8,300	8.8	195,000	198,000	18,300	9
31,000	32,000	2,700	8.8	97,000	99,000	8,500	8.8	198,000	201,000	18,600	9
32,000	33,000	2,800	8.8	99,000	101,000	8,700	8.8	201,000	204,000	18,900	9
33,000	34,000	2,900	8.8	101,000	103,000	8,900	8.8	204,000	207,000	19,200	9
34,000	35,000	2,900	8.8	103,000	105,000	9,100	8.8	207,000	210,000	19,500	9
35,000	36,000	3,000	8.8	105,000	107,000	9,300	8.8	210,000	213,000	19,800	9
36,000	37,000	3,100	8.8	107,000	109,000	9,500	8.8	213,000	216,000	20,100	9
37,000	38,000	3,200	8.8	109,000	111,000	9,700	8.8	216,000	219,000	20,400	9
38,000	39,000	3,300	8.8	111,000	113,000	9,900	8.8	219,000	222,000	20,700	9
39,000	40,000	3,400	8.8	113,000	115,000	10,100	8.8	222,000	225,000	21,000	9
40,000	41,000	3,500	8.8	115,000	117,000	10,300	8.8	225,000	228,000	21,300	9
41,000	42,000	3,600	8.8	117,000	119,000	10,500	8.8	228,000	231,000	21,600	9
42,000	43,000	3,600	8.8	119,000	121,000	10,700	8.8	231,000	234,000	21,900	9
43,000	44,000	3,700	8.8	121,000	123,000	10,900	9	234,000	237,000	22,200	9
44,000	45,000	3,800	8.8	123,000	125,000	11,100	9	237,000	240,000	22,500	9
45,000	46,000	3,900	8.8	125,000	127,000	11,300	9	240,000	243,000	22,800	9
46,000	47,000	4,000	8.8	127,000	129,000	11,500	9	243,000	246,000	23,100	9
47,000	48,000	4,100	8.8	129,000	131,000	11,700	9	246,000	249,000	23,400	9
48,000	49,000	4,200	8.8	131,000	133,000	11,900	9	249,000	252,000	23,700	9
49,000	50,000	4,300	8.8	133,000	135,000	12,100	9	252,000	255,000	24,000	9
50,000	51,000	4,400	8.8	135,000	137,000	12,300	9	255,000	258,000	24,300	9

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(四)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
258,000	261,000	24,600	9	414,000	418,000	45,900	11	614,000	618,000	76,600	12
261,000	264,000	24,900	9	418,000	422,000	46,500	11	618,000	622,000	77,400	12
264,000	267,000	25,200	9	422,000	426,000	47,100	11	622,000	626,000	78,200	12
267,000	270,000	25,500	9	426,000	430,000	47,700	11	626,000	630,000	79,000	12
270,000	273,000	25,800	9	430,000	434,000	48,300	11	630,000	634,000	79,800	12
273,000	276,000	26,100	9	434,000	438,000	48,900	11	634,000	638,000	80,600	12
276,000	279,000	26,400	9	438,000	442,000	49,500	11	638,000	642,000	81,400	12
279,000	282,000	26,700	9	442,000	446,000	50,100	11	642,000	646,000	82,200	12
282,000	285,000	27,000	9	446,000	450,000	50,700	11	646,000	650,000	83,000	12
285,000	288,000	27,300	9	450,000	454,000	51,300	11	650,000	655,000	83,800	12
288,000	291,000	27,600	9	454,000	458,000	51,900	11	655,000	660,000	84,600	12
291,000	294,000	27,900	9	458,000	462,000	52,500	11	660,000	665,000	85,400	12
294,000	297,000	28,200	9	462,000	466,000	53,100	11	665,000	670,000	86,200	13
297,000	300,000	28,500	9	466,000	470,000	53,700	11	670,000	675,000	87,000	13
300,000	303,000	28,800	9	470,000	474,000	54,300	11	675,000	680,000	87,800	13
303,000	306,000	29,200	9	474,000	478,000	54,900	11	680,000	685,000	88,600	13
306,000	309,000	29,700	9	478,000	482,000	55,500	11	685,000	690,000	89,400	13
309,000	312,000	30,100	9	482,000	486,000	56,100	11	690,000	695,000	90,200	13
312,000	315,000	30,600	9	486,000	490,000	56,700	11	695,000	700,000	91,000	13
315,000	318,000	31,000	9	490,000	494,000	57,300	11	700,000	705,000	91,800	13
318,000	321,000	31,500	9	494,000	498,000	57,900	11	705,000	710,000	92,600	13
321,000	324,000	31,900	9	498,000	502,000	58,500	11	710,000	715,000	93,400	13
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	59,100	11	715,000	720,000	94,200	13
327,000	330,000	32,800	10	506,000	510,000	59,700	11	720,000	725,000	95,000	13
330,000	333,000	33,300	10	510,000	514,000	60,300	11	725,000	730,000	95,800	13
333,000	336,000	33,700	10	514,000	518,000	60,900	11	730,000	735,000	96,600	13
336,000	339,000	34,200	10	518,000	522,000	61,500	11	735,000	740,000	97,400	13
339,000	342,000	34,600	10	522,000	526,000	62,100	11	740,000	745,000	98,200	13
342,000	345,000	35,100	10	526,000	530,000	62,700	11	745,000	750,000	99,000	13
345,000	348,000	35,500	10	530,000	534,000	63,300	11	750,000	755,000	99,800	13
348,000	351,000	36,000	10	534,000	538,000	63,900	11	755,000	760,000	100,600	13
351,000	354,000	36,400	10	538,000	542,000	64,500	11	760,000	765,000	101,400	13
354,000	357,000	36,900	10	542,000	546,000	65,100	12	765,000	770,000	102,200	13
357,000	360,000	37,300	10	546,000	550,000	65,700	12	770,000	775,000	103,000	13
360,000	363,000	37,800	10	550,000	554,000	66,300	12	775,000	780,000	103,800	13
363,000	366,000	38,200	10	554,000	558,000	66,900	12	780,000	785,000	104,600	13
366,000	369,000	38,700	10	558,000	562,000	67,500	12	785,000	790,000	105,400	13
369,000	372,000	39,100	10	562,000	566,000	68,100	12	790,000	795,000	106,200	13
372,000	375,000	39,600	10	566,000	570,000	68,700	12	795,000	800,000	107,000	13
375,000	378,000	40,000	10	570,000	574,000	69,300	12	800,000	805,000	107,800	13
378,000	381,000	40,500	10	574,000	578,000	69,900	12	805,000	810,000	108,600	13
381,000	384,000	40,900	10	578,000	582,000	70,500	12	810,000	815,000	109,400	13
384,000	387,000	41,400	10	582,000	586,000	71,100	12	815,000	820,000	110,200	13
387,000	390,000	41,800	10	586,000	590,000	71,700	12	820,000	825,000	111,000	13
390,000	394,000	42,300	10	590,000	594,000	72,300	12	825,000	830,000	111,800	13
394,000	398,000	42,900	10	594,000	598,000	72,900	12	830,000	835,000	112,600	13
398,000	402,000	43,500	10	598,000	602,000	73,500	12	835,000	840,000	113,400	13
402,000	406,000	44,100	10	602,000	606,000	74,200	12	840,000	845,000	114,200	13
406,000	410,000	44,700	11	606,000	610,000	75,000	12	845,000	850,000	115,000	13
410,000	414,000	45,300	11	610,000	614,000	75,800	12	850,000	855,000	115,800	13

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	(イ)の金額に25%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	%	円	円	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額	%
855,000	860,000	124,800	14	1,000,000	1,500,000			10,000,000	20,000,000		
860,000	865,000	125,800	14								
865,000	870,000	126,800	14								
870,000	875,000	127,800	14								
875,000	880,000	128,800	14								
880,000	885,000	129,800	14	1,500,000	2,200,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額	
885,000	890,000	130,800	14								
890,000	895,000	131,800	14								
895,000	900,000	132,800	14								
900,000	905,000	133,800	14								
905,000	910,000	134,800	14	2,200,000	3,000,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額	
910,000	915,000	135,800	14								
915,000	920,000	136,800	14								
920,000	925,000	137,800	14								
925,000	930,000	138,800	15								
930,000	935,000	139,800	15	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額	
935,000	940,000	140,800	15								
940,000	945,000	141,800	15								
945,000	950,000	142,800	15								
950,000	955,000	143,800	15								
955,000	960,000	144,800	15	4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額		60,000,000	円以上	(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額	
960,000	965,000	145,800	15								
965,000	970,000	146,800	15								
970,000	975,000	147,800	15								
975,000	980,000	148,800	15								
980,000	985,000	149,800	15	6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額					
985,000	990,000	150,800	15								
990,000	995,000	151,800	15								
995,000	1,000,000	152,800	15								

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和42年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,000	円 未満	0	51,000	円	4,400	137,000	円	12,000
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,200
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,400
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	12,500
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	12,700
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	12,900
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,100
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,200
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	13,400
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	13,600
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	13,800
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	13,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	14,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	14,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	14,600
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	14,800
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,000
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	15,200
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	15,400
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	15,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	15,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	15,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	16,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	16,200
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	16,400
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	16,600
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	16,800
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	16,900
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	17,100
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	17,400
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	17,600
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,800	204,000	207,000	17,900
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,000	207,000	210,000	18,200
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,200	210,000	213,000	18,400
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,400	213,000	216,000	18,700
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,500	216,000	219,000	19,000
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,700	219,000	222,000	19,200
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	9,900	222,000	225,000	19,500
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,100	225,000	228,000	19,800
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,200	228,000	231,000	20,000
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,400	231,000	234,000	20,300
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,600	234,000	237,000	20,500
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	10,800	237,000	240,000	20,800
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,000	240,000	243,000	21,100
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,100	243,000	246,000	21,300
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,300	246,000	249,000	21,600
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,500	249,000	252,000	21,900
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	11,700	252,000	255,000	22,100
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	11,800	255,000	258,000	22,400

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	22,700	414,000	418,000	36,400	614,000	618,000	55,400
261,000	264,000	22,900	418,000	422,000	36,700	618,000	622,000	55,800
264,000	267,000	23,200	422,000	426,000	37,100	622,000	626,000	56,200
267,000	270,000	23,400	426,000	430,000	37,400	626,000	630,000	56,600
270,000	273,000	23,700	430,000	434,000	37,800	630,000	634,000	57,000
273,000	276,000	24,000	434,000	438,000	38,100	634,000	638,000	57,400
276,000	279,000	24,200	438,000	442,000	38,500	638,000	642,000	57,800
279,000	282,000	24,500	442,000	446,000	38,800	642,000	646,000	58,200
282,000	285,000	24,800	446,000	450,000	39,200	646,000	650,000	58,600
285,000	288,000	25,000	450,000	454,000	39,600	650,000	655,000	59,000
288,000	291,000	25,300	454,000	458,000	39,900	655,000	660,000	59,500
291,000	294,000	25,600	458,000	462,000	40,300	660,000	665,000	60,000
294,000	297,000	25,800	462,000	466,000	40,600	665,000	670,000	60,500
297,000	300,000	26,100	466,000	470,000	41,000	670,000	675,000	61,000
300,000	303,000	26,400	470,000	474,000	41,300	675,000	680,000	61,500
303,000	306,000	26,600	474,000	478,000	41,700	680,000	685,000	62,000
306,000	309,000	26,900	478,000	482,000	42,000	685,000	690,000	62,500
309,000	312,000	27,100	482,000	486,000	42,400	690,000	695,000	63,000
312,000	315,000	27,400	486,000	490,000	42,700	695,000	700,000	63,500
315,000	318,000	27,700	490,000	494,000	43,100	700,000	705,000	64,000
318,000	321,000	27,900	494,000	498,000	43,400	705,000	710,000	64,500
321,000	324,000	28,200	498,000	502,000	43,800	710,000	715,000	65,000
324,000	327,000	28,500	502,000	506,000	44,200	715,000	720,000	65,500
327,000	330,000	28,700	506,000	510,000	44,600	720,000	725,000	66,000
330,000	333,000	29,000	510,000	514,000	45,000	725,000	730,000	66,500
333,000	336,000	29,300	514,000	518,000	45,400	730,000	735,000	67,000
336,000	339,000	29,500	518,000	522,000	45,800	735,000	740,000	67,500
339,000	342,000	29,800	522,000	526,000	46,200	740,000	745,000	68,000
342,000	345,000	30,000	526,000	530,000	46,600	745,000	750,000	68,500
345,000	348,000	30,300	530,000	534,000	47,000	750,000	755,000	69,000
348,000	351,000	30,600	534,000	538,000	47,400	755,000	760,000	69,500
351,000	354,000	30,800	538,000	542,000	47,800	760,000	765,000	70,000
354,000	357,000	31,100	542,000	546,000	48,200	765,000	770,000	70,500
357,000	360,000	31,400	546,000	550,000	48,600	770,000	775,000	71,000
360,000	363,000	31,600	550,000	554,000	49,000	775,000	780,000	71,500
363,000	366,000	31,900	554,000	558,000	49,400	780,000	785,000	72,000
366,000	369,000	32,200	558,000	562,000	49,800	785,000	790,000	72,500
369,000	372,000	32,400	562,000	566,000	50,200	790,000	795,000	73,000
372,000	375,000	32,700	566,000	570,000	50,600	795,000	800,000	73,500
375,000	378,000	33,000	570,000	574,000	51,000	800,000	805,000	74,000
378,000	381,000	33,200	574,000	578,000	51,400	805,000	810,000	74,500
381,000	384,000	33,500	578,000	582,000	51,800	810,000	815,000	75,000
384,000	387,000	33,700	582,000	586,000	52,200	815,000	820,000	75,500
387,000	390,000	34,000	586,000	590,000	52,600	820,000	825,000	76,000
390,000	394,000	34,300	590,000	594,000	53,000	825,000	830,000	76,500
394,000	398,000	34,600	594,000	598,000	53,400	830,000	835,000	77,000
398,000	402,000	35,000	598,000	602,000	53,800	835,000	840,000	77,500
402,000	406,000	35,300	602,000	606,000	54,200	840,000	845,000	78,000
406,000	410,000	35,700	606,000	610,000	54,600	845,000	850,000	78,500
410,000	414,000	36,000	610,000	614,000	55,000	850,000	855,000	79,000

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
855,000	860,000	79,500	1,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から81,000円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,656,000円を控除した金額
860,000	865,000	80,000						
865,000	870,000	80,500						
870,000	875,000	81,000						
875,000	880,000	81,500						
880,000	885,000	82,000	3,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から231,000円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,156,000円を控除した金額
885,000	890,000	82,500						
890,000	895,000	83,000						
895,000	900,000	83,500						
900,000	905,000	84,000						
905,000	910,000	84,500	5,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,156,000円を控除した金額
910,000	915,000	85,000						
915,000	920,000	85,500						
920,000	925,000	86,000						
925,000	930,000	86,500						
930,000	935,000	87,000	7,500,000	11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から856,000円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,656,000円を控除した金額
935,000	940,000	87,500						
940,000	945,000	88,000						
945,000	950,000	88,500						
950,000	955,000	89,000						
955,000	960,000	89,500	11,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,406,000円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,906,000円を控除した金額
960,000	965,000	90,000						
965,000	970,000	90,500						
970,000	975,000	91,000						
975,000	980,000	91,500						
980,000	985,000	92,000	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,156,000円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,906,000円を控除した金額
985,000	990,000	92,500						
990,000	995,000	93,000						
995,000	1,000,000	93,500						
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から6,000円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,156,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以 上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
219,500	円未満	229,500	円未満	239,500	円未満	249,500	円未満	259,500	円未満
						249,500	270,000	259,500	370,000
				239,500	380,000	270,000	420,000	370,000	450,000
219,500	250,000	229,500	400,000	380,000	440,000	420,000	480,000	450,000	520,000
250,000	420,000	400,000	470,000	440,000	530,000	480,000	710,000	520,000	760,000
420,000	670,000	470,000	740,000	530,000	810,000	710,000	910,000	760,000	1,140,000
670,000	1,120,000	740,000	1,230,000	810,000	1,410,000	910,000	1,690,000	1,140,000	1,790,000
1,120,000	3,120,000	1,230,000	3,320,000	1,410,000	3,520,000	1,690,000	3,720,000	1,790,000	4,150,000
3,120,000	11,730,000	3,320,000	12,730,000	3,520,000	13,730,000	3,720,000	14,730,000	4,150,000	15,730,000
11,730,000	20,000,000	12,730,000	20,000,000	13,730,000	20,000,000	14,730,000	20,000,000	15,730,000	20,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第七十八条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

第一項第一号に掲げる金額から 35,000 円を控除した金額が昭和 42 年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和42年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和41年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 41 年 分 の 課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	172,000円	円未満	189,500円	円未満	199,500円	円未満	209,500円	円未満
60								
65								
70								
75							209,500	370,000
80					199,500	390,000	370,000	460,000
85			189,500	430,000	390,000	700,000	460,000	800,000
90			430,000	1,630,000	700,000	2,250,000	800,000	2,450,000
95	172,000	6,580,000	1,630,000	8,330,000	2,250,000	9,330,000	2,450,000	10,730,000
99	6,580,000	20,000,000	8,330,000	20,000,000	9,330,000	20,000,000	10,730,000	20,000,000

(注)

(一) この表は、昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和41年分の課税総所得金額等」とは、附則第九条第一項第二号(昭和四十二年分の予定納税基準額の

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき旧法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受け

(三) 昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第九条

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以 上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
175,000 ^円	175,000 ^円 未満	178,000 ^円	178,000 ^円 未満	180,000 ^円	180,000 ^円 未満	183,000 ^円	183,000 ^円 未満	185,000 ^円	185,000 ^円 未満
						183,000	220,000	185,000	350,000
175,000	390,000	178,000	440,000	180,000	490,000	220,000	670,000	350,000	720,000
390,000	2,250,000	440,000	2,500,000	490,000	2,750,000	670,000	3,280,000	720,000	3,530,000
2,250,000	5,000,000	2,500,000	5,000,000	2,750,000	5,000,000	3,280,000	5,000,000	3,530,000	5,000,000

計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から 3,500 円を控除した金額が昭和 43 年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第四 昭和42年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和42年分の課税総 所得金額等に係る所 得税の額に乗すべき 率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭 和 42 年 分 の 課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	163,000円	円未満	168,000円	円未満	170,000円	円未満	173,000円	円未満
85								
90							173,000	340,000
95			168,000	1,060,000	170,000	1,310,000	340,000	1,760,000
99	163,000	5,000,000	1,060,000	5,000,000	1,310,000	5,000,000	1,760,000	5,000,000

(注)

(一) この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第十条第一項第二号(昭和四十三年分の予定納税基準額の

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適

(三) 昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第十条第

附則別表第五 昭和42年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 2,000	円未満	円 0	円 51,000	円 52,000	円 4,400	円 137,000	円 139,000	円 12,500
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	13,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	13,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	13,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,900
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	14,100
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	14,300
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	14,500
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	16,100
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	16,300
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	16,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	16,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	16,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	17,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	17,300
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	17,500
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	17,700
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	17,900
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	18,100
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	18,300
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	18,600
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	18,900
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,900	204,000	207,000	19,200
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,100	207,000	210,000	19,500
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,300	210,000	213,000	19,800
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,500	213,000	216,000	20,100
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,700	216,000	219,000	20,400
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,900	219,000	222,000	20,700
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	10,100	222,000	225,000	21,000
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,300	225,000	228,000	21,300
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,500	228,000	231,000	21,600
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,700	231,000	234,000	21,900
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,900	234,000	237,000	22,200
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	11,100	237,000	240,000	22,500
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,300	240,000	243,000	22,800
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,500	243,000	246,000	23,100
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,700	246,000	249,000	23,400
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,900	249,000	252,000	23,700
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	12,100	252,000	255,000	24,000
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	12,300	255,000	258,000	24,300

(二)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
258,000	261,000	24,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	76,600
261,000	264,000	24,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	77,400
264,000	267,000	25,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	78,200
267,000	270,000	25,500	426,000	430,000	47,700	626,000	630,000	79,000
270,000	273,000	25,800	430,000	434,000	48,300	630,000	634,000	79,800
273,000	276,000	26,100	434,000	438,000	48,900	634,000	638,000	80,600
276,000	279,000	26,400	438,000	442,000	49,500	638,000	642,000	81,400
279,000	282,000	26,700	442,000	446,000	50,100	642,000	646,000	82,200
282,000	285,000	27,000	446,000	450,000	50,700	646,000	650,000	83,000
285,000	288,000	27,300	450,000	454,000	51,300	650,000	655,000	83,800
288,000	291,000	27,600	454,000	458,000	51,900	655,000	660,000	84,600
291,000	294,000	27,900	458,000	462,000	52,500	660,000	665,000	85,400
294,000	297,000	28,200	462,000	466,000	53,100	665,000	670,000	86,200
297,000	300,000	28,500	466,000	470,000	53,700	670,000	675,000	87,000
300,000	303,000	28,800	470,000	474,000	54,300	675,000	680,000	87,800
303,000	306,000	29,200	474,000	478,000	54,900	680,000	685,000	88,600
306,000	309,000	29,700	478,000	482,000	55,500	685,000	690,000	89,400
309,000	312,000	30,100	482,000	486,000	56,100	690,000	695,000	90,200
312,000	315,000	30,600	486,000	490,000	56,700	695,000	700,000	91,000
315,000	318,000	31,000	490,000	494,000	57,300	700,000	705,000	91,800
318,000	321,000	31,500	494,000	498,000	57,900	705,000	710,000	92,600
321,000	324,000	31,900	498,000	502,000	58,500	710,000	715,000	93,400
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	59,100	715,000	720,000	94,200
327,000	330,000	32,800	506,000	510,000	59,700	720,000	725,000	95,000
330,000	333,000	33,300	510,000	514,000	60,300	725,000	730,000	95,800
333,000	336,000	33,700	514,000	518,000	60,900	730,000	735,000	96,600
336,000	339,000	34,200	518,000	522,000	61,500	735,000	740,000	97,400
339,000	342,000	34,600	522,000	526,000	62,100	740,000	745,000	98,200
342,000	345,000	35,100	526,000	530,000	62,700	745,000	750,000	99,000
345,000	348,000	35,500	530,000	534,000	63,300	750,000	755,000	99,800
348,000	351,000	36,000	534,000	538,000	63,900	755,000	760,000	100,600
351,000	354,000	36,400	538,000	542,000	64,500	760,000	765,000	101,400
354,000	357,000	36,900	542,000	546,000	65,100	765,000	770,000	102,200
357,000	360,000	37,300	546,000	550,000	65,700	770,000	775,000	103,000
360,000	363,000	37,800	550,000	554,000	66,300	775,000	780,000	103,800
363,000	366,000	38,200	554,000	558,000	66,900	780,000	785,000	104,600
366,000	369,000	38,700	558,000	562,000	67,500	785,000	790,000	105,400
369,000	372,000	39,100	562,000	566,000	68,100	790,000	795,000	106,200
372,000	375,000	39,600	566,000	570,000	68,700	795,000	800,000	107,000
375,000	378,000	40,000	570,000	574,000	69,300	800,000	805,000	107,800
378,000	381,000	40,500	574,000	578,000	69,900	805,000	810,000	108,600
381,000	384,000	40,900	578,000	582,000	70,500	810,000	815,000	109,400
384,000	387,000	41,400	582,000	586,000	71,100	815,000	820,000	110,200
387,000	390,000	41,800	586,000	590,000	71,700	820,000	825,000	111,000
390,000	394,000	42,300	590,000	594,000	72,300	825,000	830,000	111,800
394,000	398,000	42,900	594,000	598,000	72,900	830,000	835,000	112,600
398,000	402,000	43,500	598,000	602,000	73,500	835,000	840,000	113,400
402,000	406,000	44,100	602,000	606,000	74,200	840,000	845,000	114,200
406,000	410,000	44,700	606,000	610,000	75,000	845,000	850,000	115,000
410,000	414,000	45,300	610,000	614,000	75,800	850,000	855,000	115,800

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 855,000	円 860,000	円 124,800	円 955,000	円 960,000	円 144,800	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額
860,000	865,000	125,800	960,000	965,000	145,800			
865,000	870,000	126,800	965,000	970,000	146,800			
870,000	875,000	127,800	970,000	975,000	147,800			
875,000	880,000	128,800	975,000	980,000	148,800			
880,000	885,000	129,800	980,000	985,000	149,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額
885,000	890,000	130,800	985,000	990,000	150,800			
890,000	895,000	131,800	990,000	995,000	151,800			
895,000	900,000	132,800	995,000	1,000,000	152,800			
900,000	905,000	133,800						
905,000	910,000	134,800	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	4,000,000	4,642,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額
910,000	915,000	135,800						
915,000	920,000	136,800						
920,000	925,000	137,800						
925,000	930,000	138,800						
930,000	935,000	139,800	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	4,642,000円		1,457,700円
935,000	940,000	140,800						
940,000	945,000	141,800						
945,000	950,000	142,800						
950,000	955,000	143,800						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうちに新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
- (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
- (a) (b)に該当するときは除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
- (b) 当該申告書に新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額			給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
256,875	257,000	149,500	149,500	300,000	301,000	184,000	184,000	345,000	346,000	220,000	220,000
256,875	257,000	149,500	149,500	301,000	302,000	184,800	184,800	346,000	347,000	220,800	220,800
257,000	258,000	149,600	149,600	302,000	303,000	185,600	185,600	347,000	348,000	221,600	221,600
258,000	259,000	150,400	150,400	303,000	304,000	186,400	186,400	348,000	349,000	222,400	222,400
259,000	260,000	151,200	151,200	304,000	305,000	187,200	187,200	349,000	350,000	223,200	223,200
260,000	261,000	152,000	152,000	305,000	306,000	188,000	188,000	350,000	351,000	224,000	224,000
261,000	262,000	152,800	152,800	306,000	307,000	188,800	188,800	351,000	352,000	224,800	224,800
262,000	263,000	153,600	153,600	307,000	308,000	189,600	189,600	352,000	353,000	225,600	225,600
263,000	264,000	154,400	154,400	308,000	309,000	190,400	190,400	353,000	354,000	226,400	226,400
264,000	265,000	155,200	155,200	309,000	310,000	191,200	191,200	354,000	355,000	227,200	227,200
265,000	266,000	156,000	156,000	310,000	311,000	192,000	192,000	355,000	356,000	228,000	228,000
266,000	267,000	156,800	156,800	311,000	312,000	192,800	192,800	356,000	357,000	228,800	228,800
267,000	268,000	157,600	157,600	312,000	313,000	193,600	193,600	357,000	358,000	229,600	229,600
268,000	269,000	158,400	158,400	313,000	314,000	194,400	194,400	358,000	359,000	230,400	230,400
269,000	270,000	159,200	159,200	314,000	315,000	195,200	195,200	359,000	360,000	231,200	231,200
270,000	271,000	160,000	160,000	315,000	316,000	196,000	196,000	360,000	361,000	232,000	232,000
271,000	272,000	160,800	160,800	316,000	317,000	196,800	196,800	361,000	362,000	232,800	232,800
272,000	273,000	161,600	161,600	317,000	318,000	197,600	197,600	362,000	363,000	233,600	233,600
273,000	274,000	162,400	162,400	318,000	319,000	198,400	198,400	363,000	364,000	234,400	234,400
274,000	275,000	163,200	163,200	319,000	320,000	199,200	199,200	364,000	365,000	235,200	235,200
275,000	276,000	164,000	164,000	320,000	321,000	200,000	200,000	365,000	366,000	236,000	236,000
276,000	277,000	164,800	164,800	321,000	322,000	200,800	200,800	366,000	367,000	236,800	236,800
277,000	278,000	165,600	165,600	322,000	323,000	201,600	201,600	367,000	368,000	237,600	237,600
278,000	279,000	166,400	166,400	323,000	324,000	202,400	202,400	368,000	369,000	238,400	238,400
279,000	280,000	167,200	167,200	324,000	325,000	203,200	203,200	369,000	370,000	239,200	239,200
280,000	281,000	168,000	168,000	325,000	326,000	204,000	204,000	370,000	371,000	240,000	240,000
281,000	282,000	168,800	168,800	326,000	327,000	204,800	204,800	371,000	372,000	240,800	240,800
282,000	283,000	169,600	169,600	327,000	328,000	205,600	205,600	372,000	373,000	241,600	241,600
283,000	284,000	170,400	170,400	328,000	329,000	206,400	206,400	373,000	374,000	242,400	242,400
284,000	285,000	171,200	171,200	329,000	330,000	207,200	207,200	374,000	375,000	243,200	243,200
285,000	286,000	172,000	172,000	330,000	331,000	208,000	208,000	375,000	376,000	244,000	244,000
286,000	287,000	172,800	172,800	331,000	332,000	208,800	208,800	376,000	377,000	244,800	244,800
287,000	288,000	173,600	173,600	332,000	333,000	209,600	209,600	377,000	378,000	245,600	245,600
288,000	289,000	174,400	174,400	333,000	334,000	210,400	210,400	378,000	379,000	246,400	246,400
289,000	290,000	175,200	175,200	334,000	335,000	211,200	211,200	379,000	380,000	247,200	247,200
290,000	291,000	176,000	176,000	335,000	336,000	212,000	212,000	380,000	381,000	248,000	248,000
291,000	292,000	176,800	176,800	336,000	337,000	212,800	212,800	381,000	382,000	248,800	248,800
292,000	293,000	177,600	177,600	337,000	338,000	213,600	213,600	382,000	383,000	249,600	249,600
293,000	294,000	178,400	178,400	338,000	339,000	214,400	214,400	383,000	384,000	250,400	250,400
294,000	295,000	179,200	179,200	339,000	340,000	215,200	215,200	384,000	385,000	251,200	251,200
295,000	296,000	180,000	180,000	340,000	341,000	216,000	216,000	385,000	386,000	252,000	252,000
296,000	297,000	180,800	180,800	341,000	342,000	216,800	216,800	386,000	387,000	252,800	252,800
297,000	298,000	181,600	181,600	342,000	343,000	217,600	217,600	387,000	388,000	253,600	253,600
298,000	299,000	182,400	182,400	343,000	344,000	218,400	218,400	388,000	389,000	254,400	254,400
299,000	300,000	183,200	183,200	344,000	345,000	219,200	219,200	389,000	390,000	255,200	255,200

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
390,000	391,000	256,000	435,000	436,000	292,000	520,000	522,000	360,000
391,000	392,000	256,800	436,000	437,000	292,800	522,000	524,000	361,600
392,000	393,000	257,600	437,000	438,000	293,600	524,000	526,000	363,200
393,000	394,000	258,400	438,000	439,000	294,400	526,000	528,000	364,800
394,000	395,000	259,200	439,000	440,000	295,200	528,000	530,000	366,400
395,000	396,000	260,000	440,000	442,000	296,000	530,000	532,000	368,000
396,000	397,000	260,800	442,000	444,000	297,600	532,000	534,000	369,600
397,000	398,000	261,600	444,000	446,000	299,200	534,000	536,000	371,200
398,000	399,000	262,400	446,000	448,000	300,800	536,000	538,000	372,800
399,000	400,000	263,200	448,000	450,000	302,400	538,000	540,000	374,400
400,000	401,000	264,000	450,000	452,000	304,000	540,000	542,000	376,000
401,000	402,000	264,800	452,000	454,000	305,600	542,000	544,000	377,600
402,000	403,000	265,600	454,000	456,000	307,200	544,000	546,000	379,200
403,000	404,000	266,400	456,000	458,000	308,800	546,000	548,000	380,800
404,000	405,000	267,200	458,000	460,000	310,400	548,000	550,000	382,400
405,000	406,000	268,000	460,000	462,000	312,000	550,000	552,000	384,000
406,000	407,000	268,800	462,000	464,000	313,600	552,000	554,000	385,600
407,000	408,000	269,600	464,000	466,000	315,200	554,000	556,000	387,200
408,000	409,000	270,400	466,000	468,000	316,800	556,000	558,000	388,800
409,000	410,000	271,200	468,000	470,000	318,400	558,000	560,000	390,400
410,000	411,000	272,000	470,000	472,000	320,000	560,000	562,000	392,000
411,000	412,000	272,800	472,000	474,000	321,600	562,000	564,000	393,600
412,000	413,000	273,600	474,000	476,000	323,200	564,000	566,000	395,200
413,000	414,000	274,400	476,000	478,000	324,800	566,000	568,000	396,800
414,000	415,000	275,200	478,000	480,000	326,400	568,000	570,000	398,400
415,000	416,000	276,000	480,000	482,000	328,000	570,000	572,000	400,000
416,000	417,000	276,800	482,000	484,000	329,600	572,000	574,000	401,600
417,000	418,000	277,600	484,000	486,000	331,200	574,000	576,000	403,200
418,000	419,000	278,400	486,000	488,000	332,800	576,000	578,000	404,800
419,000	420,000	279,200	488,000	490,000	334,400	578,000	580,000	406,400
420,000	421,000	280,000	490,000	492,000	336,000	580,000	582,000	408,000
421,000	422,000	280,800	492,000	494,000	337,600	582,000	584,000	409,600
422,000	423,000	281,600	494,000	496,000	339,200	584,000	586,000	411,200
423,000	424,000	282,400	496,000	498,000	340,800	586,000	588,000	412,800
424,000	425,000	283,200	498,000	500,000	342,400	588,000	590,000	414,400
425,000	426,000	284,000	500,000	502,000	344,000	590,000	592,000	416,000
426,000	427,000	284,800	502,000	504,000	345,600	592,000	594,000	417,600
427,000	428,000	285,600	504,000	506,000	347,200	594,000	596,000	419,200
428,000	429,000	286,400	506,000	508,000	348,800	596,000	598,000	420,800
429,000	430,000	287,200	508,000	510,000	350,400	598,000	600,000	422,400
430,000	431,000	288,000	510,000	512,000	352,000	600,000	602,000	424,000
431,000	432,000	288,800	512,000	514,000	353,600	602,000	604,000	425,600
432,000	433,000	289,600	514,000	516,000	355,200	604,000	606,000	427,200
433,000	434,000	290,400	516,000	518,000	356,800	606,000	608,000	428,800
434,000	435,000	291,200	518,000	520,000	358,400	608,000	610,000	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
610,000	612,000	432,000	700,000	702,000	507,000	790,000	792,000	588,000
612,000	614,000	433,600	702,000	704,000	508,800	792,000	794,000	589,800
614,000	616,000	435,200	704,000	706,000	510,600	794,000	796,000	591,600
616,000	618,000	436,800	706,000	708,000	512,400	796,000	798,000	593,400
618,000	620,000	438,400	708,000	710,000	514,200	798,000	800,000	595,200
620,000	622,000	440,000	710,000	712,000	516,000	800,000	802,000	597,000
622,000	624,000	441,600	712,000	714,000	517,800	802,000	804,000	598,800
624,000	626,000	443,200	714,000	716,000	519,600	804,000	806,000	600,600
626,000	628,000	444,800	716,000	718,000	521,400	806,000	808,000	602,400
628,000	630,000	446,400	718,000	720,000	523,200	808,000	810,000	604,200
630,000	632,000	448,000	720,000	722,000	525,000	810,000	812,000	606,000
632,000	634,000	449,600	722,000	724,000	526,800	812,000	814,000	607,800
634,000	636,000	451,200	724,000	726,000	528,600	814,000	816,000	609,600
636,000	638,000	452,800	726,000	728,000	530,400	816,000	818,000	611,400
638,000	640,000	454,400	728,000	730,000	532,200	818,000	820,000	613,200
640,000	642,000	456,000	730,000	732,000	534,000	820,000	822,000	615,000
642,000	644,000	457,600	732,000	734,000	535,800	822,000	824,000	616,800
644,000	646,000	459,200	734,000	736,000	537,600	824,000	826,000	618,600
646,000	648,000	460,800	736,000	738,000	539,400	826,000	828,000	620,400
648,000	650,000	462,400	738,000	740,000	541,200	828,000	830,000	622,200
650,000	652,000	464,000	740,000	742,000	543,000	830,000	832,000	624,000
652,000	654,000	465,600	742,000	744,000	544,800	832,000	834,000	625,800
654,000	656,000	467,200	744,000	746,000	546,600	834,000	836,000	627,600
656,000	658,000	468,800	746,000	748,000	548,400	836,000	838,000	629,400
658,000	660,000	470,400	748,000	750,000	550,200	838,000	840,000	631,200
660,000	662,000	472,000	750,000	752,000	552,000	840,000	842,000	633,000
662,000	664,000	473,600	752,000	754,000	553,800	842,000	844,000	634,800
664,000	666,000	475,200	754,000	756,000	555,600	844,000	846,000	636,600
666,000	668,000	476,800	756,000	758,000	557,400	846,000	848,000	638,400
668,000	670,000	478,400	758,000	760,000	559,200	848,000	850,000	640,200
670,000	672,000	480,000	760,000	762,000	561,000	850,000	852,000	642,000
672,000	674,000	481,600	762,000	764,000	562,800	852,000	854,000	643,800
674,000	676,000	483,600	764,000	766,000	564,600	854,000	856,000	645,600
676,000	678,000	485,400	766,000	768,000	566,400	856,000	858,000	647,400
678,000	680,000	487,200	768,000	770,000	568,200	858,000	860,000	649,200
680,000	682,000	489,000	770,000	772,000	570,000	860,000	862,000	651,000
682,000	684,000	490,800	772,000	774,000	571,800	862,000	864,000	652,800
684,000	686,000	492,600	774,000	776,000	573,600	864,000	866,000	654,600
686,000	688,000	494,400	776,000	778,000	575,400	866,000	868,000	656,400
688,000	690,000	496,200	778,000	780,000	577,200	868,000	870,000	658,200
690,000	692,000	498,000	780,000	782,000	579,000	870,000円以上		給与等の金額から210,000円を控除した金額
692,000	694,000	499,800	782,000	784,000	580,800			
694,000	696,000	501,600	784,000	786,000	582,600			
696,000	698,000	503,400	786,000	788,000	584,400			
698,000	700,000	505,200	788,000	790,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和42年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
4,000	6,000	0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	124,800	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
1,760,000	1,770,000	129,800	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
1,810,000	1,820,000	134,800	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
1,860,000	1,870,000	139,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
1,910,000	1,920,000	144,800	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
1,960,000	1,970,000	149,800	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所得控除額及び退職所得控除額の引上げ等によりその負担の軽減を図るとともに、青色事業専従者給与の必要経費算入限度の廃止等により青色申告制度の整備改善を行なうほか、少額貯蓄非課税制度の適用要件を緩和し、障害者控除等の税額控除を所得控除に変更する等所要の規定の整備合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 相続人の取得した第三条第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち百万円までの金額(その者の取得した当該保険金の合計額が百万円をこえ、かつ、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がある場合において、百万円に当該残額のうちその者の取得した当該保険金の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)に相当する部分

イ 百万円に第三条第一項第一号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ 第三条第一項第一号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額で百万円までの金額に相当する部分の金額の合計額

五 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与でその合計額のうち五十万円までの金額(その者の取得した当該給与の合計額が五十万円をこえ、かつ、イに掲げる金額から

ロに掲げる金額を控除した残額がある場合において、五十万円に当該残額のうちその者の取得した当該給与の合計額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)に相当する部分
イ 五十万円に第三条第一項第二号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額

ロ 第三条第一項第二号の被相続人の各相続人が取得した同号に掲げる給与の合計額で五十万円までの金額に相当する部分の金額の合計額
第十五条第一項中「第十八条の二」を「第十八条」に改める。

第十七条を削る。
第十八条中「総額を、」を「総額に、それぞれ」に、「からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあつて」を「当該財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて」に改め、同条を第十七条とし、第十八条の二を第十八条とする。

第十九条の二を次のように改める。
(配偶者に対する相続税額の軽減)
第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額があるときは、当該残額をもつてその納付すべき相続税額とし、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

一 当該配偶者につき第十五条から第十七条まで及び前条の規定により算出した金額
二 当該相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額(当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円)を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がそれぞれ民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとし

た場合において、当該配偶者につき第十五条から第十七条までの規定を適用して算出した金額
第二十七条第一項中「がその取得財産に係る基礎控除額をこえ、かつ、当該課税価格」を削る。

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 改正後の相続税法の規定は、昭和四十二年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、配偶者に係る相続税を軽減するとともに、相続人の取得する保険金及び死亡退職金の非課税限度額並びに相続税額の計算の簡易合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。